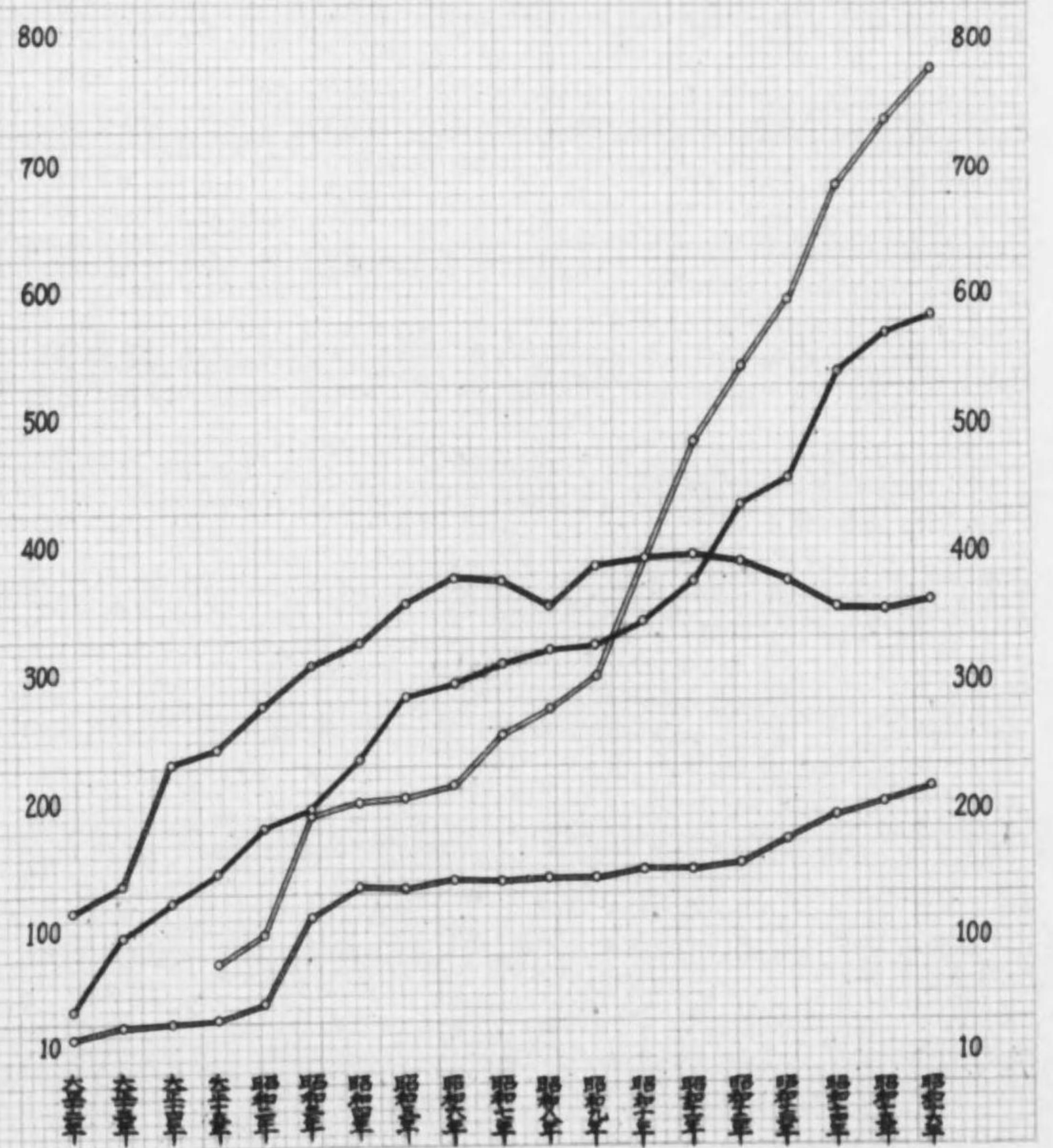
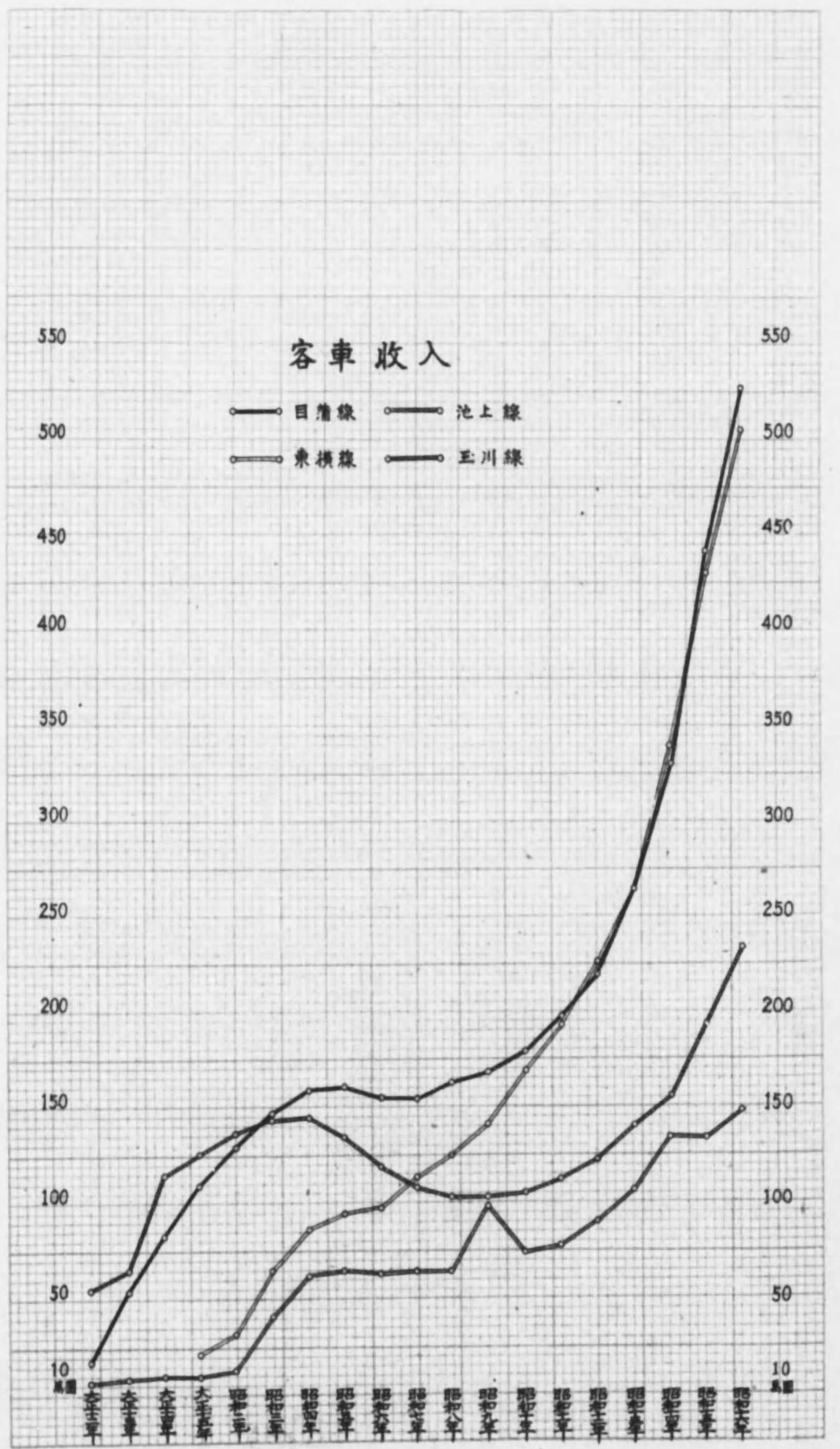


客車走行率

目蒲線 池上線
東横線 王川線

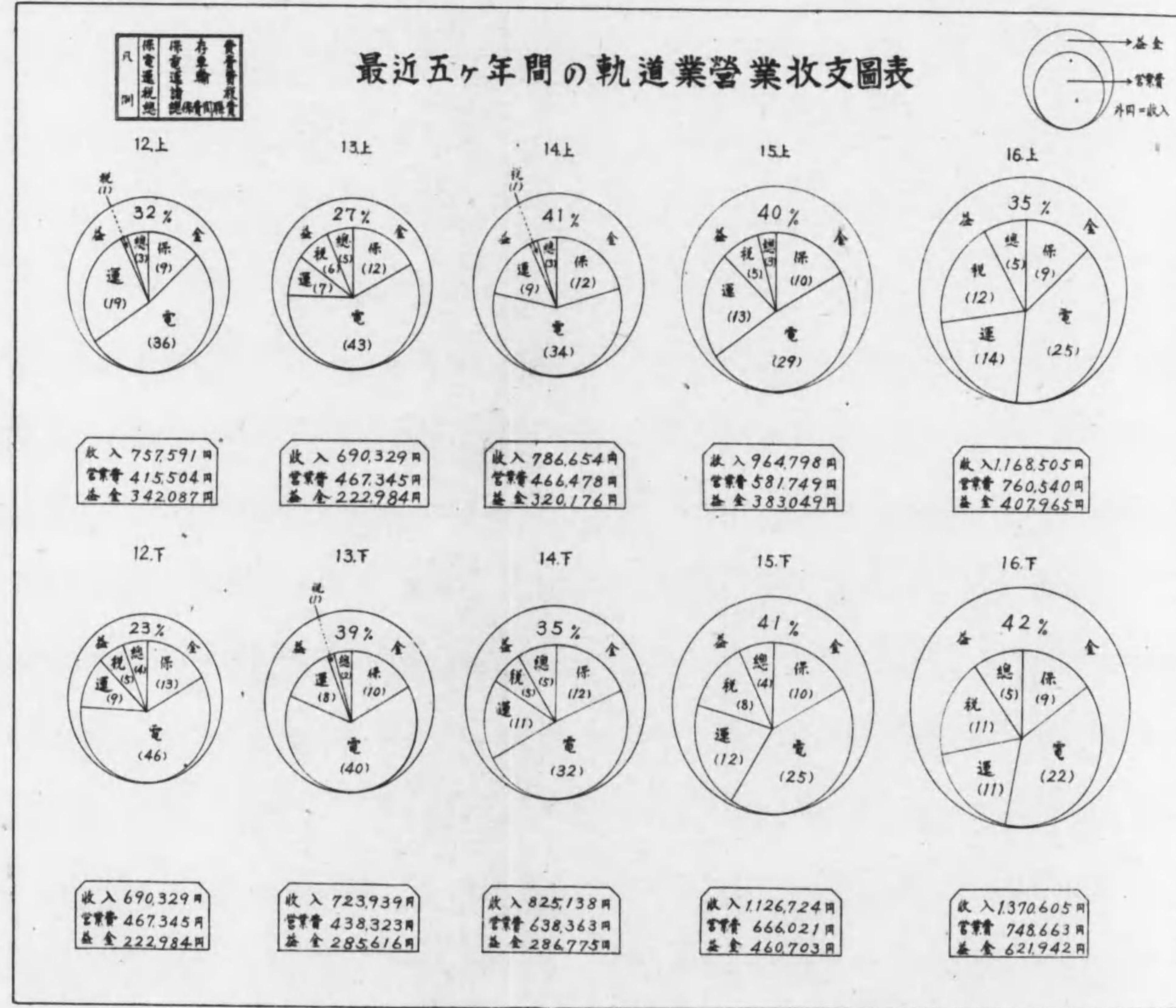


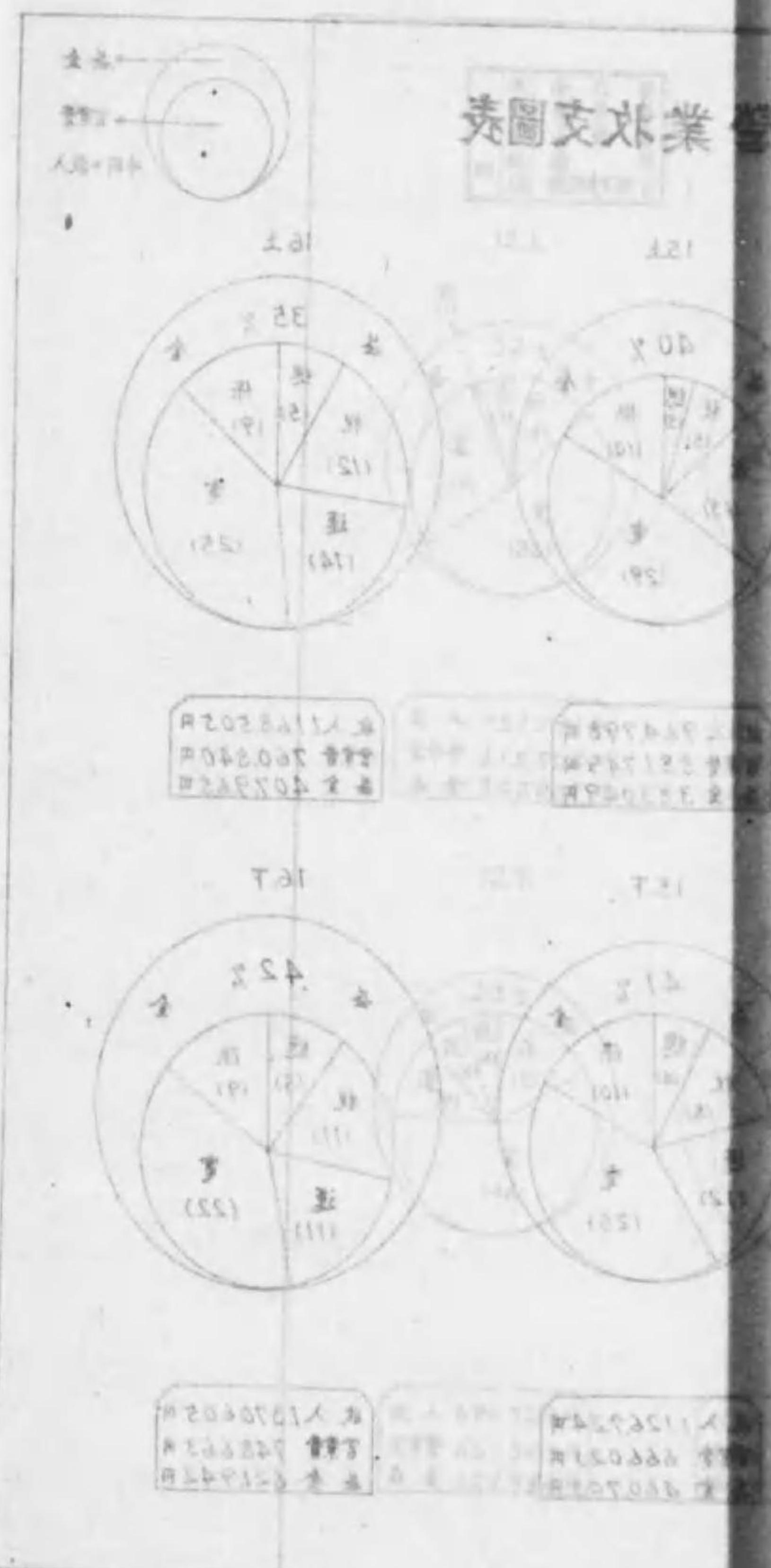
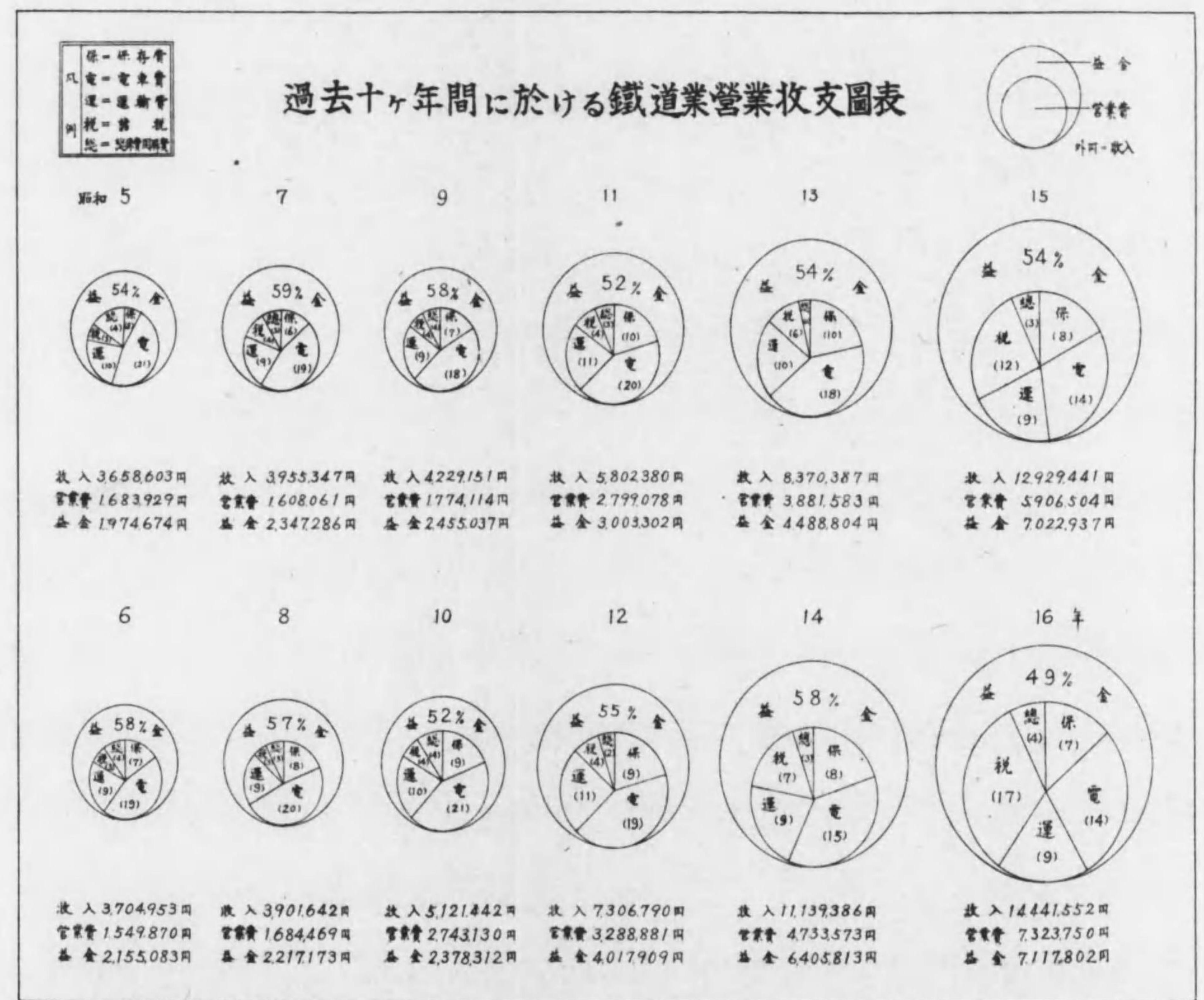


卷五十五

新嘉坡人出
新嘉坡人出
新嘉坡人出

九月
九日
九月九日

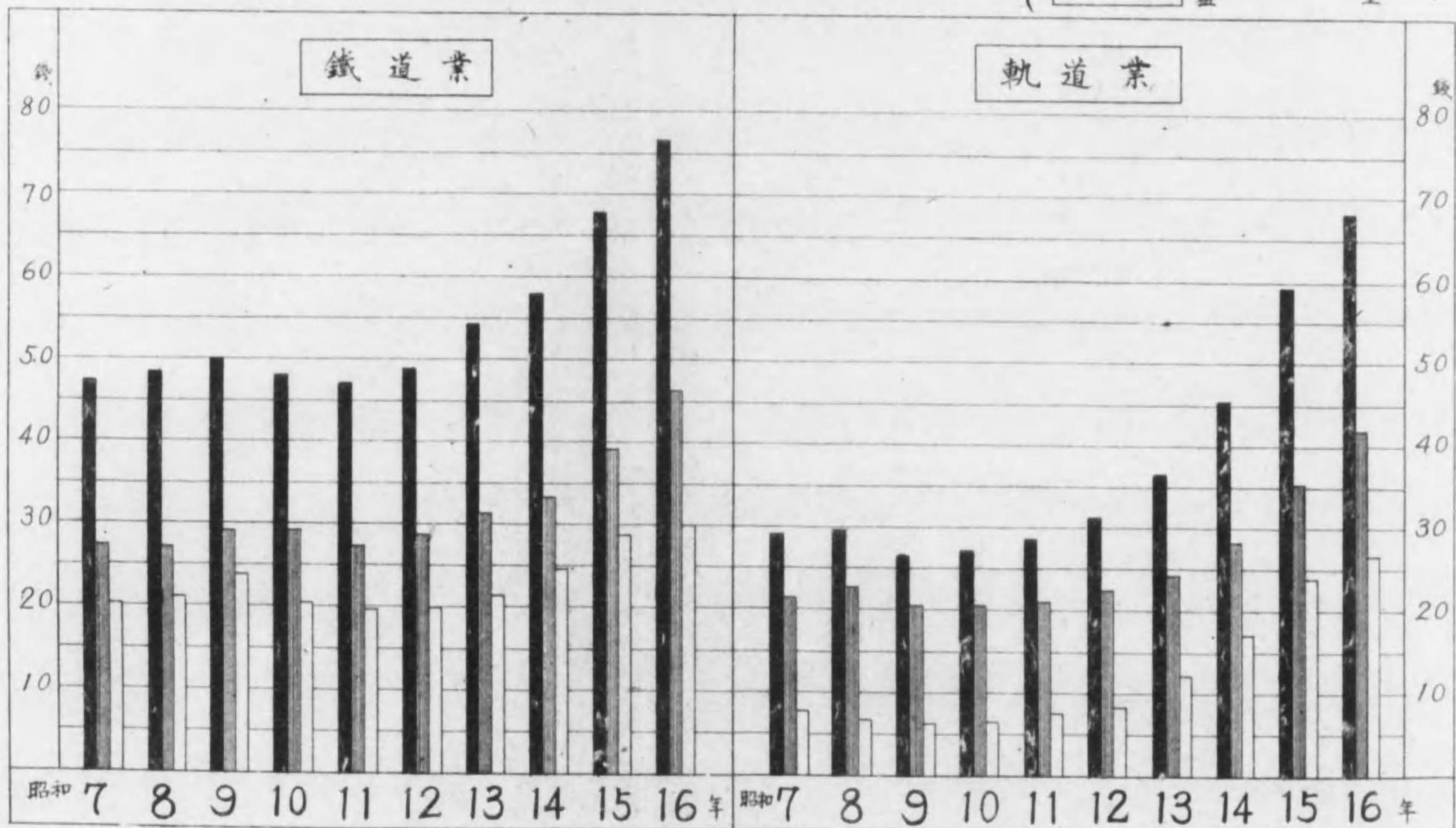




表題文

過去十ヶ年間に於ける車輌走行一料當運輸收入及營業費益金圖表

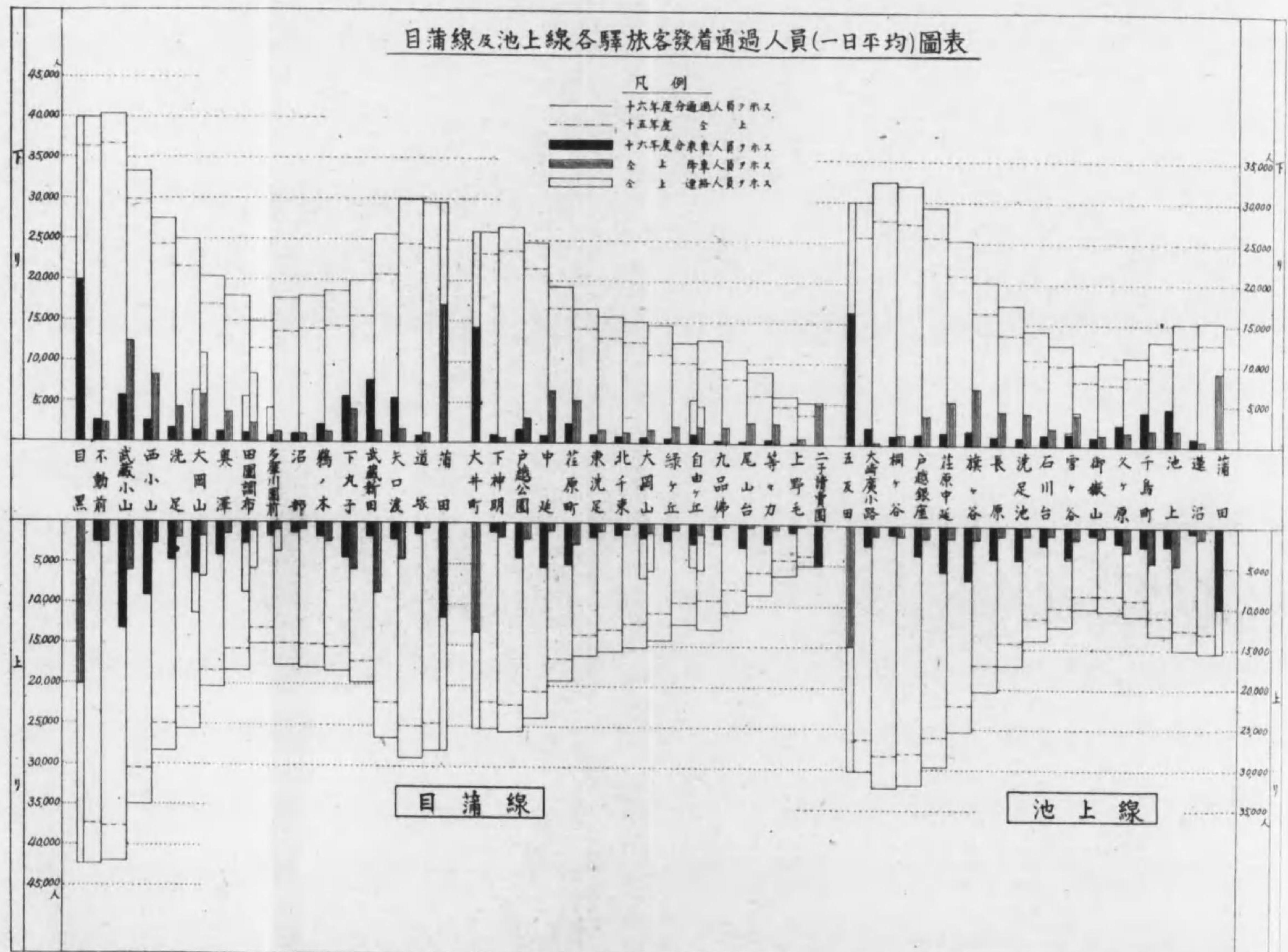
凡例
 運輸
 营業費(利子ヲ含ム)
 益



目蒲線及池上線各驛旅客發着通過人員(一日平均)圖表

凡例

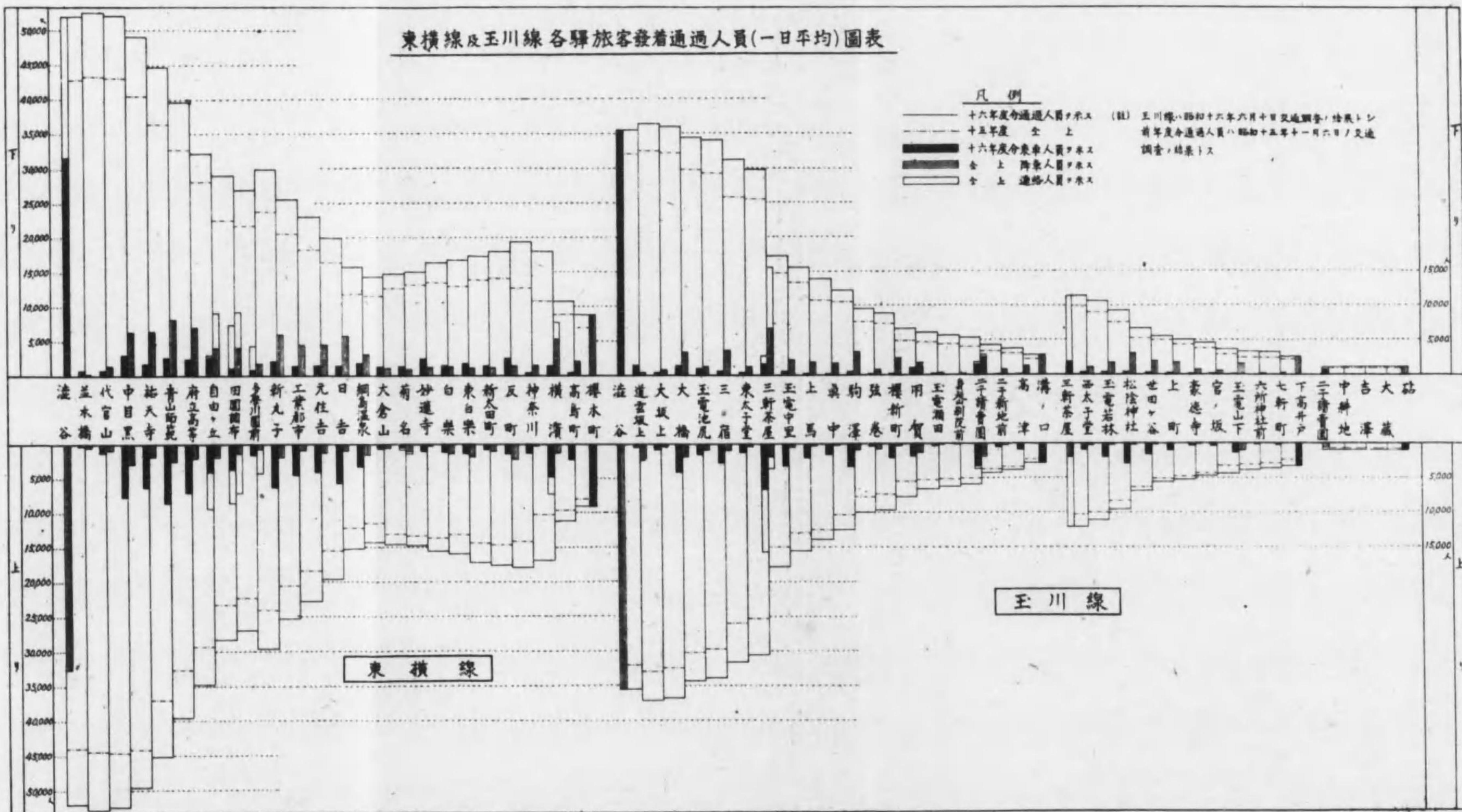
十六年度分通過人員ヲホス
十五年度 全 上
十六年度合乗車人員ヲホス
全 上 特車人員ヲホス
全 上 連絡人員ヲホス



東橫線及玉川線 各驛旅客發着通過人員(一日平均)圖表

凡 例

— 十六年度今通過人員ヲ示ス (註) 王川鐵小路和十六年六月廿日交通調查，結果トシ
— 十五年度 全 上 前年度今通過人員ハ昭和十五年十一月六日ノ交通
— 十六年度今乗車人員ヲ示ス 調査，結果トス
— 全 上 降車人員ヲ示ス
— 全 上 通過人員ニ及ス





ガソリン車



本炭使用車



車用炭薪



第二章 自動車業

現在わが社經營の自動車は、目蒲、舊東横電鐵及び、兩社に合併された池上、玉川兩電鐵等の經營して來たものゝ合體で、沿革に就いても相當複雜、多岐に亘るものであるが出來得る限り簡潔に記する事とした。

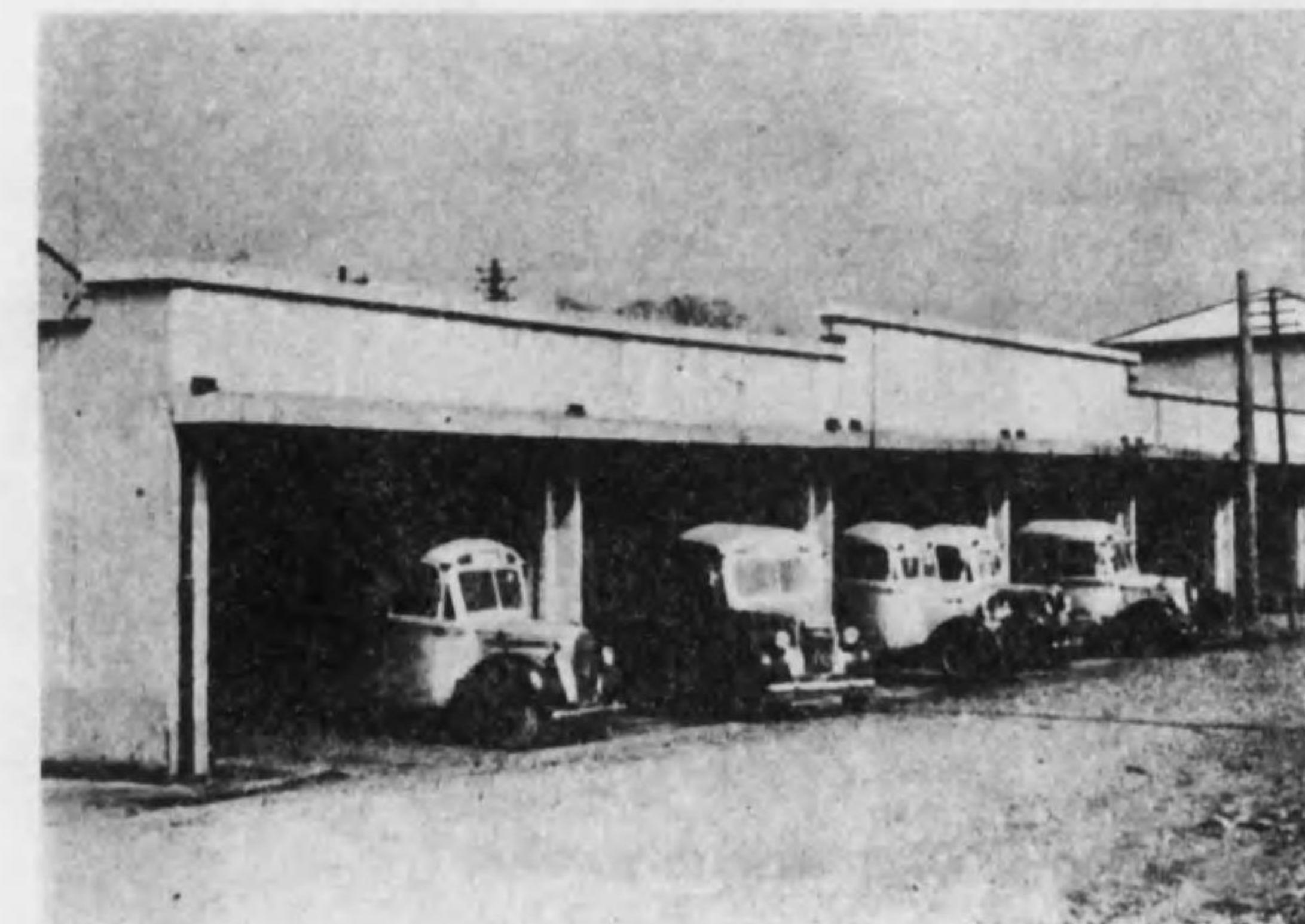
第一節 目蒲電鐵の自動車業

一、自動車經營の開始

目蒲電鐵が自動車經營に着手したのは昭和二年で、同年十月三日の臨時株主總會に於て、定款を改正し、事業の目的中に『自動車ニ依ル一般運輸業』の一項を加へた。而して昭和四年一月廿一日其の筋へ申請し、同年二月二日許可を得た。開業したのが昭和四年六月廿五日で、路線は大井町驛前から荏原町車庫前間（二糺五七）で、同年八月二日には武藏小山驛前、宮前町間（三糺七六）を開業した。その後、逐年路線を擴張し、昭和八年六月一日には全部を擧げて、新設の目蒲乗合株式會社に讓渡した。



(島濱) 所営業自動車整備室



同上車庫

二、目蒲乗合株式會社

當社は目蒲電鐵及び合資會社大森乗合自動車の自動車營業権を繼承し、自動車に依る旅客運輸業並にその附帶事業を營む目的を以て、昭和八年二月一日創立された。資本金貳萬圓。當日役員として左の諸氏が就任した。

取締役社長 五島慶太

監査役 篠原三千郎 松浦由太郎 小林清雄

監査役 山本知太郎 三宮四郎

次いで昭和八年三月五日、臨時株主總會に於て資本金を拾貳萬圓に増加の件が可決せられた。

昭和九年十月一日に池上電鐵所屬の路線を繼承する外、逐次擴張し、昭和十年十二月廿四日には、役員として丹羽武朝氏が入社し、常務取締役に就任した。

昭和十二年三月十二日の臨時株主總會にて、業務一切を目蒲電鐵へ譲渡契約の件、及び社名を目蒲興業株式會社と改稱並に事業目的變更等が承認可決せられ、自動車業は五月廿日目蒲電鐵への合併が實施せられた。

三、池上電鐵の自動車業

池上電鐵が、兼業として自動車業經營に着手したのは昭和二年で、同年七月十八日その筋へ申

請し、許可を得たのが同年八月十一日であつた。

經營最初の路線は、鎌木悅三氏の得た左記免許線の権利を買收したものである。

中延車庫前—五反田驛前 二糸六（大正一二、七、一二、免許）

平塚橋—佐原町驛前 一糸四（昭和二、三、二五、免許）

以上の營業を開始したのが、昭和二年九月九日で、爾來路線の擴張をなし、昭和九年九月廿日、目蒲電鐵が繼承するに至つた。

四、目黒自動車運輸株式會社

(一)

當社は大正九年十二月廿八日、資本金七萬五千圓の株式組織を以て設立せられ、主として貸切及び貨物運搬を營業の骨子とした。役員としては取締役社長志保澤忠三郎氏、取締役安原尚親、中島金藏、立石知滿、中村太郎、監査役島村吉藏の諸氏であつた。時恰も、歐洲大戰終戻後に於けるわが經濟界に一大バニツクを來した真最中の事とて、萬事殆ど休すの形となり、止むなく大正十一年五月廿一日、資本金も三分の一の金貳萬五千圓に減じてしまつた。

翌大正十二年四月に入り、當時省線目黒驛前から玉川等々力迄の間を路線として營業してゐた、目黒乗合自動車會社の權利を買收し、乗合自動車業を開始した。

由來この目黒、等々力間の交通機關たる、明治初年、碑袋村の有志栗山久次郎、岡田衛、栗山子之吉氏等が發起で權之助坂から玉川野毛の渡し手前迄、一頭追ひのガタクリ馬車を馳驅したのが嚆矢であつた。その後大正八年の頃、下目黒の人々が小型乗合自動車營業を開始するにつき、前記の馬車路線の權利を譲り受けることゝした。當目黒自動車運輸が買收したと云ふのはこの古い歴史ある自動車路線であつた。間もなく、大正十二年九月一日の大震災となり、郊外移住者の激増は、圖らずも當社の業績を向上せしむると同時に、在來自動車の購入（當時は殆ど輸入品のみであつた）に對する政府の方針も俄然一變し、安易に自由に手に入るやうになつた。これに力を得、大正十二年十二月廿五日には金拾萬圓に増資し、時代の潮流に順應して進んだ。後年、當社が乗合自動車業者として大をなすに至つた基礎は、此時固められたのである。



元黒目乗合自動車社主
三忠澤保志 著者経営

然して業績良好となるに及び當時に於て年二割の株主配當をなすに至つた。越えて大正十三年に自動車の修理、製造の兼業をなすべく定款を改正し、一方新路線の開拓に向つて突進し、大正十五年七月廿七日に資本金を參拾萬圓に増加した。

(二)

こゝに昭和二年四月二十日、新に電氣鐵道敷設

免許權を得た目黒玉川電氣鐵道株式會社なるものがあつた。軌道敷設區間は、荏原郡大崎町から玉川村に到るもので、資本金五百萬圓、發起人總代は當時世田谷町三宿に住して居た池田長康氏で、創立事務所は丸の内ビルディング内に置かれた。

玉川電氣鐵道株式會社は、この新線敷設の許可を聞いて聊か驚異の眼を見張り、内々心を傷めてゐたが、遂に敷設權を買收したのである。

創立總會を開き、第一回拂込金一株に付き金五圓合計五拾萬圓を徵收し、着々と起工に取りかかるべく土地の測量買收にかゝつた。然し時代の趨勢は、電鐵を新設するよりむしろ自動車業に轉向した方が、はるかに採算に於て優つてゐる事が明確になつて來たので、暫く工事施行認可を延期し、株主には定款所定の年五分の利息配當だけして日を送つてゐた。恰もその時、目黒自動車運輸株式會社が増資はしたものゝ、拂込金の融通意の如くでないのを幸ひ、目黒玉川電鐵の拂込金を以て新舊合せて二千八百餘株を引受け、新役員二人（監査役一人）を入社就任せしめたのが昭和四年五月であつた。

(三)

以上の如く經營資金を得た目黒自動車運輸會社は愈々活氣を帶び、發展途上に在つた際、昭和十年八月十九日、大株主たる目黒玉川電鐵の解散により、所有株は一切擧げて玉川電鐵が引き受くることゝなつた。其の後玉川電鐵が東京横濱電鐵の統制下に置かるゝに至り、當社の株式も、

玉川電鐵の傍系會社たりし日本興業株式會社の所有に移つた。

昭和十二年八月廿一日に至り、當社の姉妹會社たる芝浦乗合自動車株式會社（社長志保澤忠三郎氏）と共に、目蒲電鐵と合併の契約が成立した（契約書の内容は省略）。然し條件として合併前に於て目蒲電鐵の増資便法として、當社の資本金額を金壹千貳百五拾萬圓に増加すべく契約され、昭和十二年十二月一日合併が實施せられた。

五、芝浦乗合自動車株式會社

當社は昭和五年一月十九日創立せられ、資本金は八萬五千圓（壹千七百株）、代表取締役は千葉諒二氏で、事務所を芝區新幸町六番地に置き、間もなく芝區芝浦町二丁目四番地に移つた。最初の營業路線は左の四線であつた。

(一) 芝區芝浦町一丁目一番地先—同區芝浦新芝町—新芝橋間（日出町及月見町經由循環線）

(二) 芝區芝浦町三丁目一番地—同區芝浦新芝町田町驛裏口間

(三) 芝區芝浦日出町八番地先—同區同町濱崎橋間（後昭和十一年七月廿三日廢止す）

(四) 芝區芝浦月見町三丁目一番地先—同區同町二丁目三番地先間

以上は八木哲氏の所有權であつたのを、昭和五年四月前記千葉氏が譲受け同社へ譲渡したのである。

運轉車輛數臺で經營したものゝ缺損の繼續で、未だ見るべき業績には達し得られず、昭和十一年に至つた。この間に於て、一部路線の變更及び延長路線の許可を得たのが、月見町二丁目三番地及び四番地先から東京市三號埋立地迄の一つで、他の新出願其の他は皆不許可却下等になつてしまつた。

昭和十一年五月卅日の定時株主總會に於て、目黒自動車運輸株式會社の經營者一味の手に入るこことなり、資本金も金貳拾五萬圓（五千株）に増加を決議した。更に同年六月廿八日臨時株主總會を開き、前役員たる取締役千葉諒二氏外五名、監査役石黒七三郎氏外四名は何れも辭任したるにつき之を承認し、新に取締役に志保澤忠三郎、佐藤安之助、小津綠平の諸氏並に監査役に高橋昇造氏が就任した。

同年七月十九日臨時株主總會を開き、定款の改正並に事務所を目黒區下目黒一丁目十一番地に移轉する事にした。

此の年十月廿日芝區海岸通三丁目二番地より芝浦三丁目八號埋立地迄の免許を得た。

昭和十一年十一月廿四日の定時株主總會にて役員改選の結果、高橋昇造、野村良一の兩氏が取締役に、小津綠平氏が監査役に就任し、同十二年十二月一日、目黒自動車運輸株式會社と共に目蒲電鐵に合併された。

第二節 舊東横電鐵の自動車業

自動車經營業の開始

昭和二年十二月廿八日、定期株主總會に於て、定款を改正し、事業目的中に『自動車ニ依ル一般運輸業ヲ營ムコト』の一項を加へ、昭和四年一月十一日、その筋へ是れが許可を申請し、同年同月廿四日指令を下附せられた。

最初、元神奈川自動車合名會社の經營に係る、東神奈川・川和間（七哩三分）、東神奈川・綱島間（六哩二分）の乗合業を譲り受け、昭和四年三月十七日開業し、同年四月十八日に新太田町に於て貸切自動車業を開始、中目黒線（目黒大橋・大鳥神社間）は昭和四年四月十二日營業許可を得、同年六月廿五日に開業した。

以上が舊東横電鐵の名の下に、自動車業經營に着手した始まりであつた。
その後昭和四年五月卅日に至り、東神奈川・綱島間の路線及び新太田町方面の貸切營業權を、新設の東横タクシー株式會社に、昭和四年九月廿五日、中目黒線は東横乘合株式會社に何れも譲渡し、以後暫くは本社名での營業は中止された。

昭和八年下期に入り、東横タクシー株式會社から、乗合自動車業だけを再び本社に移し、同十一年十一月、自動車課を新設して專屬に經營する事になり、更に東横乘合株式會社をも合併し、

課名は部名と變つた。

玉川電鐵が東横電鐵に合併せらるゝや、自動車業をも繼承し、且つ玉川電鐵の傍系會社たる日本興業株式會社の所有路線（濫谷・赤十字社前間）をも移讓したので、自動車部の事業は擴大された。後更に、目蒲電鐵自動車部と合流して今日に及んでゐる。

次に舊東横自動車部へ統轄された諸社の沿革を略記する事とする。

一、東横乘合株式會社

當社の成立を語るには、舊エビス乗合自動車、代々木乗合自動車兩社及び前記中目黒線の沿革を述べる事となる故、左に簡記する。

(イ) 舊エビス乗合自動車株式會社

昭和二年三月廿日、省線エビス驛前から田町驛まで（二哩四分）を路線として開業したエビス乗合自動車商會なるものがあつた。該路線の營業權を譲受け、エビス乗合自動車株式會社としたのが昭和三年十月一日で、役員は代表取締役影島九二作、取締役宮崎千代吉、永橋櫻郎、監査役永橋至剛の諸氏で、公稱資本金貳拾五萬圓（五千株）、最初の運輸車輛十三臺であつた。路線の比較的平坦なると、省線樞要兩驛間を往復するので、業績は從つて良好で、創業當初より年一割の株主配當をなした。

昭和四年に入り、運輸車輛の増加並に出發時間の短縮等を行つて益々實績を上げ行く一方、野方・石神井間の營業權を中野乗合自動車より引受けた事にした。

昭和四年八月十九日、臨時株主總會を開き、前記役員全部の辭任を承認すると共に、左の諸氏の就任決定を見た。

取締役 五島慶太 近藤富次郎 篠原三千郎 今村信吾

監査役 澄澤秀雄 朝倉虎治郎

更に昭和四年九月十六日の臨時株主總會に於て左の件が承認可決された。

一、當社へ代々木乗合自動車株式會社ヲ合併スル爲メ締結シタル別紙合併契約書承認ノ件（契約書略）

二、代々木乗合自動車株式會社合併ト同時ニ定款中左ノ通り變更ノ件

第一條中「エビス乗合自動車株式會社」トアルヲ「東横乗合株式會社」ト改ム

第四條中「金貳拾五萬圓」トアルヲ「金參拾八萬圓」ト改ム

第六條中「五千株」トアルヲ「七千六百株」ト改ム

斯くて代々木乗合の合併を實施したのが昭和四年十一月廿一日で、當日から東横乗合株式會社と改稱された。

(口)、代々木乗合自動車株式會社



氏郎次富蔵近



所業本舊の社會自動車合乗木々代

エビス乗合に合併された代々木乗合の最初の開通は、大正九年十二月廿五日で、東京近郊では第四位の古い歴史を有して居た。

昭和四年八月十九日の臨時株主總會に於て、專務取締役

近藤富次郎、取締役五島慶太、伊崎捨次郎、加藤義満、提携

龜太郎、瀬戸喜重郎、朝倉虎治郎、監査役 桝丹治、須田千太郎、小林源十郎の諸氏が辭任し、新に左の諸氏が就任した。

取締役 五島慶太 近藤富次郎 篠原三千郎 今村信吉

監査役 澄澤秀雄 朝倉虎治郎

昭和四年九月十六日臨時株主總會に於て、エビス乗合との合併契約を承認可決し、同年十一月廿一日實施された。現在の代々木線の前身がそれである。

(八) 中目黒線

當路線は前記の如く、舊東横電鐵が昭和四年二月十六日免許を出願し、同年四月十二日許可を得たところの環狀道路を走る目黒大橋・大鳥神社間の路線である。當時免許獲得の光榮を祝賀する意味で、運轉手に陣羽織を着せたと云ふ挿話が残つてゐる。

昭和四年九月廿五日、エビス乗合へ譲渡の契約が結ばれ、同社名の改稱と共に東横乗合の所屬となつた。

以上が大體東横乗合の生れた道筋で、役員は左の如く選任せられた。

取締役社長 五島慶太

専務取締役 近藤富次郎

監査役 澄澤秀雄

収締役 篠原三千郎

今村信吉

昭和四年十二月廿三日の定期株主總會で、資本金増加の件を可決し、從來の金參拾八萬圓は金壹百萬圓となつた。處が當時の財界一般は非常な不況を極めたので、當社の業績も甚ながら打撃を受け、その結果として、昭和六年二月十八日の臨時株主總會にて、金貳拾萬圓に減資の決議

をした。然し社の基礎は益々堅實さを加ふると共に、經營者の奮闘と努力とは實に凄まじきものがあつた。

昭和七年十二月廿三日の定期株主總會に於て、監査役澄澤秀雄氏は任期満了と共に引退し、代つて丹羽武朝氏が就任した。

此の間、從來陸續として申請出願した路線の延長、新路線の擴張に對し、殆んど全部の認可或は免許を得るに至つた。且つ城西乗合の買收、小金井線の譲受、大正乗合の實權掌握等、斯界の耳目を驚かすに至つたばかりではなく、業績は營業路線の擴大と比例して向上の一途を辿つた。

その後數年を経過し、昭和十一年二月廿一日重役會を開き、左の件を附議決定した。

一、大正自動車株式會社及び東横タクシー株式會社を合併する件

二、臨時株主總會を招集し合併案附議の件

三、合併並に増資に伴ふ定款變更の件

右に基き、昭和十一年二月廿四日臨時株主總會を開き、大正自動車、東横タクシー兩社合併並に資本金貳拾萬圓を金七拾五萬圓に増加の件、及び之に伴ふ定款變更の件等を可決した。

昭和十一年六月廿四日定期株主總會に於て、專務取締役近藤富次郎氏辭任の後をうけ、監査役たりし丹羽武朝氏が就任し、監査役には小林清雄氏が就任、同日更に

一、資本金七拾五萬圓を金四百萬圓に増加の件並に之に伴ふ定款改正の件

一、東京横濱電鐵株式會社との合併契約承認の件
等其の他を承認可決し、昭和十一年十一月一日東横本社との合併が實施された。

二、東横タクシー株式會社

東横、目蒲兩電鐵會社が、時代の趨勢に鑑みて自動車運輸業の經營に着手し、傍系會社として最初に設立されたのが東横タクシー株式會社であつた。創立の趣旨目的が時代に順應し、將來性に図示した簡単な説明が當時の營業報告書に上つて居る故、左に轉記してをく。

近來自動車ニ依ル運輸營業ハ著シキ進展ノ勢ヲ示シ、殊ニ鐵道事業ト絡連協調經營スルニ於テハ、將來最モ有望ナル事業タルヲ疑ハズ。因テ發起人ニ於テ東京横濱電鐵及び目黒蒲田電鐵株式會社ト協力、主トシテ兩電鐵線各驛構内ニ於テ貸切自動車營業ヲ爲シ、尙ホ一部ノ乗合自動車營業並ニ車庫賃貸業及ビ之ガ附帶事業經營ノ目的ヲ以テ創立ヲ企圖セルナリ。

右の趣旨の下に、昭和四年四月廿四日發起人會を開きて定款を作成し、創立總會を開いたのが昭和四年五月廿八日、創立資本金五拾萬圓で當日左の諸氏が役員に選任せられた。

取締役社長 五 島 麗 太

専務取締役 近 藤 富 次 郎

取締役 松 浦 由 太 郎

泰

富

井

監査役 篠 原 三 千 郎 澄 澤 秀 雄

事務所は舊目蒲東横本社内に置き、會社創立と共に左記の營業權其の他を譲り受けた。

一、東京横濱電鐵株式會社所屬各驛構内に於ける貸切自動車營業權

一、東京横濱電鐵株式會社神奈川、川和間及び東神奈川、綱島間乗合自動車營業權其の他

一、省線神奈川驛構内貸切自動車營業權其の他

一、目黒蒲田電鐵株式會社各驛構内に於ける貸切自動車營業權

一、近藤泰三郎氏所有の東横タクシー營業權其の他

營業所は澁谷、目黒、神奈川の三ヶ所で、最初の使用車輛は十九臺であつた。その後路線擴張に伴ひ小山、大森、大井等にも營業所を設置したが、昭和六七年頃に及び、一般財界の不況から營業成績不振となり、經費節減上、以上の營業所も澁谷と目黒との二ヶ所に節減された。而して昭和十一年六月一日に至り、大正自動車株式會社と共に東横乗合株式會社に合併せられた。

三、大正自動車株式會社

當社の路線系統は、中野坂上を起點とし、中野驛を経て西武鐵道村山線沼袋驛に至り、更に市立中野療養所を経て練馬に通する營業路線延長八糸五、資本金五萬圓、會社代表者は兒玉衛一氏で、最初の開業は昭和四年五月であつた。而して昭和十年七月廿六日買收され、新役員に左の諸

氏が就任した。

取締役社長	五島慶太
専務取締役	近藤富次郎
取締役	河合鑑
監査役	松浦由太郎 丹羽武朝
	篠原三千郎 小林清雄
	伊藤喜代司

昭和十一年六月一日に至り、東横タクシー株式會社と共に東横乗合株式會社に併合された。現在の大正營業所管下に屬してゐる路線がそれである。

四、日本興業株式會社の經營路線

澁谷區櫻ヶ丘町四〇番地を起點とし、赤十字病院前を終點とする路線四糸四、資本金五萬圓で、玉川電氣鐵道株式會社が譲り受け、營業を開始したのが昭和七年五月卅日であつた。昭和十二年六月一日東横電鐵に併合せられ、エビス營業所の管下に屬した。因に日本興業は現在はわが東横電鐵の傍系會社として別個に存續してゐる。

五、玉川電鐵所屬の路線

玉川電鐵が初めて自動車營業をなすべく、その筋へ許可願を出したのが大正十五年六月十日で、

その許可指令を受けたのは翌同二年七月二日であつた。最初の路線は澁谷區上通四丁目十番地先（道玄坂上）と世田谷區新町三丁目間の六糸一で、營業開始は昭和二年十二月十六日であつた。

その後昭和三年九月五日、道玄坂上から宮益坂下迄の開通を見たが、當初は午前十一時迄の營業許可の下に行はれた。以來路線の擴張に努め、先づ昭和四年十月廿八日には、當時月村茂信氏經營の日東乗合自動車株式會社を譲受け繼承した。當社路線は、澁谷區上通り四丁目卅八番地先から世田谷區内の山崎間（三糸六）であつた。次いで昭和六年十月十九日には、八木哲氏から三軒茶屋、調布間の路線を繼承し、同月廿四日より營業を開始した。翌昭和七年十月廿一日には、同人より玉川・市ヶ尾間、中山・柿生間、上丸子・勝田間の路線の營業繼承の許可を得る等の外、その前後に於て路線は相當に延長されたが、昭和十三年三月十日、一切を東横電鐵が併合繼承するに至つた。

乗合自動車路線一覽表

（市へ譲渡せざる前昭和十五年十一月卅日現在）

備考中1.2.3.は路線

区间の所屬移動順を示す

營業所名及所在地	所屬路線區間	糸數	備考
エビス營業所 (澁谷區山下町)	田町驛前 筍ヶ谷戸 町崎並木橋谷前	六、〇七 三、一三 一、二三	3.2.1.エ 舊東横ビ 舊東横乘 電鐵 糸合
		四、五七	2.1.日本製 横電鐵、一部舊東橫

中野營業所 (中野區目三丁六代木)	不動前營業所 (目黒區下目三丁六代木)	代々木營業所 (豊谷町七代目六代木)	比上谷目丘橋 上谷橋黑橋
東京高等學校前 十貫坂 (千代田町經由上町)	中野驛前 碑文大崎郵便局	大溢谷驛前 碑文大崎郵便局	溢上谷目丘橋 上谷橋黑橋
大宮小學校 計 大宮八幡町	鍋屋横濱町 東北澤驛前 祐天寺驛前 醫學校裏前	大崎廣小路 東北澤驛前 祐天寺驛前 廣小路	部公會堂 有栖川宮記念公園前 (中里口通)
一、二、七七 二、五九 一、三五 六、二六	一、四七 五、九〇 一、四〇 三、一三	一、四九 四、六九 一、三八 三、二二	一、二、二九 ○、一七 一、二、七五 一、九、二一
3.2.1. 同同舊東代 東横電 右右鐵合	3.2.1. 同同舊東代 東横電 右右鐵合	3.2.1. 同同舊東代 東横電 右右鐵合	2.1.2.1. 同舊玉日 東川橫電 (東京市右委住)

神奈川營業所 (横濱市神奈川區)	淡島營業所 (世田谷區下代田)	世田谷營業所 (世田谷區四丁目五世田谷)	大正營業所 (中野區二丁目七通)
中六角 山橋 驛前	東神奈川驛前 第一荏原小學前 上通四丁目	濫谷軒茶屋 驛前	丸中野坂 上山驛前
市片川 計 尾町和	中原惠泉女學院 計丘口前	比調橋 溝ノ口前	江練江古田 桃馬園四丁目前橋
三三、〇九 一五、六六 一一、〇三 七、六〇	六、三〇 二、一〇 一、三〇 一、一〇	二、一〇 二、三〇 二、一〇 一、八〇	二、三四 五、〇八 七、〇七 一、八〇
4.3.2.1. 同同舊東神 東横電 右右鐵合	2.1.3.2.1. 舊玉舊日 東川橫電 鐵鐵合	2.1.3.2.1. 舊玉舊八同 東川橫電 鐵鐵合	3.2.1. 同同舊東大正 東橫電 右右鐵合車

神明營業所	中延營業所	池上營業所	小杉營業所
(三莊六原一區上神明)	(一莊六原四區中延)	(一大八森八區市ノ倉)	(上川耕地七小杉)
大井町驛前	雪谷驛前	池本池池上門上驛寺驛前裏前	新丸子驛前口
大崎廣小路	上由園調布驛西口	下河洗大森原足山驛前作池口	勝市妙光寺
計九丁目	莊洗原町足驛子口前池	計丸子原足山驛前作池口	計田尾前前口
三、五三	一、二四	一、一、七七	三、七、〇四
2.1.同蒲電右	2.1.同蒲電右	2.1.同蒲電右	3.2.1.同舊玉八東橫鐵右
2.1.同蒲電右	2.1.同蒲電右	2.1.同蒲電右	2.1.同舊玉八東橫鐵右
蒲浦電右	蒲上電右	蒲上電右	東横電右
電乘鐵合	鐵合鐵右	鐵合鐵右	鐵達三

芝浦營業所	目黒營業所	大森營業所	
(二芝丁區目芝四浦)	(五目八黑一區清水町)	(四大丁森目區七大一森)	
高等工藝前海岸通三丁目	田町驛前反田驛前水場前	大森海岸	洗足通
天王洲橋前	高輪署前	蒲田花園	品川駅前
二、八二〇	一、五、六六〇	二、七四	一、八、四四
同蒲電右	同蒲電右	2.1.同蒲森	2.1.同蒲
電乘右	電乘右	電乘右	電乘右
鐵合右	鐵合右	鐵合右	鐵合右

芝	橋	本芝一丁目	○、三三
西芝浦	三丁目	八千代橋	○、一三
藻鹽	橋札ノ	辻	○、四〇
總計		六、九二	三二五、三七
		同同同	右右右

(註) 東京市へ譲渡路線は第三節参照の事

第三節 現在の営業所及路線

一、東京市へ譲渡したる路線

昭和十六年七月十五日監第二、九五四號を以て鐵道、内務兩大臣より陸上交通事業調整法第二條第二項の規定に依り、當社所屬旅客自動車運輸事業中、國有鐵道山手線以東の事業を東京市に譲渡し同年十月十四日迄に協定を了し認可を申請すべき旨命令があつた。

然るに命令の期限到るも諸種の事情に因り協定を了す能はず、期間伸長の已むなきに至つたので一ヶ月の期限伸長を申請し、結局翌昭和十七年二月一日、當社及び市との協定書に基き事業及び人員の引繼を了した。譲渡した路線は左の通りである。

目黒営業所々屬路線

五反田驛前—西町、高輪署前—田町驛前、目黒引返所—品川驛前

中延営業所々屬路線

松泉閣前—品川驛前

エビス営業所々屬路線

車庫前—田町驛前、山下—笄町、澁谷橋—紀念公園前

並木橋—比丘橋

芝浦営業所々屬路線 全線

事務員五人 運轉手卅七人 車掌卅三人 技術員十四人

計八十九人

譲渡すべき事業及財産の内容 (譲渡一期日)

免許路線

- (1) 自エビス驛前 (澁谷區下通四ノ一二番地先)
至田町驛前 (芝區田町二ノ一八番地先)
自エビス驛前 (澁谷區下通四ノ一二番地先)
至有栖川宮記念公園前 (麻布區廣尾町四四番地先)

三糸九九
一糸三九

二、現在の營業路線

前記の譲渡路線を除き現在當社經營に係るものは左の通りである

營業所名	支所名	管轄	營業區間	杆程	備考
中延	池上	池上驛前	大森山王口	三、〇九	ガード下〇杆〇五ヲ含ム
不動前	大森	大森門寺裏	在原町驛前	一、六〇	
大崎郵便局前橋	大森驛前	池上驛前	洗河原作池	四、三〇	
不動廣小路	蒲田花園	下丸子驛前	足池	一、七七	
計一五、四〇	計一六、五九	二、七四			
一、三八	一、四〇	一、二三	四、四六	四、六九	

現在自動車營業路線

四
卷之三

考

(14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3)

至自品五至自三高至自西五至自品目至自八西至自札藻至自天高至自東海至自本芝至自高至自田至自笄比至自瀧並

合川反田輪 反川黑千芝 等 京岸芝等町
田三 田浦王 潤通一工 丘谷木
驛署驛驛代三洲藝船丁 芝橋、
驛丁署驛驛代三洲藝船丁 芝橋、

	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
二	一	一	一	三	○	○	二	○	○	二	一	○
二	秆	秆	秆	秆	秆	秆	秆	秆	秆	秆	秆	秆
六	九	八	○	○	一	四	八	八	三	四	六	八
二	四	○	一	三	三	○	二	四	三	○	七	七

小 杉	世 田 谷	淡 島	大 正	代 々 木	中 野
新川 明治 製菓 口	川崎 丸子 驛前	上通四丁目 世田谷稅務署前	駒込 軒茶屋 澤玉川 調布	中野坂 驛前	中野坂 驛前
溝 妙 光 寺	川崎 子驛前	惠泉女學園前	谷驛前 澤前 溝ノ 川警察署 布口	桃 馬驛 園前橋	濫谷驛 前向角
工 業 都 市	工業 都 市 驛前	中原口	ノ	東北澤驛 前	鍋屋 横丁前
田 前	田前口			山前橋	東北澤驛 前
二二、五五	一、三〇	六、二五	一一、八〇	二、三四	二、八九
二、五〇	一、二〇	一、三〇	一二、三〇	〇、〇七	二、五一
八、〇〇			計二六、五二	三、一三	一、四七
	計三三、七五				五、九〇

合計	新丸子驛前	勝田	一一、〇三
	神奈川	東神奈川驛前	一〇、四四
	中角橋	片莊川	一五、六六
	和町田	計七〇、二七	一一、〇三

バス乗車券種別表

(昭和十七年三月三十一日現在)

- 一、普通乗車券 一區五錢累加式 一區より七區迄あり
一、回數乗車券

五〇錢券	一一區	一圓券	二三區	三圓券	七五區	五圓券	一三〇區
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

五〇錢券	一一區	一圓券	二三區	三圓券	七五區	五圓券	一三〇區
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

五〇錢券	一一區	一圓券	二二區	三圓券	六九區	五圓券	一一八區
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

五〇錢券	一一區	一圓券	二三區	三圓券	七五區	五圓券	一三〇區
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

五〇錢券	一一區	一〇二區	舊玉川線、舊日興線に限る
------	-----	------	--------------

五〇錢券	一一區	一〇二區	舊大正乘合線に限る
------	-----	------	-----------

一圓五〇錢券	同右	(但し小兒のみ)	
--------	----	----------	--

五〇錢券	四〇區	世田谷一丁目郵便局前・三本杉間に限る
------	-----	--------------------

一圓五〇錢券	六〇區	舊目黒運輸線に限る
--------	-----	-----------

二圓券	一二〇區	同右
-----	------	----

城南	五八區	小杉、神奈川線に限る
----	-----	------------

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

城南	四一區	
----	-----	--

城南	二〇區	
----	-----	--

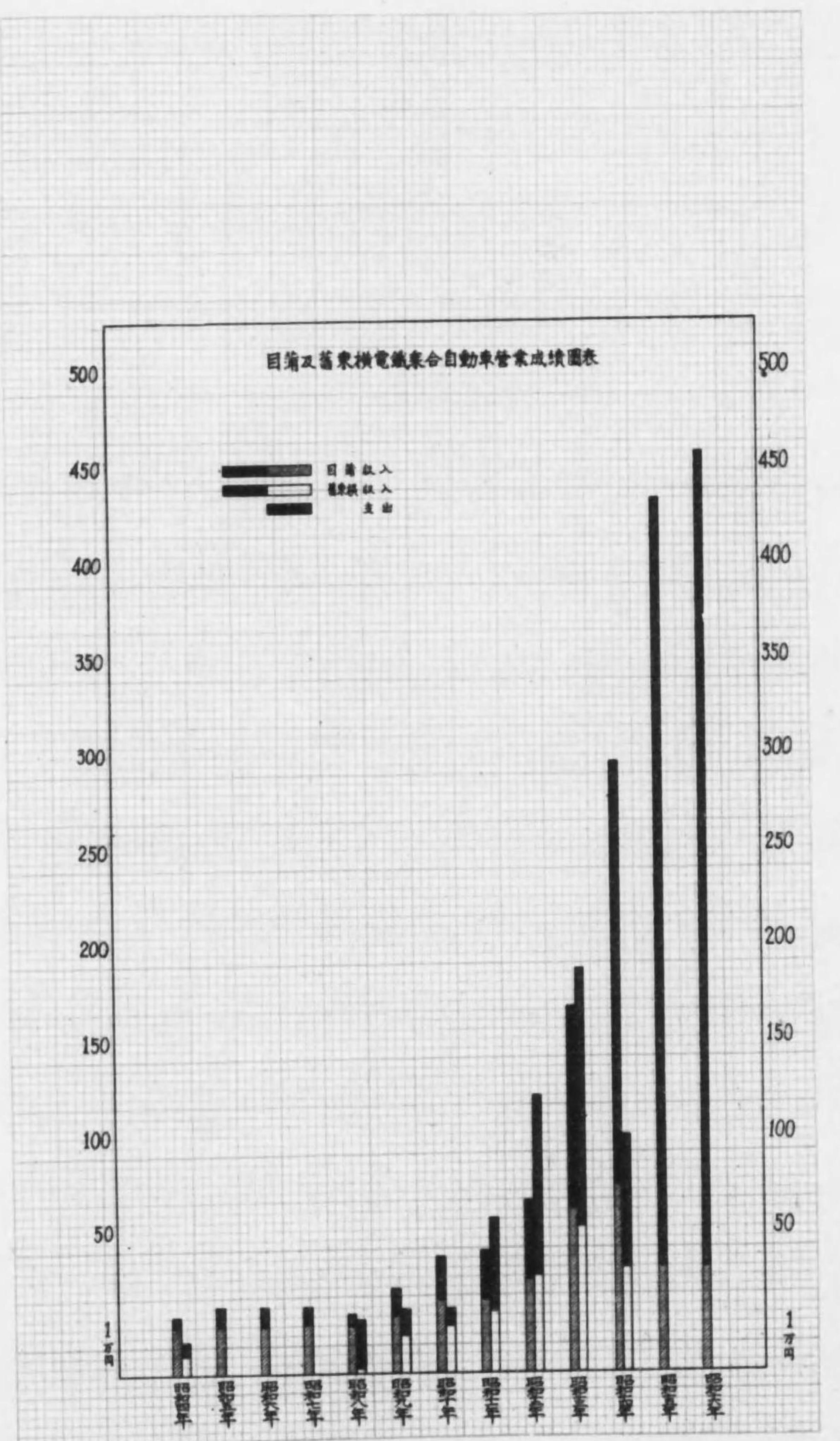
城南	四一區	
----	-----	--

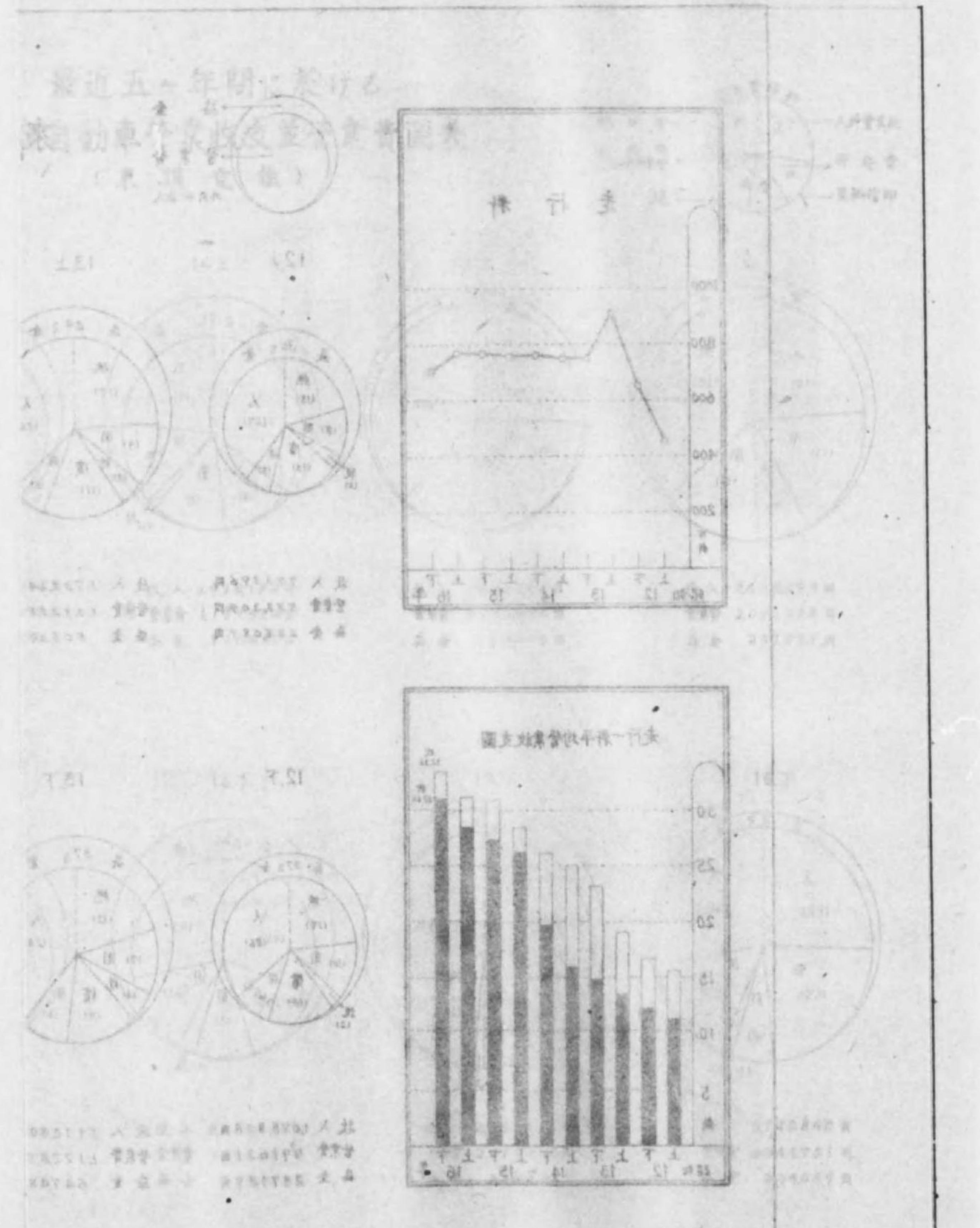
城南	二〇區	
----	-----	--

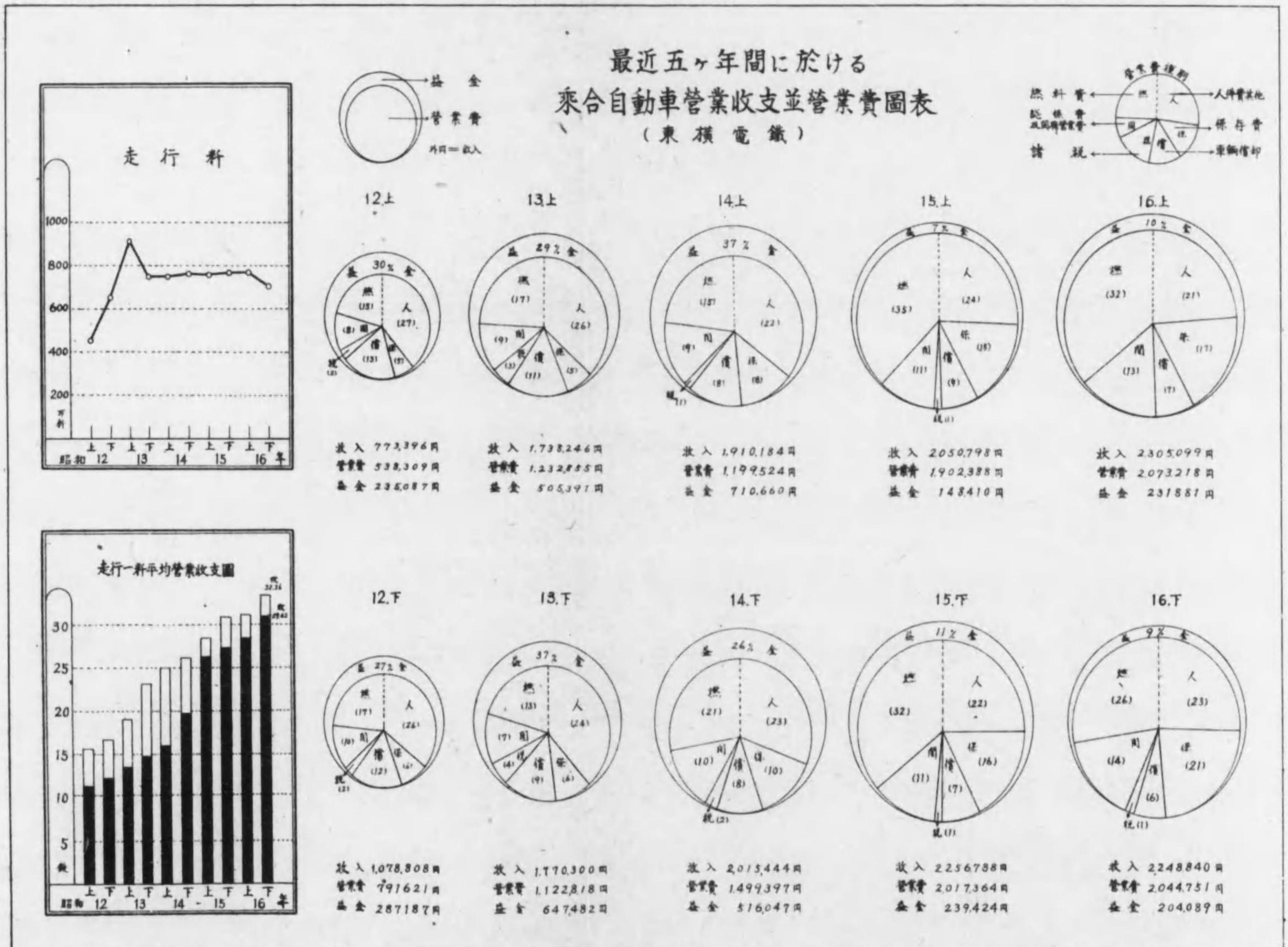
城南	四一區	
----	-----	--

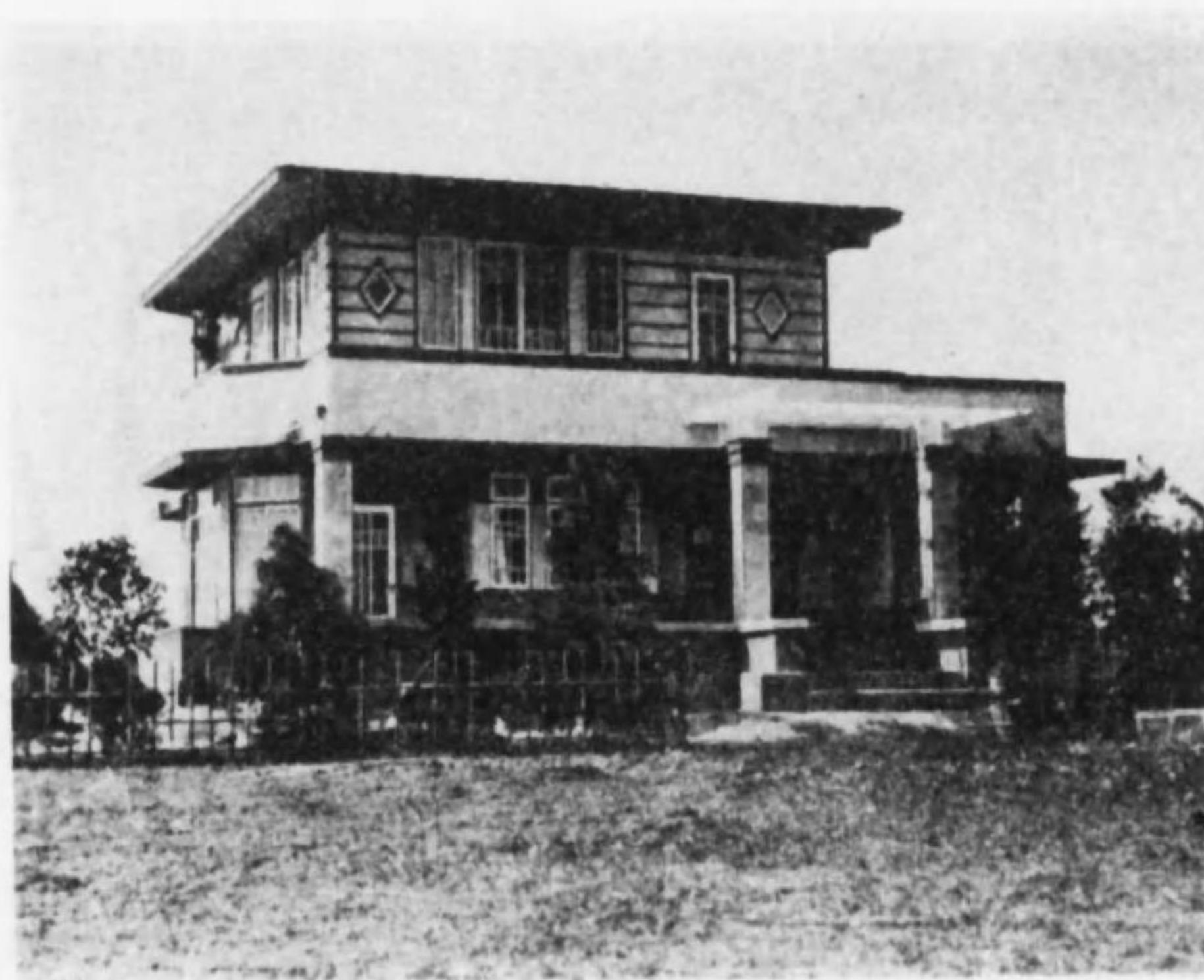
一、連絡券 東横
一區金三錢 一區増す毎に三錢増（小杉線に限る）

目世田谷 黒東京市バス連絡券三種
奈川 横濱市電連絡券一種





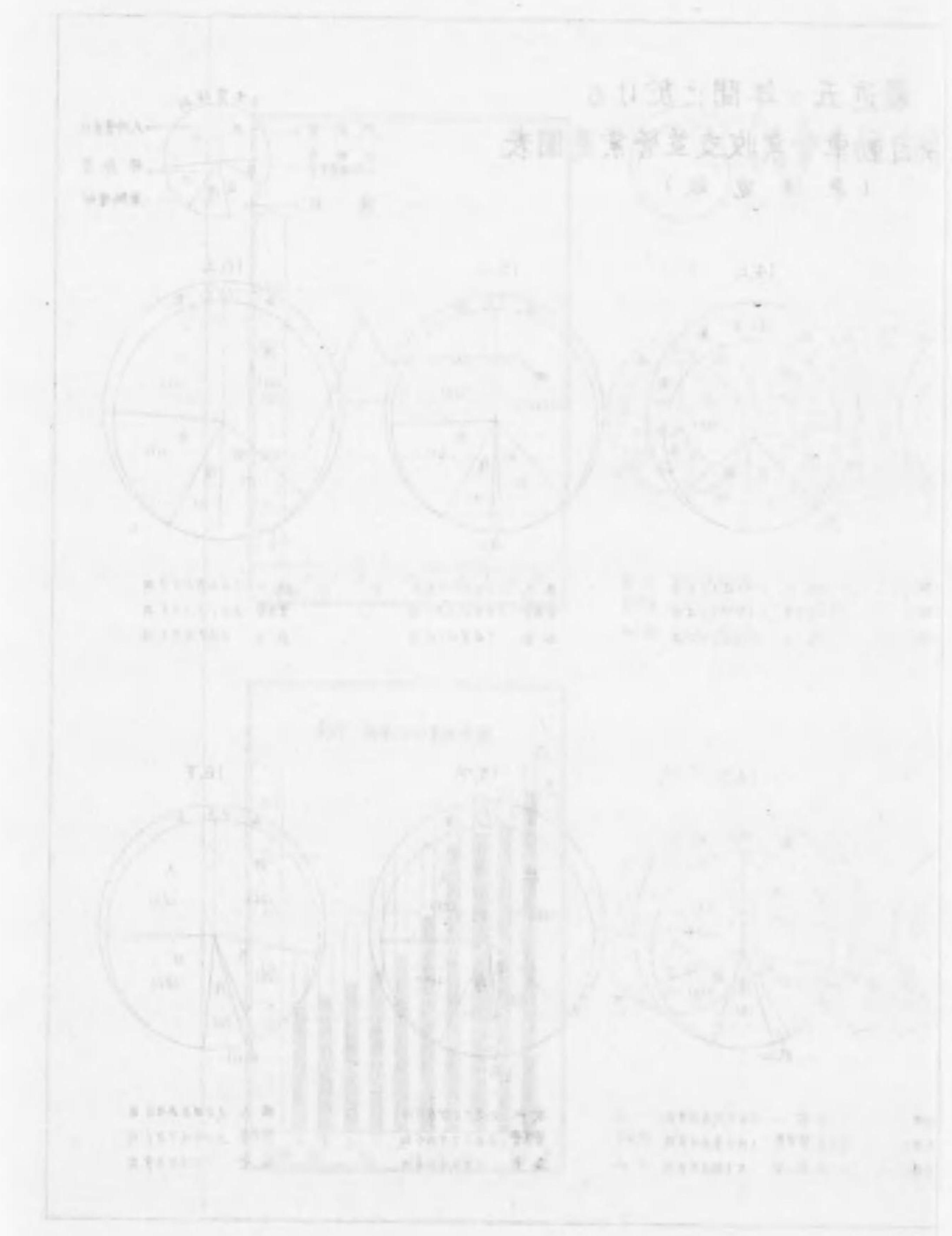




(照參事記文本) ムーホ氣電の築建氏澤謹



所出派谷謹



第三章 電氣供給業

電燈電力業

第一節 創業及び供給區域

當社の電燈電力事業は目蒲電鐵が昭和三年五月、田園都市株式會社合併に依り承繼したものと、東横電鐵が昭和十三年四月、玉川電鐵合併の結果承繼したものとである。

一、舊玉川電氣鐵道株式會社の事業

舊玉川電氣鐵道株式會社の電燈電力業は、富士瓦斯紡績（後に富士電力と社名變更）及び東京電燈の兩社より電力を購入し、其の營業區域も、舊澁谷町、目黒町、駒澤町、世田谷町及び玉川村等、舊豐多摩郡の一部と荏原郡の大部分に亘り、外に神奈川縣下、舊高津町及び向ヶ丘村を區域とし、其の規模も相當大きく、電鐵會社の兼營事業としては頗る優秀なる成績を挙げ、玉川電鐵の事業の根幹を成してゐたのである。

抑々、東京に於ける電燈事業は明治二十年十一月、東京電燈の日本橋火力發電所の送電開始を濫觴とするが、之より後れること二十年、明治四十年十二月一日、玉川電鐵の電燈電力業は、大橋火力發電所の竣工と共に、道玄坂上、三軒茶屋間の軌道事業と相前後して、其の營業のスター



所出 澤橋 大



所出 澤屋 茶軒 三

トを切つたのである。此の大橋火力發電所の建物及び設備等に付ては、會社には何の資料も現存しないが、明治四十年の電氣の友第一八五號所載、玉川電氣鐵道株式會社概況と云ふ記事に依ると、建坪六十餘坪の煉瓦造平家建で、米國カツセルエンヂン二五〇馬力複筒凝縮式二臺、ボイラ一横型水管式二臺、ダイナモ G E 直流複巻六極形一五〇キロワット二臺、給水ポンプ二臺、溫水器一臺、配電盤二組と云ふ設備であつたが、これ等の機械の取付は總て米國人エンヂニアが之に當つたと云ふ事である。

創業當時の供給區域は、舊世田谷町及び駒澤町で、現在の大山街道沿ひに商店や人家が並ぶ以外は、雜木林や畠地が大部分を占め、武藏野の田園野趣も豊かで、ランプから急に電燈の恩恵に浴するに至つたこの地方の人々の喜びは大變なもので、電燈祭と云ふ様なお祭験ぎまでして、當時の玉川電鐵電燈職員を正座に据えて祝賀の宴を開いたと云ふ事で、今日より思へば、僅か三十餘年の年月とは言へ全く夢の様な語り草である。

同社は明治卅六年十二月十二日、電氣事業經營の許可を受けた。最初の起業目論見書に依れば、世田谷、松澤、駒澤の三ヶ村を供給區域として計畫してゐたが、開業前計畫變更を行ひ、明治四十年六月廿九日、松澤村を供給區域より除外する許可を受け、次いで左の通り順次擴張する事になつたものである。

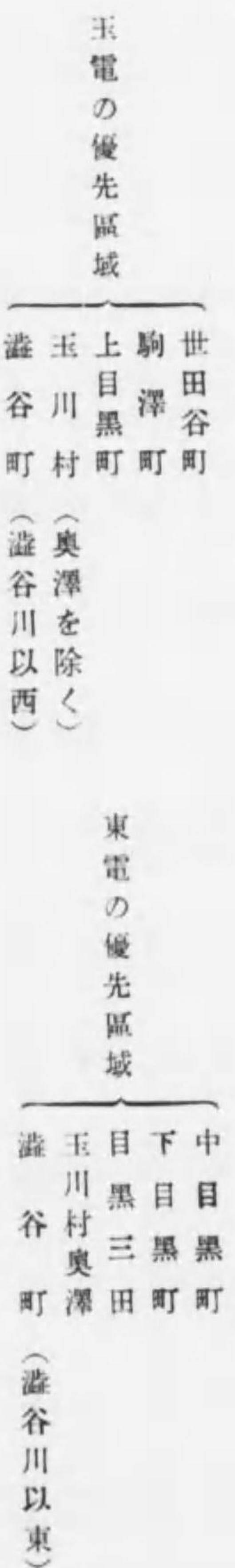
電燈供給區域擴張

目黒村、澁谷村	(明治四十三年五月二十四日許可)
玉川村、高津村	(明治四十四年六月三十日許可)
京王電軌へ供給	(大正四年四月二日許可)
向ヶ丘村	(大正十一年六月十日許可)
砧村砂利場へ供給	(大正十二年八月十五日許可)

電力供給事業經營

(明治四十四年八月八日許可)

右供給區域は、當時遞信當局に於て、一地方一事業主義の方針が確立してゐなかつたので、東京電燈及び東京市電との重複區域もあり、其の爲め需要家獲得の競争猛烈を極め、其の弊甚だしきものがあつたのであるが、東京電燈との間には昭和二年九月、從來富士電力より購入してゐた電力の外に、一千キロワットの電力需給契約を締結し、同時に重複區域に付ては左の通り協定した。



對東京市電競争關係に於ては、昭和五年五月、澁谷三軒茶屋間の市電サイドボールを撤去し、玉電軌道のセンターボールをサイドボールに改め、之に配電線路を添架することゝし、之が代償として、澁谷青山車庫前間其の他の需用家を市電側に切換へたが、供給區域の協定には至らず澁谷、上目黒及び世田谷等に於ては、依然として競争が行はれた。昭和十二年末、東横電鐵に於て經營權を獲得すると同時に、新首腦部は二重投資の弊を除去して經營の合理化を圖る爲め、對市電競争關係の調整を期し、市電幹部と銳意折衝を重ねつゝあつたが、偶々日支事變の長期戰化に伴ひ、高度國防國家建設の機運は急速に本問題を解決するに至り、昭和十三年十二月十五日を期し、相互に競争休止を電氣工事店に通告し、次いで昭和十四年十二月十一日、本協定覺書の正式調印を了し、右協定の結果供給區域の内、相互の優先區域が確定したのである。

二、舊田園都市株式會社の事業

田園都市株式會社は、大正十年七月十九日電氣事業經營の許可を受け、會社經營の田園都市區域たる洗足、奥澤及び田園調布（多摩川臺と通稱す）を營業區域とした。電力は大正十一年十二月、富士瓦斯紡績株式會社（後に富士電力株式會社）より購入し、先づ洗足地區に供給を開始し、翌十三年四月には當時の群馬電力株式會社（其の後東京電燈に合併）より受電し、田園都市及び奥澤地區に供給した小規模のものであつた。斯くの如き、番地を單位として居る小區域のものは、全國に其の例を見ない。當局が斯の如き特別扱をなしたるは、田園都市會社が、自ら經營せる分

讓土地は、郊外電車未發達の當時に於ては、孰れも都心より遠く、急速に開發出來るとも考へられなかつた爲に、供給區域として既に許可を受けてゐた東京電燈會社、群馬電力會社、東京市電氣局の何れもが、採算上不利として、配電線路を延長する意思がなかつたので、止むなく、田園都市會社自身をして供給をなさしむるに至つたものであると言はれる。

第二節 營業

一、概況

先づ玉川電氣鐵道株式會社の電燈電力事業の營業成績は、開業初年度に於ては、電燈取付數千二百燈餘、收入五千四百圓と云ふ貧弱なるものであつた。當時は一般に電燈も普及せず、全國の電燈利用狀況は、明治四十年末現在の統計に依ると、事業者數一〇六、取付總燈數八五九、〇〇〇燈に過ぎず、其の内、繁華な市部を營業區域とする東京電燈は、全國の約三十パーセント、二五二、〇〇〇燈を占めてゐたのである。

當時は電球も非常に高價で、電氣料金も不廉であつたので、電燈使用は贅澤視せられ、前記の通り利用者も尠かつた。然し電球の製作技術の發達は改良に次ぐに改良を以てし、一般物價とは逆行して電球費、電氣料共に年々著しく低廉となり、玉川電鐵に於ても大正六年六月より、從來のカーボン電球をタンクスラン電球に取換へたが、一方大正七年十一月、第一次歐洲大戰終了後、

電氣事業は工業用動力としての利用促進せられると共に、電力事業が著しく躍進して、其の普及發達は全く驚嘆すべきものがあつた。

然し玉川電鐵は主として、住宅地を供給區域とする關係上、工場も専く電力事業としては特筆すべき進展もなかつたが、大正十二年の關東大震災も當社區域に於ては、被害が甚だ輕微で工作物の損害も少かつたが、發電側の修繕意外に手間取り、送電開始迄に十日間も要する程であつた。然しこの大震災の結果、住宅は都心より郊外への氣運頓に醸成されるに至り、郊外の發展は東横線、目蒲線等の開通に伴ひ、玉川電鐵電燈供給區域の住宅地は急激なる發展を來し、別表に見る如く、電燈收入は頗る好調を示し、昭和四、五年頃の不景氣時代にも堅實なる成績を擧げ、軌道事業の不振をカバーして來たのである。

而してこの事業成績の向上は、昭和十一年末、東横電鐵の資本系統に歸すると共に、積極的土地開發に依り一層顯著なるものあり、一ヶ年二十萬圓以上の增收を擧ぐるに至つた。即ち新首腦部に於ては、從來電燈工夫の詰所に過ぎなかつた散宿所制度を廢止して、營業の第一線としての設備及び機構を整へたる派出所を新築し、階上には集會場を設け、之を一般の利用に供し、又電氣商品の販賣を始めて、配電線路の改修に依る損失、電力の輕減、其の他經營の合理化を行ひ、サービス及び設備の上に於て全く面目を一新するに至つた。

又既述の如く、土地開發を計ると共に、電燈の百萬燈計畫を樹立し、着々其の進捗を見つゝあ

つたが、昭和十四年秋期より電力制限實施に伴ひ、當社の積極的經營策も一時中絶の止むなきに至つた。

次に田園都市株式會社の電燈電力事業の營業概況であるが、其の供給區域が會社經營の住宅地として最も環境宜しく、需要家層は中流以上の文化生活者許りであり、一方會社に於ても、積極的に住宅電氣設備の相談に乗出し、又電氣知識普及の爲め、田園調布にモダンな電氣ホームを新築して、文化施設としての電燈照明の方式並に電熱暖房、電氣廚房の實際的宣傳をなした結果、開業當初の業績も相當に良好であつた。一例として、大正十四年上期の實績を見れば、全需要家數二七〇戸中一〇〇戸迄が炊事竈に暖房用需要家のので、販賣電力量の七十五パーセントは電熱用であり、電燈用電力の消費量は僅に二十五パーセントに過ぎざる狀態であつた。而も規模小なる關係上経費も僅少で、興業費に對する收益率は、東横、目蒲兩社合併直前の昭和十四年上期に於ては、二割弱と云ふ異數の好成績を擧げてゐたのである。

二、支那事變の影響

電力は平時に於ては、工業生產過程に對する基本的な動力を供給し、電氣化學及び冶金工業の電解電熱的用途に使用され、甚だ重要な生産要素であるが、特に軍需生産力の擴充が要求される戰時に於ては、電力生産機構の強弱如何は、一國抗戰能力を支配する重要なファクターである。電力は言ふ迄もなく、河川流量及び石炭を發電基礎として之に依存し、我國に於ては、支那事變

前の昭和九年度に於て水力六〇、火力四〇の割合であつて、所謂水主火從であつたが、炭價と建設費の關係上、火力發電所の増設されるもの多く、次第に水火併用時代となり、懸案の電力國家管理は、事變第三年目を迎へた昭和十四年四月一日、日本發送電株式會社の設立と共に、發送電事業の一元的統合を見るに至り、生産力擴充に寄與し、所期の効果を擧げ様と言ふ段階に入つた途端、運悪く未曾有の渴水に見舞はれ、剰へ石炭の入手難を來たして、電力の需給に破綻を來し、產業界は非常な大混亂に陥つた。そこで電氣廳は之に對處する爲めに、國家總動員法に基き、電力調整令を公布し、配給順位を制定して消費規正及び料金調整の基本方針を定め、混亂防止に當つた。其の結果電力は勿論、電燈電熱の新增設は極度の制限を受くる事になり、前述の如く當社に於ては、電燈電力事業に關する限り、積極的經營策を放棄せざるを得なくなり、電燈收入の上昇趨勢は鈍つたものゝ、一方空家拂底に依る休廢止燈の減少著しく、電力制限にも拘らず收入は漸増した。又一方に於ては高津、溝ノ口方面の工場地帶には、軍需工場の新設せらるゝもの多く、之に對處する爲め、川崎市北見方に高津開閉所を新設して、東京電燈會社との間に一千キロワットの需給契約を締結し、昭和十四年五月廿一日より受電を開始した。そして之等軍需工場に對しては電力の優先配給が確保されたので、電力の急激なる需要増加を示し、別表の如く、電力の需給状況は、事變の進展と共に躍進顯著なるものがあつた。即ち事變直前の昭和十一年度末に於ては

電燈取付數 四〇七、三二四燈

電力電熱 五、二〇六 K.W.

であつたが、昭和十六年度末に於ては、電燈は數に於て三割一分の増加に過ぎざるに反し、電力電熱に於ては、實に十三割二分と云ふ激増を來したのである。

第三節 配電統制に伴ふ事業の出資

本邦電氣事業は昭和十一年以降、其の再編成に付種々論議され、幾多の波瀾曲折を重ねた末、昭和十四年四月一日、日本發送電株式會社設立され、生産機構たる發送電部門の國家管理が斷行せらるゝに至つた。其の後支那事變の進展並に歐洲大戰の擴大に伴ふ國際情勢の緊迫化は、配電事業に對しても、高度國防經濟體制確立の爲め再編成を要望され、國家總動員法に基く配電統制令が制定され、昭和十六年八月三十日公布即日施行された。其の結果、全國を九ブロックに分け、各ブロック内の配電事業者を統合して配電會社を設立する事になり、同年九月六日遞信大臣より設立命令が發せられた。關係地區に於ては、東京電燈外十事業者を受命者として、夫々各一名宛の設立委員を選任（當社よりは五島社長）同月十七日、東電に於て第一回設立委員會を開催、各受命者より二名宛（當社は小宮常務及濱野主事）を決定し、設立委員を輔佐して設立事務を進め、同年十二月中旬各出資統合會社の評價額を決定したが、電鐵四社及び東京市電に對しては、遞信、

内務及び鐵道三省間の協議の結果、遞信省評價基準に依る評價査定額を採用する事となり、當社は出資固定資産の記帳額に對し評價額八、六五五、九七七圓、評價益二割九厘となつた。當社に於ては昭和十七年一月十三日、臨時株主總會を開催之を承認し、同年三月三十日創立總會を了し、四月一日開業したる新配電會社へ、關係職員二八〇名と共に事業の引繼を行つた。

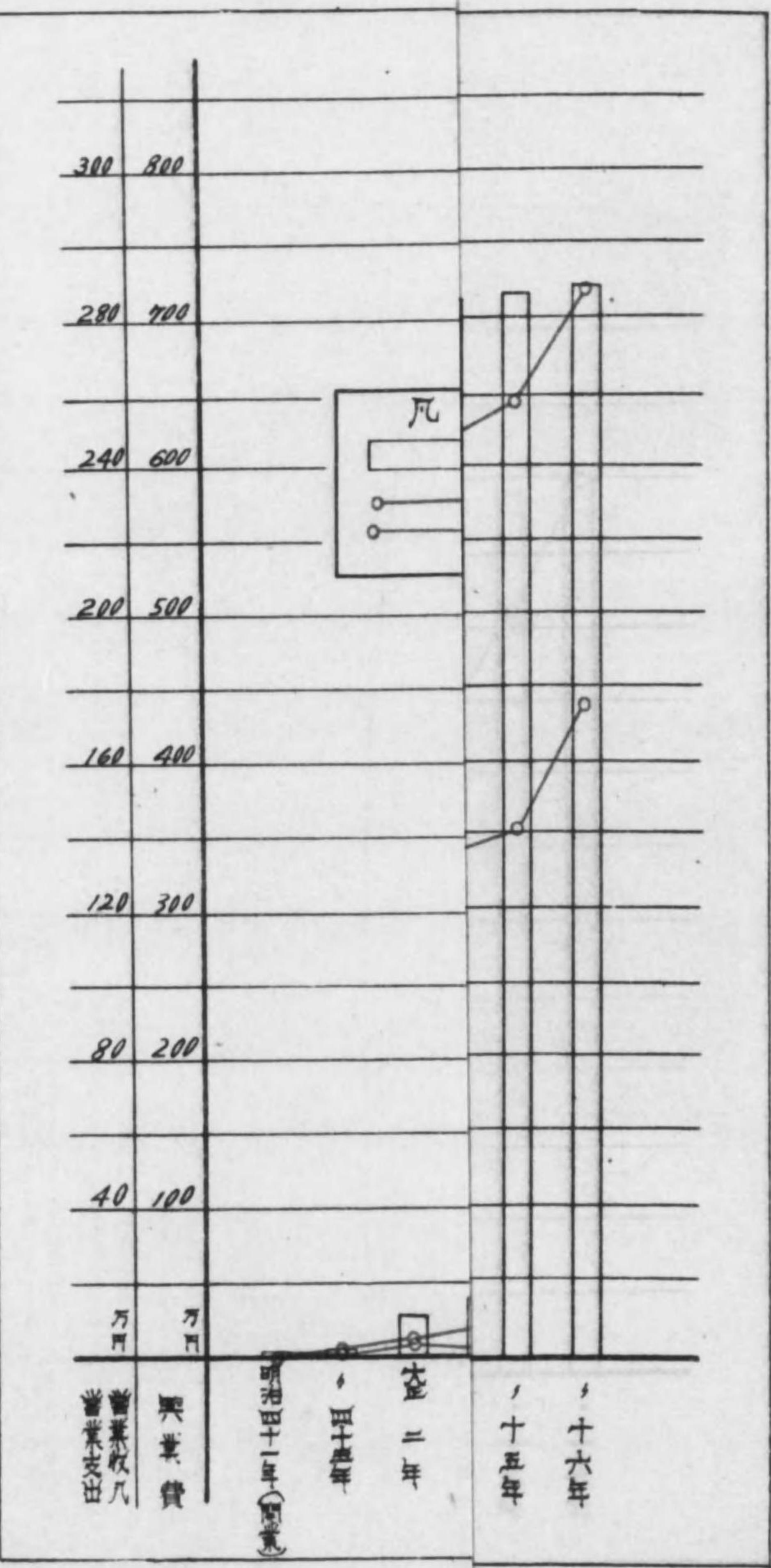
サービスステーション一覽表

名稱	構造	建築延面積	所在地	備考
上高祐代經中用世所	木造二階建石綿盤	四六七	世田谷區北澤一ノ一、二三六	
大澤堂天目賀田	木造二階建	四五〇	世田谷區經堂町一八〇	
軒茶屋派寺黑寺	木造二階建	三八〇	世田谷區世田谷一ノ八七一	
橋馬派派	木造二階建	三七〇	目黒區中目黒二ノ四六二	
津寺派派	木造二階建	二八〇	目黒區上目黒五ノ二、三六〇	
出派出派	木造二階建	四一〇	川崎市溝ノ口一二二四	
出派出派	木造二階建	五〇〇	世田谷區上目黒八ノ六二〇	
出派出派	木造二階建	五七〇	世田谷區上馬町三ノ八九一	
出派出派	木造二階建	五八〇	目黒區上目黒八ノ六二〇	
出派出派	木造二階建	四六〇	世田谷區太子堂町八	
出派出派	木造二階建	三五〇	世田谷區大和田町八	
所	所	五一	高玉架川橋下線	
所	所	五五		
所	所	五七		
所	所	五八		
所	所	五九		
所	所	六一		
所	所	六七		

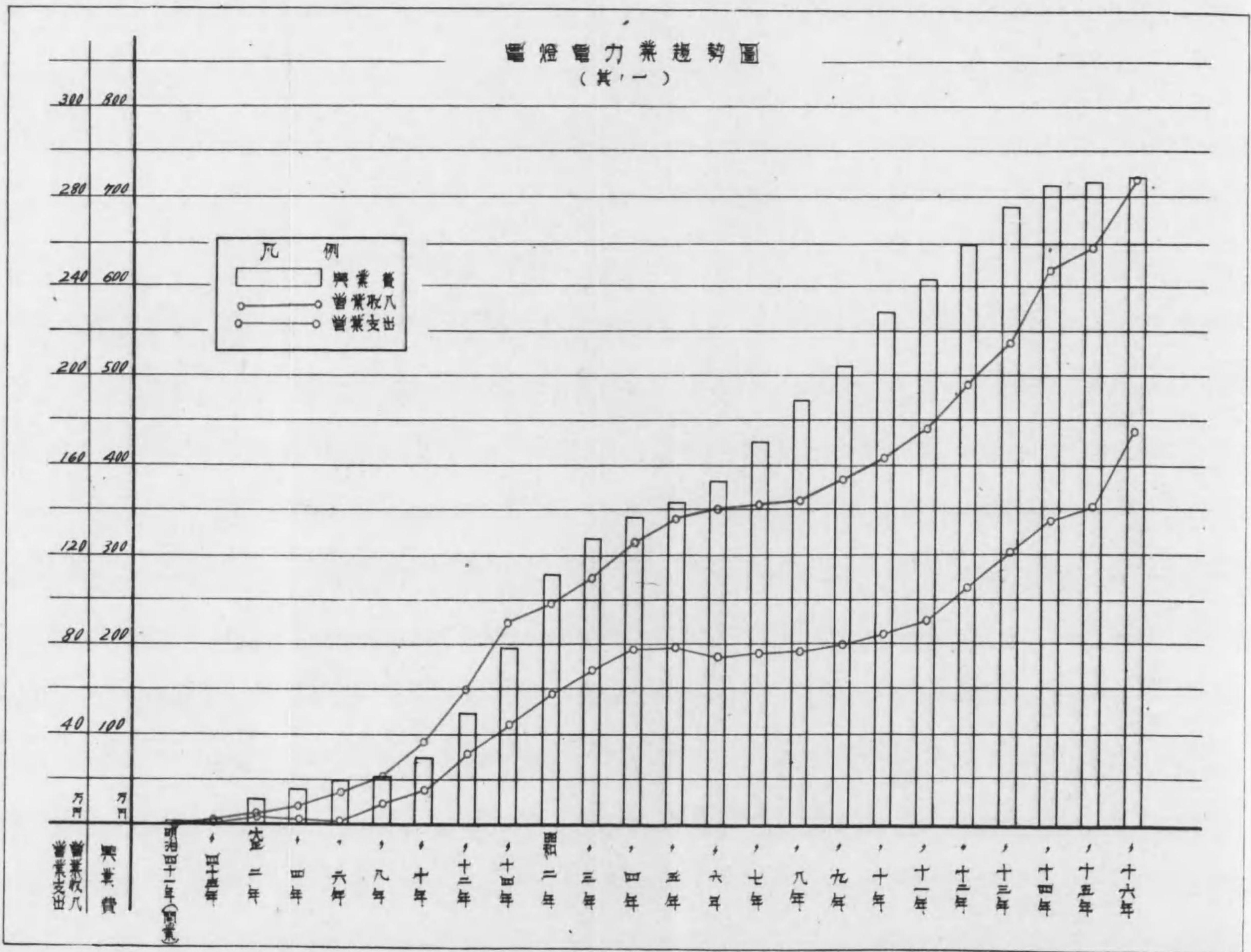
電燈電力供給事業成績累年表

年次	興業費	収入	支出	電燈付數	電力電熱 キロワット数	需用家數	日滿電氣收入
明治 41	32,804	5,481	2,311	1,294	—	357	円
42	38,228	9,659	2,210	1,473	—	408	
43	38,408	13,181	2,289	2,511	—	692	
44	38,408	26,927	8,273	8,036	—	2,215	
45	38,408	44,852	23,956	10,361	92	2,856	
大正 2	222,818	49,371	29,662	15,051	134	4,148	
3	350,739	71,102	17,495	20,368	180	5,486	
4	359,887	88,750	18,539	22,848	359	6,188	
5	394,780	114,556	16,627	25,625	888	6,692	
6	448,773	149,241	17,714	29,000	1,185	7,277	
7	480,874	194,380	83,592	31,833	1,326	7,990	
8	494,258	226,680	98,920	38,212	1,455	9,037	
9	566,561	299,119	110,878	39,883	1,684	9,880	
10	713,452	578,593	142,803	48,692	1,978	11,916	
11	1,009,930	509,417	242,902	62,797	2,175	15,712	
12	1,210,612	611,528	312,174	75,740	2,354	18,491	
13	1,502,928	689,915	373,138	94,268	2,641	22,201	
14	1,962,207	909,272	448,697	117,741	2,704	27,004	
15	2,353,017	1,019,720	531,594	138,616	3,016	29,923	
昭和 2	2,771,688	986,108	583,914	161,251	3,249	32,793	
3	3,187,623	○ 1,167,952 1,132,068	687,285	184,621	3,788	35,741	35,884
4	3,413,820	○ 1,359,158 1,278,728	787,827	238,796	3,960	38,785	80,430
5	3,598,039	○ 1,487,338 1,582,728	780,472	229,962	3,739	40,802	84,610
6	3,839,499	○ 1,516,474 1,430,971	749,688	248,766	3,778	42,620	85,503
7	4,276,606	○ 1,546,074 1,451,258	760,986	268,557	3,858	43,876	94,816
8	4,726,395	○ 1,576,387 1,479,429	774,502	293,172	4,251	46,432	98,958
9	5,147,443	○ 1,675,702 1,572,740	809,653	319,651	4,284	48,851	102,962
10	5,733,427	○ 1,784,585 1,672,169	852,368	346,999	4,291	51,368	112,410
11	6,100,779	○ 1,928,649 1,803,095	906,996	377,850	4,849	54,018	125,554
12	6,485,705	○ 2,137,376 2,004,588	1,055,435	410,820	6,233	56,838	132,788
13	6,925,271	○ 2,332,645 2,198,558	1,205,542	436,018	7,505	58,039	134,087
14	7,160,699	2,513,571	1,358,971	481,194	8,858	58,529	
15	7,191,894	2,616,107	1,461,354	510,785	10,323	59,610	
16	7,265,412	2,926,292	1,751,919	534,282	12,094	60,574	

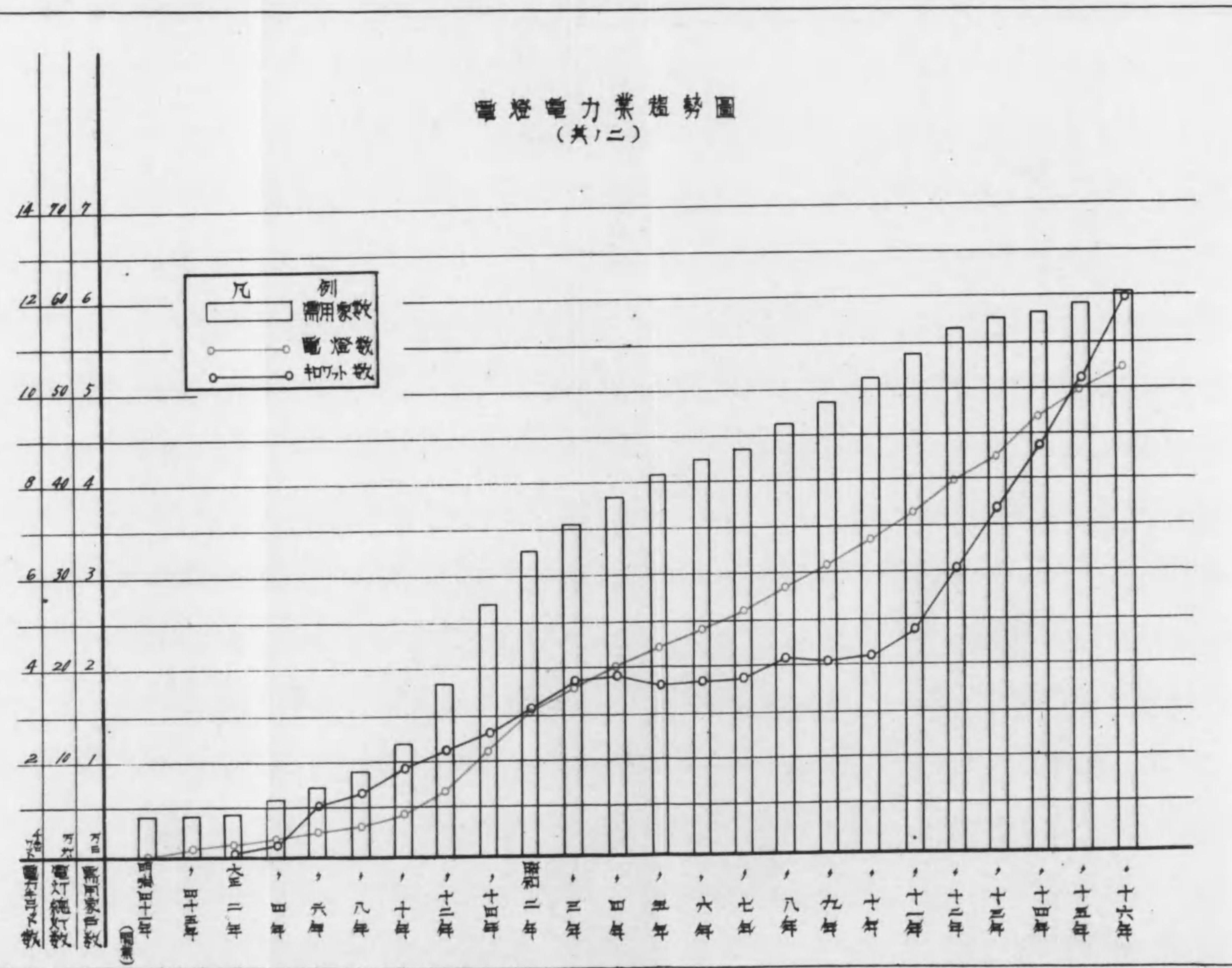
(註) 収入、支出には關聯收入及關聯經費其他を含まず
目滿分は 14 年に至り併算す ○印は目滿分を合算す

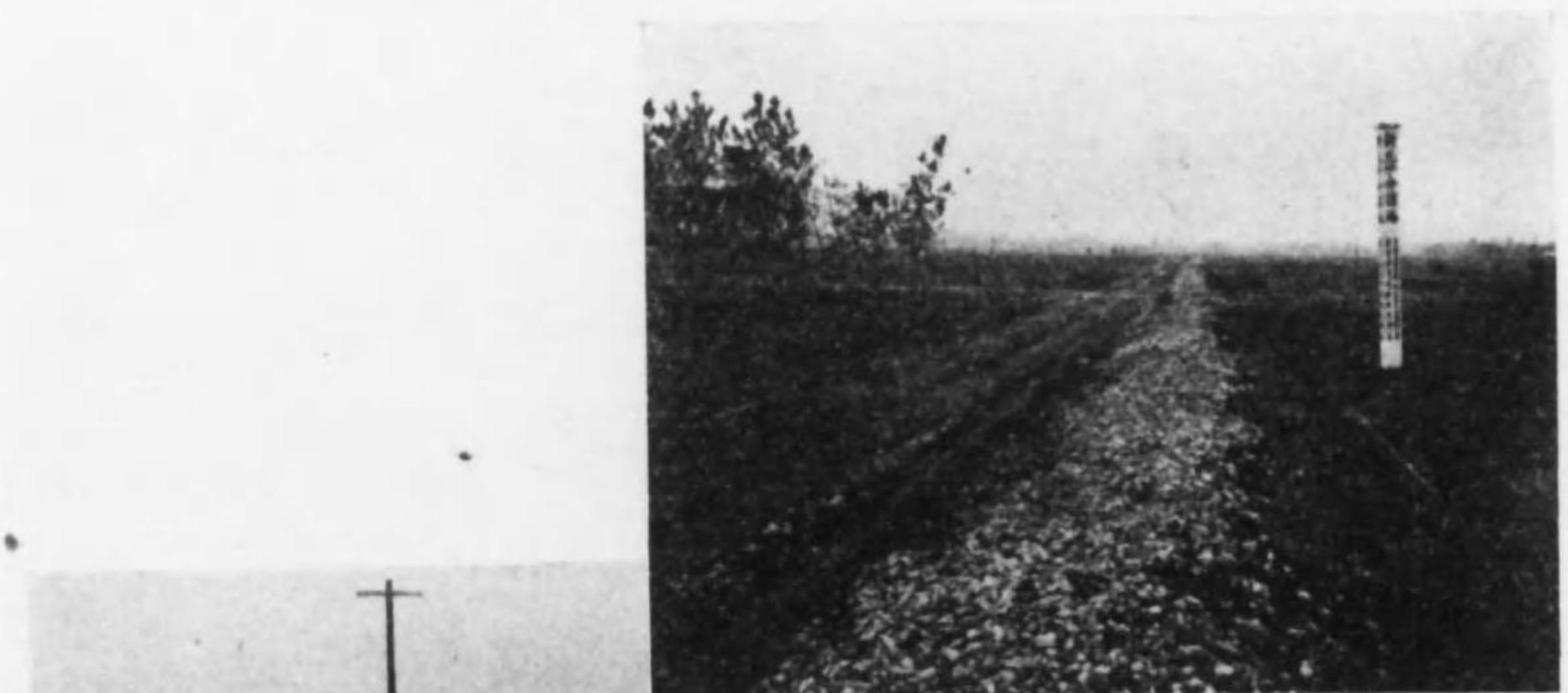


電燈電力業趨勢圖
(其一)

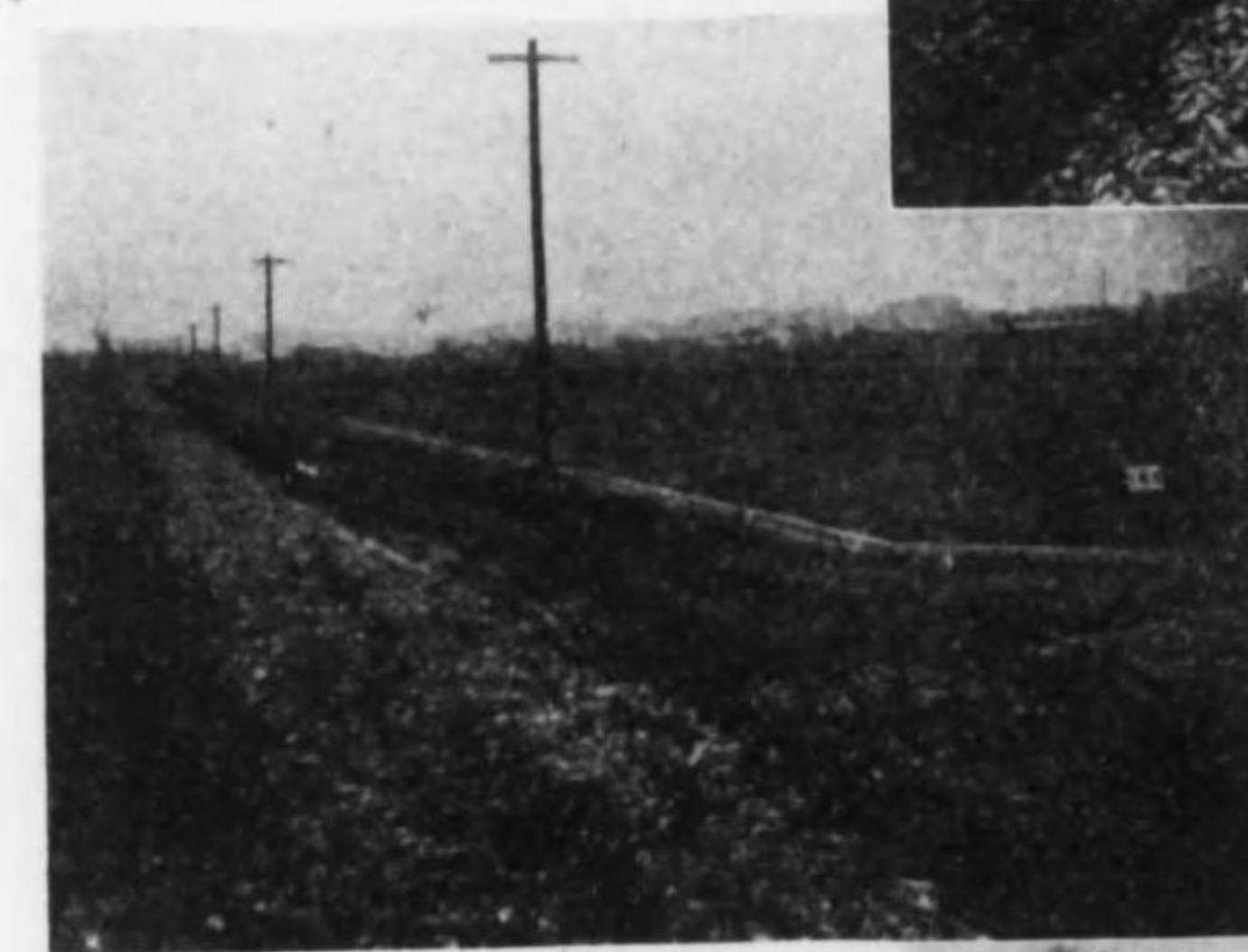


電燈電力業趨勢圖
(其二)

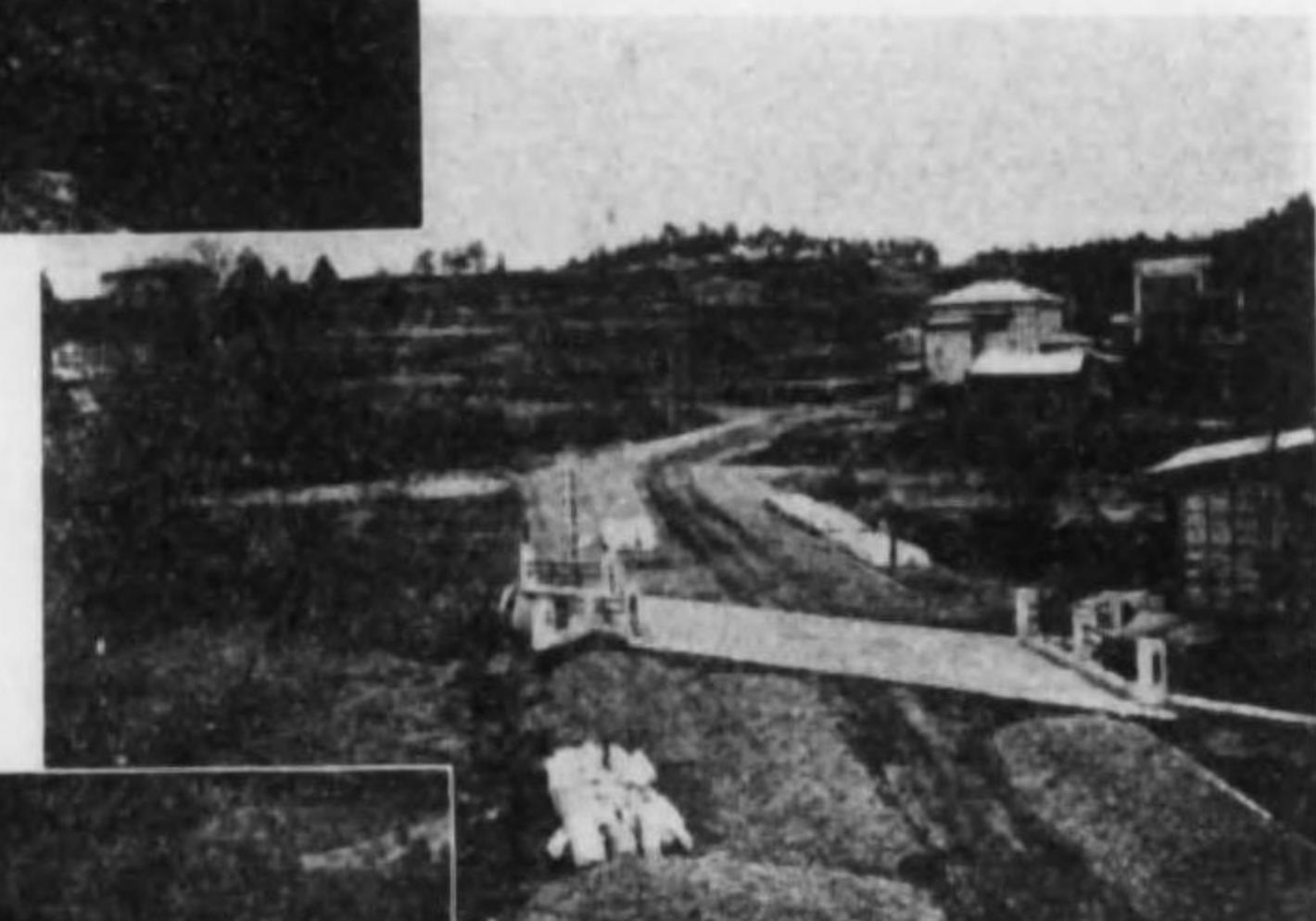




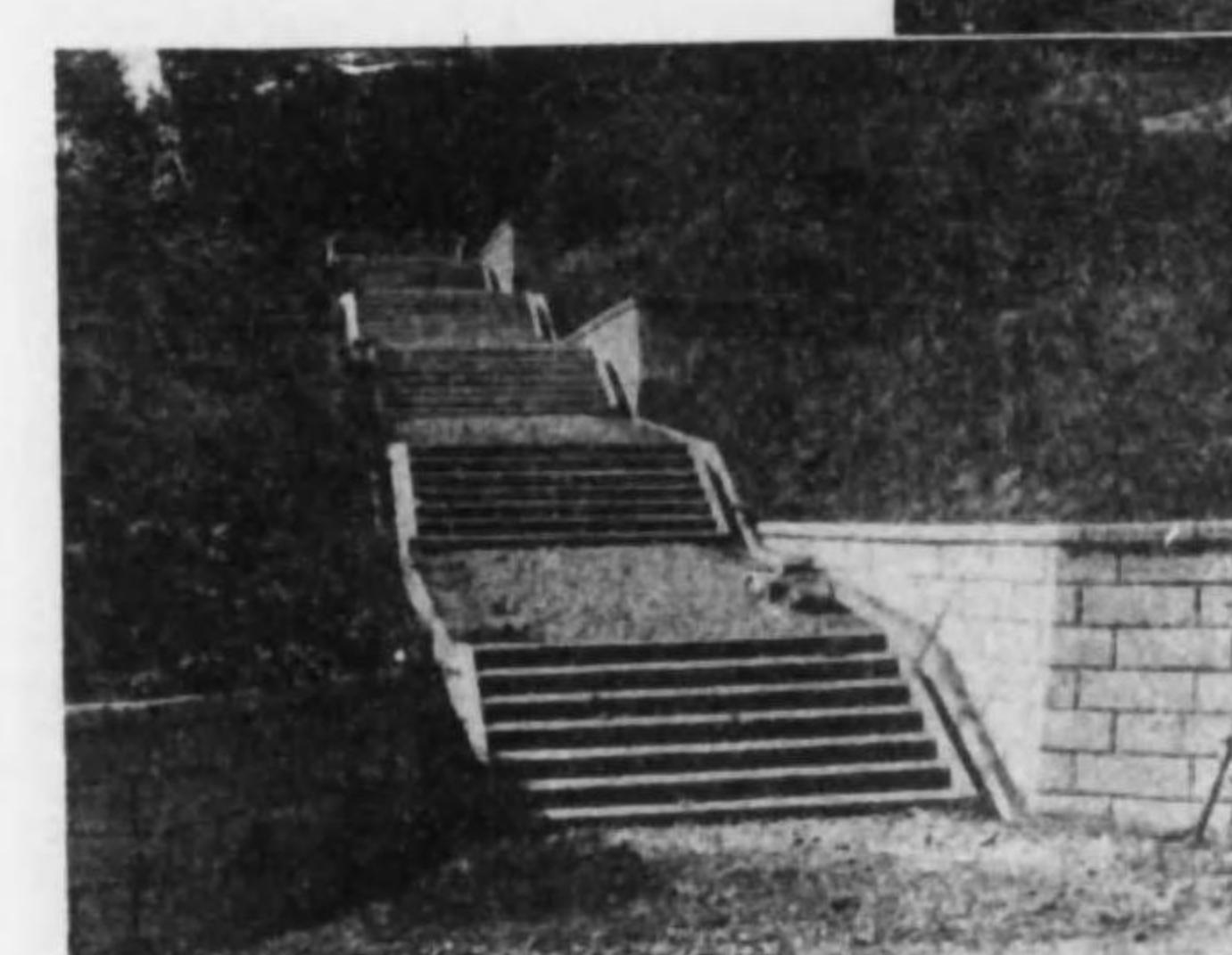
(一其) 地讓分子丸新



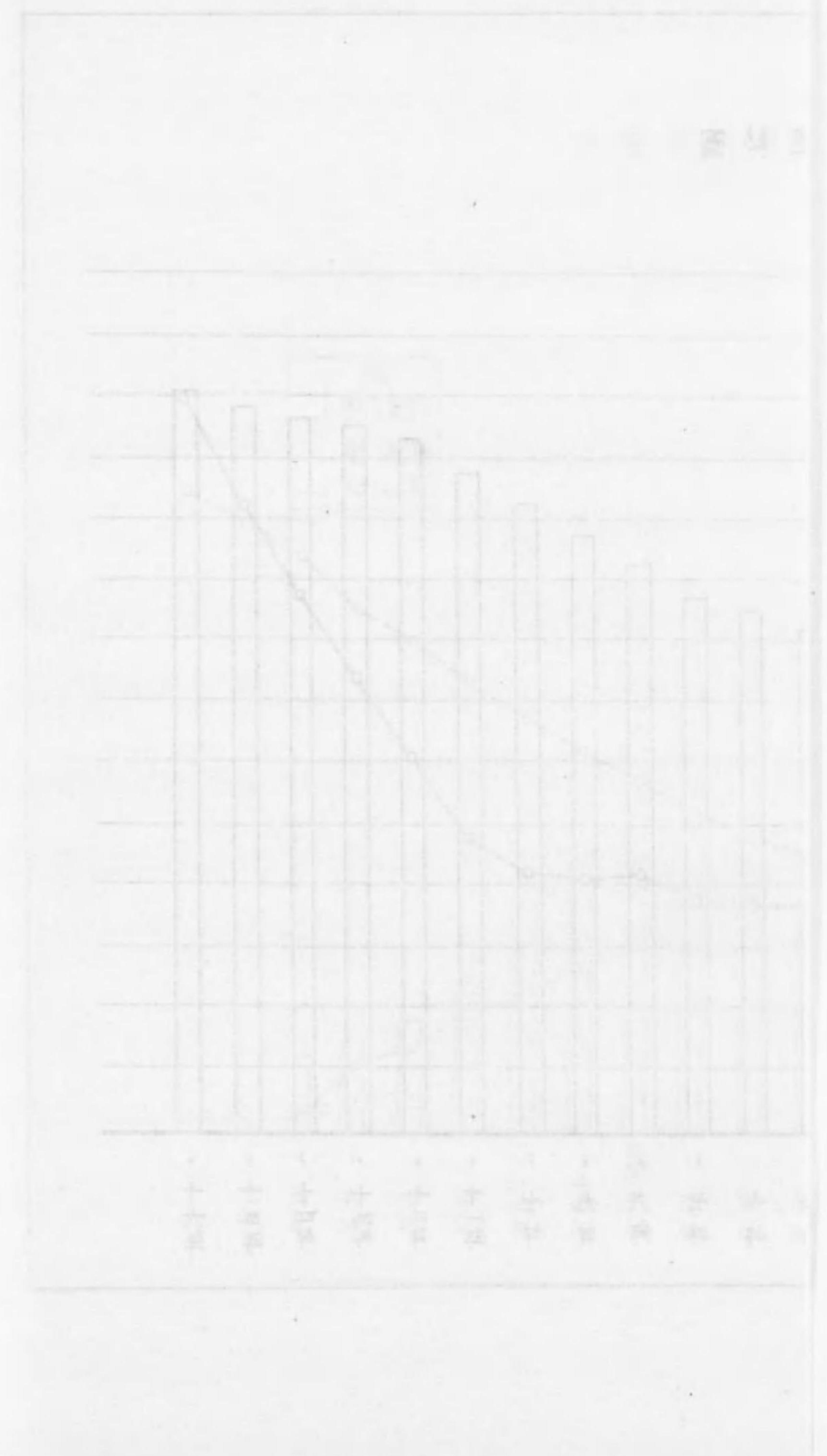
(二其) 土 同

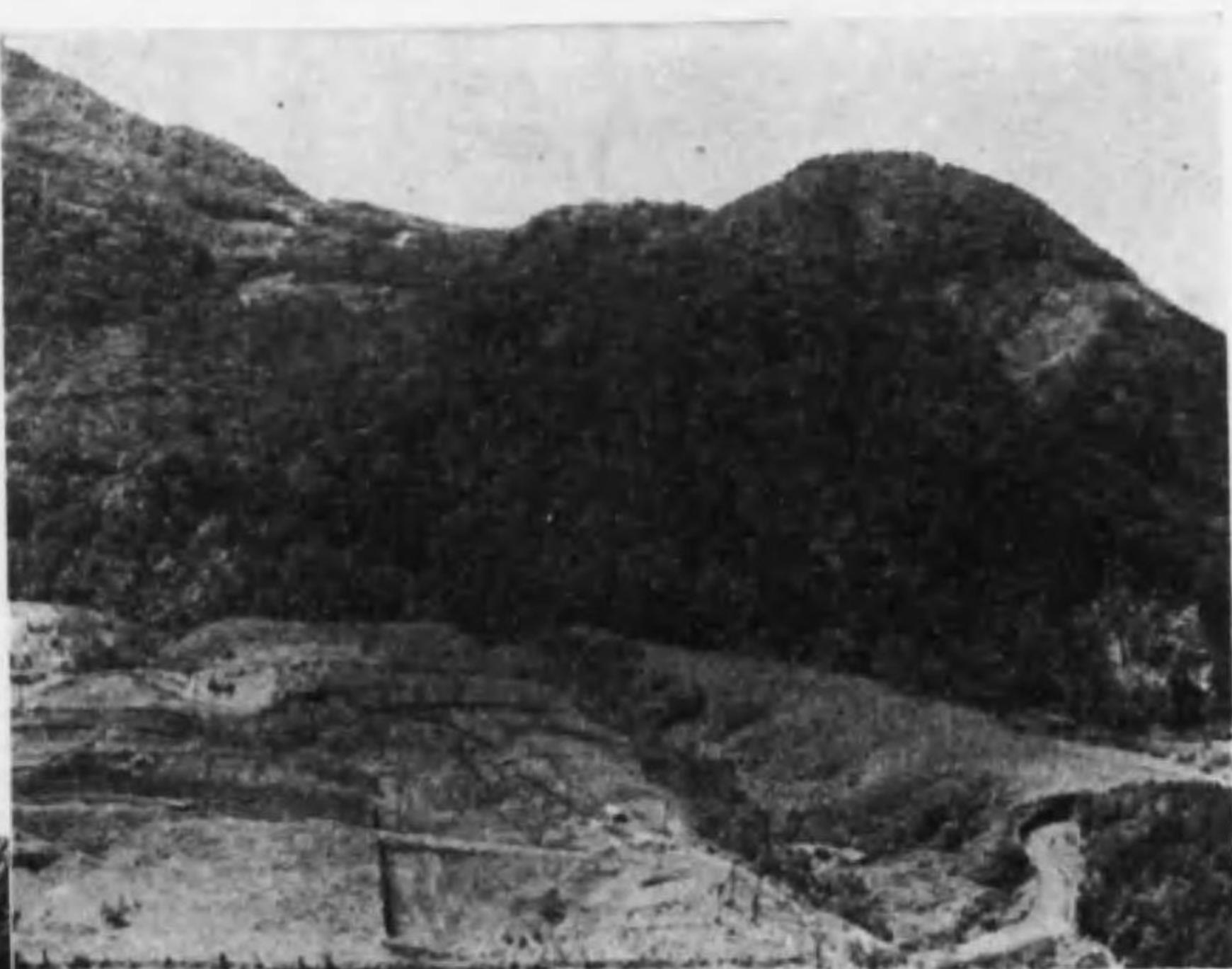
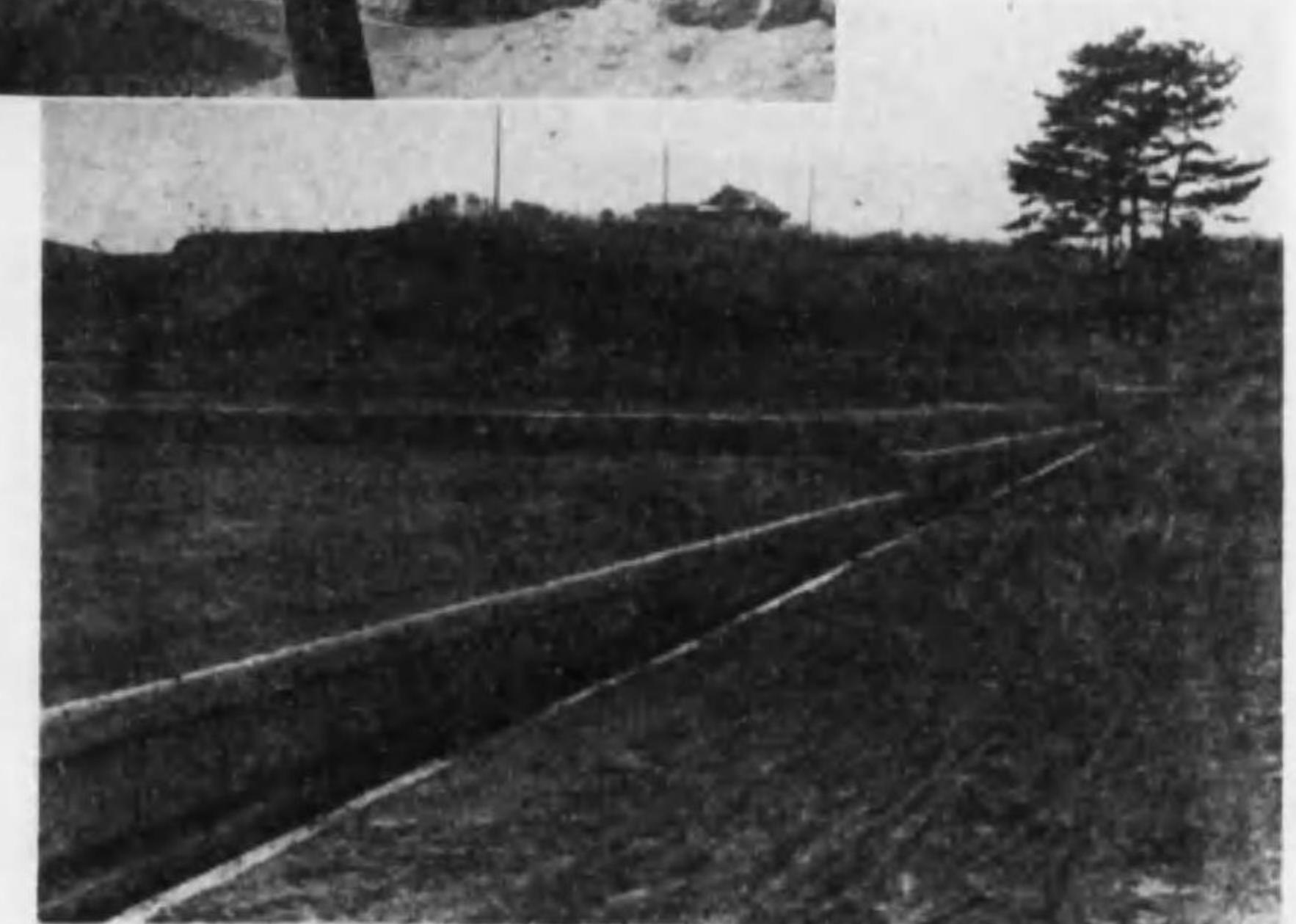
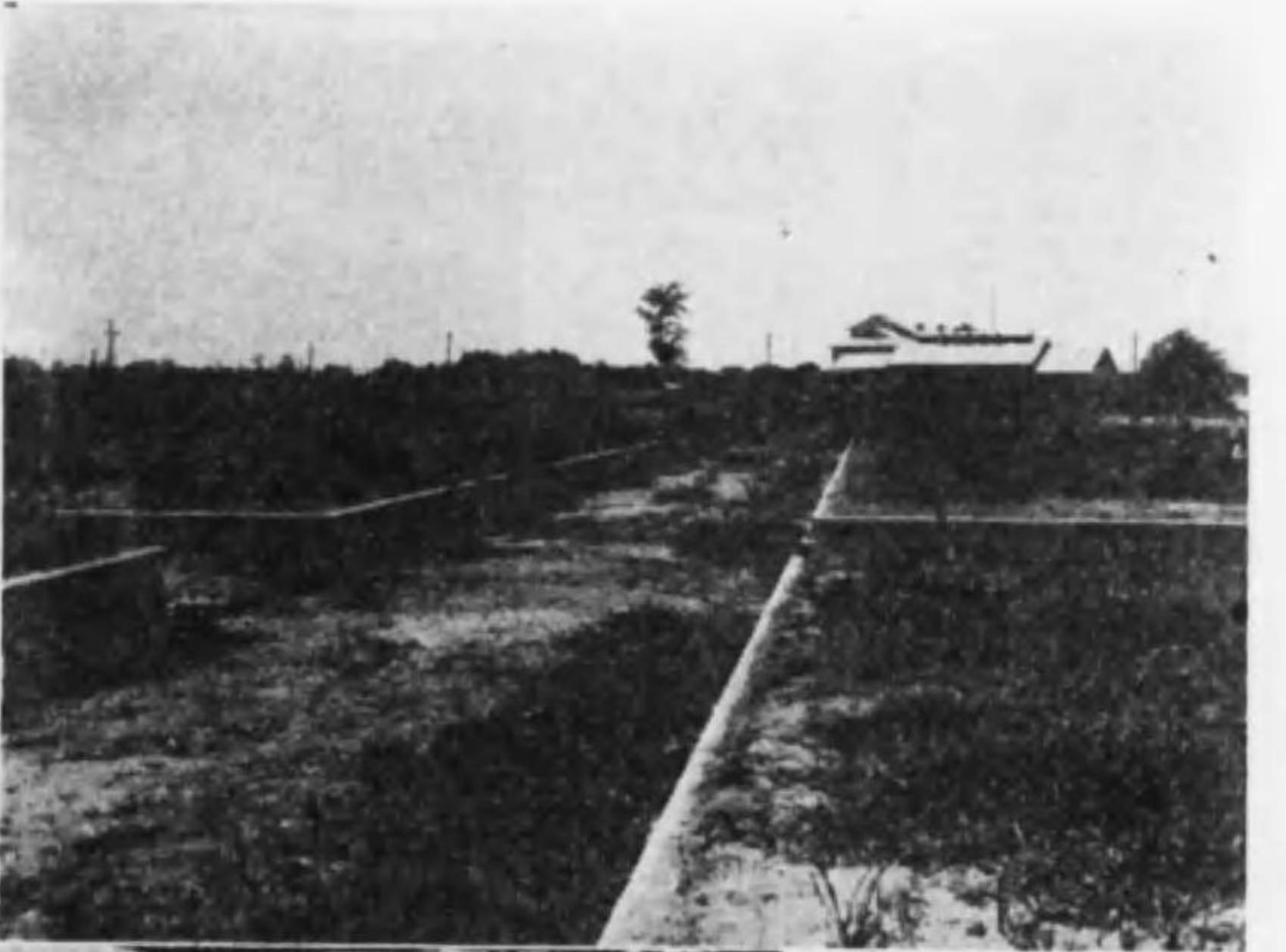


(一其) 地讓分名菊



(二其) 土 同





箱根春山莊分譲地



片瀬分譲地



伊豆伊東分譲地

第四章 土地及び砂利業

第一節 土 地 業

一、日蒲電鐵經營

當社の土地業は、田園都市會社を合併した昭和二年下期以降から開始せられ、今日に及んでゐる。田園都市會社の業務が移管された後はその残地處分を行ふと共に、舊東横電鐵と提携し、更に各所を開拓分譲した。

分譲方法を見ると、有償無償の外に貸地もある。貸地も或る期間に於ける分譲とも見られる。經營に單獨、共同（東横と）の外受託分譲も行つてゐたが、舊東横電鐵としても同斷であつた。左に分譲地區名、坪數等を年順に一表に示すこととする。

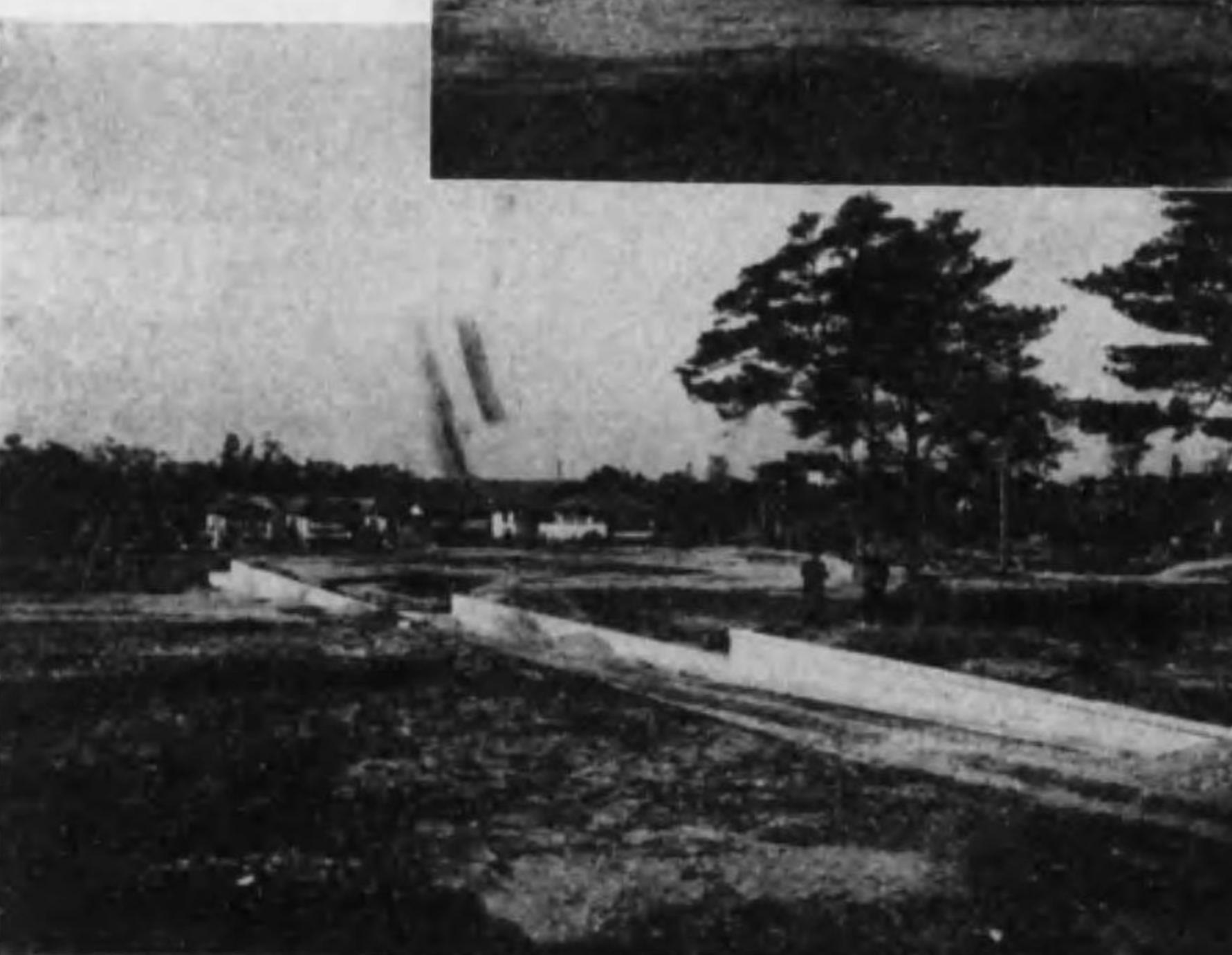
(イ) 社有地分譲

分 譲 地 區 名	坪 数	分 譲 年 度
沈 多 摩 川 臺 足	三 三、四〇六坪	
	六、〇四九	至 自 同 昭 和 十 二
		年 年 上 下 期 期
		年 年 上 上 下 下 期 期

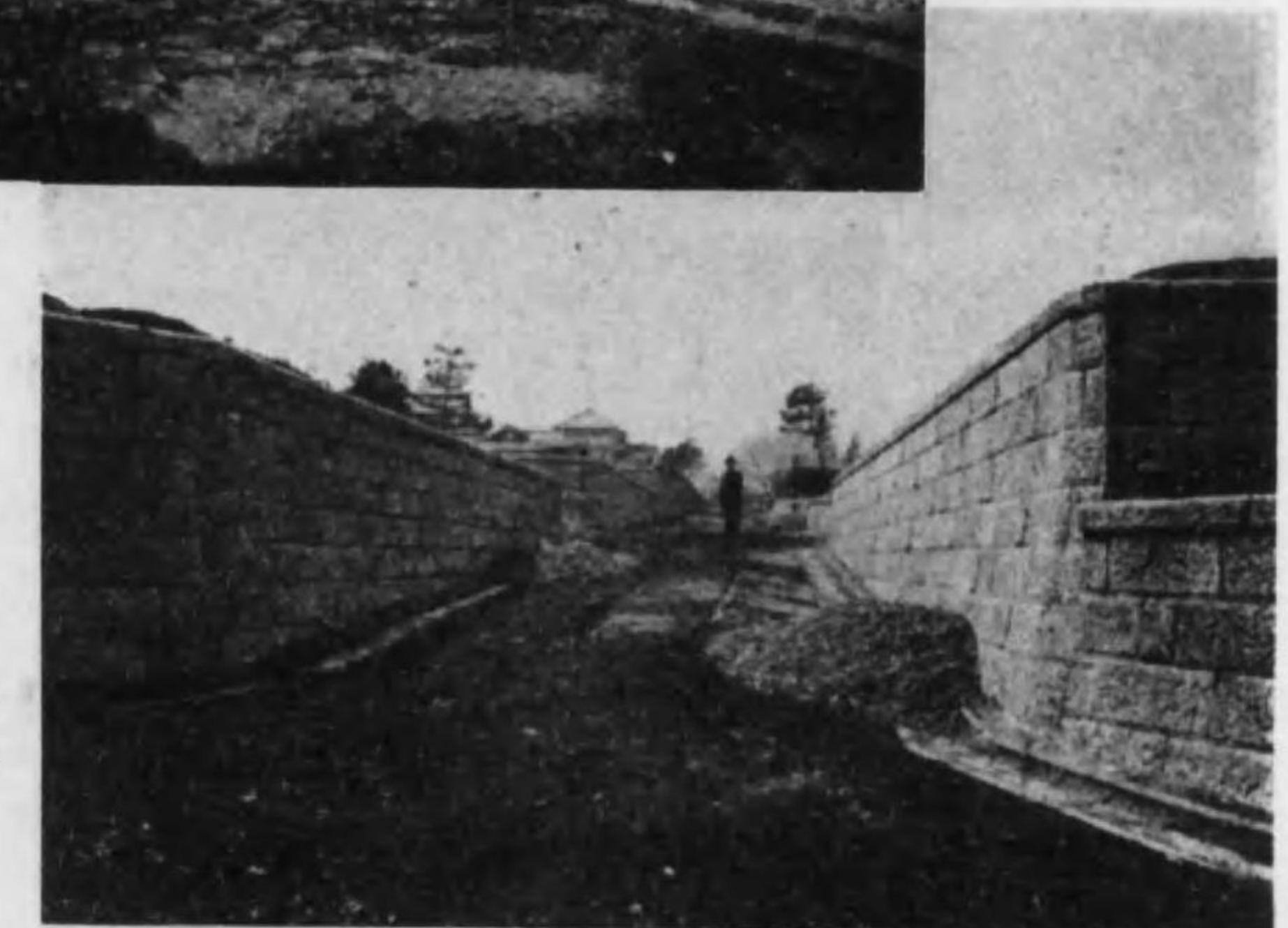
守山公園分譲地



代々木德川邸分譲地（其一）



同 上（其二）



袖ヶ崎	大山	蒲田	諫谷	訪問	分野
中丸	上山	奥澤	等々	中丸	上山
力山	毛澤	澤山	山	力山	毛澤
一八、六〇九	一、二、三七	一、二、三七	一、二、三七	一、二、三七	一、二、三七
五二七	六四〇三	六四〇三	六四〇三	六四〇三	六四〇三

(口) 不用殘地處分

昭和三年上期より現在迄五千二百四十一件

戸池	分譲地	越上	坪
		一二、九五七	數
		五、三一七	數
		一二、九五七	數
		五、三一七	數

(八) 受託分譲

石川	雪谷	戸池	洗足	洗足	洗足	戸池	武藏
ケ	越谷	越谷	南池	南池	畔	上臺	小山
	越谷	越谷	南池	南池	畔	上臺	小山
	越谷	越谷	南池	南池	畔	上臺	小山
	越谷	越谷	南池	南池	畔	上臺	小山

二、舊東横電鐵經營

舊東横電鐵が土地分譲經營事業に着手したのは、大正十三年からで、範を舊田園都市株式會社に取り、且つ同社と共に經營下に、新丸子附近及び日吉臺を開拓したのが最初で、目蒲電鐵と併する迄の状況は別表の通りである。

(イ) 社有地分譲

小	分譲地	名	坪
杉			二八、六〇一
二八、六〇一			數

高	青	旭	日	玉	下	新	菊	太	網	元
奈	木	木	吉	川	川	菊	太	網	元	
川	町	（横	（元	等	川	神	住			
島	島	濱）	住	沼	奥	奈				
町	前	村	吉	々						
平尾	前	村	分							
莊	馬	東	田	澤	澤					
山	莊	東	前	力	力					
前	山	田	跡	部	部					
山	跡	前	黑	川	名					
前	園	前	寺	尾	尾					
寺	前	寺	臺	島	島					

二	一	一	二	三	二	一	二	一	二	二
四、五	八、九	九、十	三、四	五、六	四、五	三、四	三、四	一、二	三、四	二、三
八、九	九、十	十、十一	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
〇、一	〇、一	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
八、九	九、十	十、十一	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
三、四	三、四	三、四	一、二							
二、五	二、五	二、五	一、二							
一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九
〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一
八、九	九、十	十、十一	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
七、八	八、九	九、十	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
六、七	七、八	八、九	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
五、六	六、七	七、八	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
四、五	五、六	六、七	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
三、四	四、五	五、六	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
二、三	三、四	四、五	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
一、二	二、三	三、四	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
〇、一	一、二	二、三	一、二	二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
九、三	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
八、九	八、九	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
七、六	六、五	五、四	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
六、五	五、四	四、三	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
五、四	四、三	三、二	八、一	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
四、三	三、二	二、一	八、一	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
三、二	二、一	一、一	八、一	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
二、一	一、一	一、一	八、一	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
一、一	一、一	一、一	八、一	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
〇、一	〇、一	〇、一	八、一	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六
九、三	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六	八、八	七、六

土地及水沙利用

元	目祐	大	目
住	黒		黒
吉	西	天	競
無	郷		倉
花	邸	寺	馬
果	外		場
園	地	裏	跡
一、 ○	七、 ○	二、 七	三
七	三	二	三
○	○	八	○
昭	同	昭	同
和		和	
十		十	
四		五	四
年	年	年	年
下	同	上	同
期	期	期	期

(口)不用殘地處分

右は鐵道線路敷地その他の殘地を處分したるものにして、昭和三年上期から現在迄、凡そ二千五百餘坪に上つてゐる。

三、共同經營

分	讓	地	區	名
				坪
三	片	白		
宿				
臺	(淡島)			
		樂		
		潮		
五	五	三	二	三
三	三	〇	二	九
二	二	〇	一	坪
同	昭	至	自	
和	同昭			
十	和			
三				
十五				
年	年	年	年	
下	上	上	上	
期	期	期	期	

共同經營は

共同經營は田園都市會社と舊東横電鐵が始めで、大正十三年五月に

以上を買収して整地の上賣り出し、田園都市會社が目蒲電鐵に合併せられて以來は、同社の共同となつてゐた。

四
九

貸地坪數累計表

(昭和十五年九月現在)

府新上鶴久雪末尾自九多奧
立園
計藝丸野ノケケ山由品
學校
前子毛木原谷廣臺丘佛臺澤
地區別坪
六三
六五、一、四、六、四、二、四、〇、一、三、一、
一五九、一、二、四、六、一、七〇、四、二、四
四、八、七、六、三、三、五、八、三、六、七、一〇
六、三、七、九、二、八、八、七、三、八、八、一、七、
數八、四、〇、四、八、一、六、二、五、八、二、五、七
八、五、六、七、三、五、九、三、一、八、三、九、九

(註) 本表外にして元住吉地區に屬するもの五、一一四坪八八あり。

五、現　況

目蒲、舊東横合併以後は、支那事變最中に屬し社會情勢の變轉に伴ひ、土地分譲業も種々の事情の下に積極的に出づるを得ず、記すべき程の業績も見られず今日に及んでゐる。

第二節 砂　利　業

一、事業經營概觀

當社の砂利業は大正十四年七月廿七日、時の鐵道大臣、仙石貢氏から砂利採取及び販賣業兼營の認可を得たのに始まる。

是より先き本業創始迄の情勢を觀ると、大正震災後に於ける大都市計畫に依る東京市の需用、田園都市株式會社設立に依る需用、舊東横電鐵路線の建設工事用及び目黒蒲田電鐵の延長線工事用、且つは舊東横電鐵横濱線開通後に於ける横濱市復興事業用等、併せて砂利業開始を促進するの因をなした。

舊東横電鐵建設時代の路線工事用としては、神奈川縣と東京府より多摩川の砂利層を拂下げ供給したが、第一期、二期、三期と建設工事が完成を告ぐると共に、他に販路を開拓し、多摩川に於て機械掘を行ひ、貨車輸送をなし賣り捌いた。

大正十五年上期に於て、田園都市株式會社その他へ約三百坪を賣り、益金六百圓を得たのが砂利業としての收益の手はじめであつた。

(二)

爾來着々と採取法、搬出、精撰に改良を施し、販路の擴張に努めた。例へば諸官公衙への供給入札への參加、各土木請負業者への直賣をなす等の爲め、澁谷に設けたホツバー、目黒驛の積卸し場など活路の歴史を語るものであつた。澁谷のホツバーは後百貨店部の建築區に入り取り拂はれた。

然る處、沿線が開けるにつれ乗客輸送が繁忙を極むるに至り、其間貨車運轉も不可能となり、遂には自動車輸送にて販賣するに至つた。

(三)

昭和九年二月十三日、多摩川砂利の採取禁止は、砂利業沿革上特記して置かねばならぬ。これに依る東京、神奈川方面の砂利業者のうけた打撃は非常なものであつた。

當時、東京市中一ヶ年使用數の三分の一は多摩川産であつた。然し幸か不幸か、恰も財界の不振から、各地に採取、販賣の統制が行はれた頃であつたので、その畫策と偶然ながら相俟つて自ら品不足を來し、價格の引き上げの因となつた。統制された區域を見ると、相模鐵道の小田急沿線、東武及び東上線の沿線等がこれであつた。

(四)

多摩川探掘禁止から窮屈の一策として案出されたのが、現在も實行してゐる「陸掘」である。由來多摩川の舊流域は荒蕪地となり、畠地となつてゐたが、地質の調査研究の結果、砂利層の寶庫とも云ふべきであるを確め、當社では用地を買収し、速早く探掘の準備にかゝつた。是が昭和九年十二月であつた。而して設備萬端整ひ、最初の採取場たる新丸子の操業に着手したのが、昭和十年三月廿六日であつた。

この「陸掘」が豫想外の好成績を挙げて來たので、傲ふ者が續出し、やがては販賣價格を亂すに至つた故、當社は昭和十年八月、是等採取者を統一し、販賣を一手に引き受くべき契約を結んだ。

尙當時各方面に於ける競争者の亂立を防止すべく、統制機關の實現に盡力した。東武共販、東京共販、三川合同販賣、等の設立が是であつた。また川崎鶴見方面の無統制に苦慮した當社は、陰に陽に統制機關の設定に力を貸し、昭和十年十月八日には、東京川崎砂利株式會社の設立を見るに至つた。

(五)

新丸子採取の好成績に力を得、更に下野毛にも設けた。此處でもまたわが社に類似の採取者が輩出したので、更に統制を強化したが、はては上流北多摩方面にまで及んだ。

二、礦區

契約年月	探取所	持主
昭和十年八月	新丸子附	西野砂利興業會社(外多數)
同昭和十一年七月	新丸子附	大東京砂利株式會社(西野氏)
同昭和十二年三月	下野毛附	豊田木田
同昭和十三年三月	北多摩調布附	青木田昌岱
同昭和十四年三月	下野毛附	橋本作
同昭和十五年三月	江原組合	原田昌岱
同昭和十六年三月	相模川砂利所	相模川砂利所

それ等を一表にしてみると左の如くである。

昭和十四年四月から當社獨自のものとして、高津採取場を開拓しつゝある外、神中鐵道を利用して相模川へ礦區を延ばした。以上の採取礦區を一括すると大體左の九區となる。

新丸子(川崎市)	下野毛(川崎市)	砧(世田谷區)
柏江(北多摩郡)	和泉(北多摩郡)	北多摩調布(北多摩郡)
高津採取場(川崎市)	相模川採取場(厚木附近)	

(六)

(七)

昭和十四年九月十八日新体制強化の下に「價格統制令」が施行され、砂利業者としても此處に新たなる發足をせねばならず、昭和十五年二月、東京及び京濱砂利類生産販賣業組合を組織し、同組合から東京府知事並に神奈川縣知事宛、夫々價格統制令第三條第一項の規定に依り許可申請を爲したる處、東京府側は同年六月四日より、神奈川縣側は同年四月十七日より實施すべき協定價格が認可された。

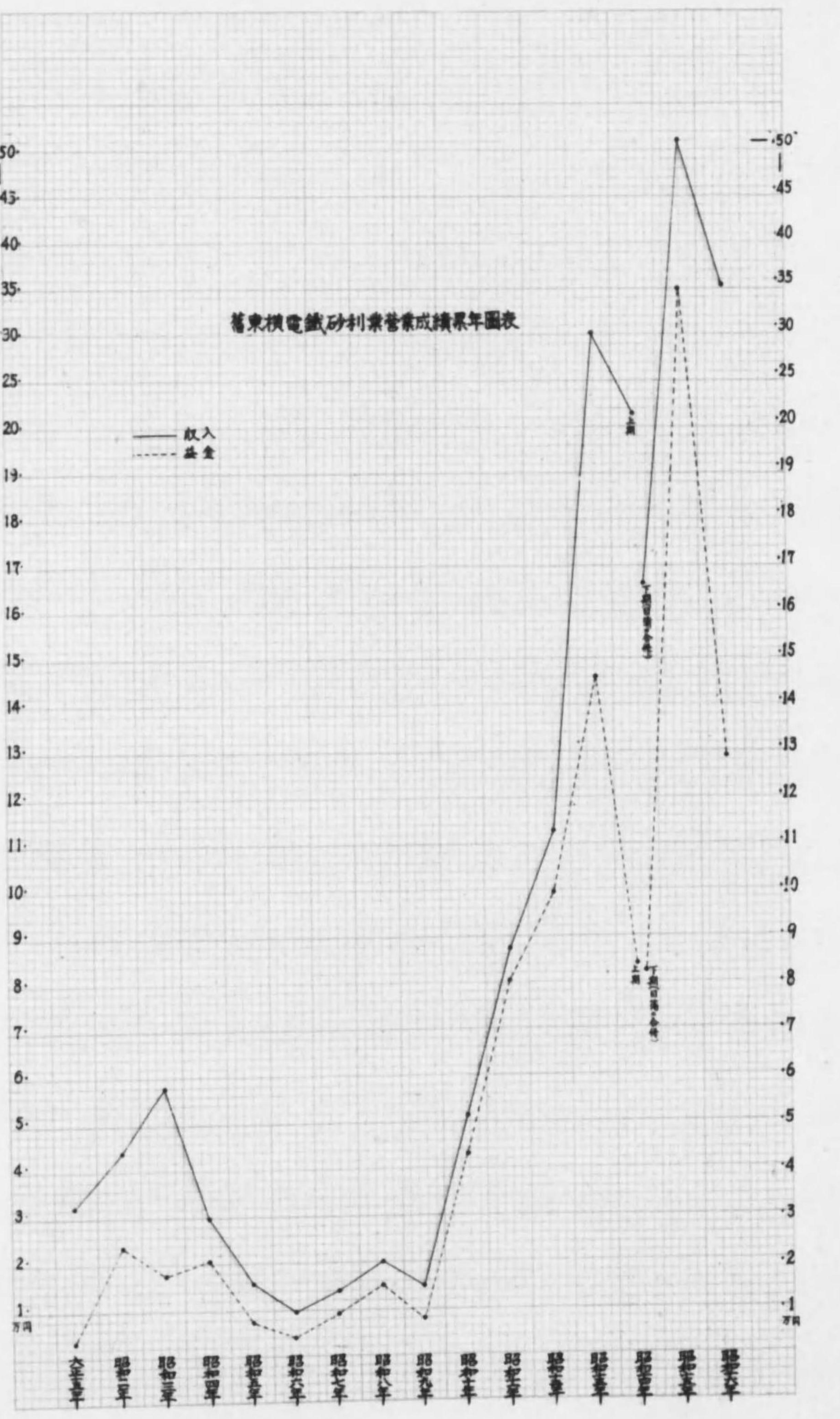
顧みると、新丸子採取場開業以來、本年が丁度五周年に當ると共に砂利業としての販賣部門も、新陣容の下に運搬用トラックの企業合同をなし、直營運輸部として愈々活躍するに至つた。

(営業費、益金等は第四編に記載す)

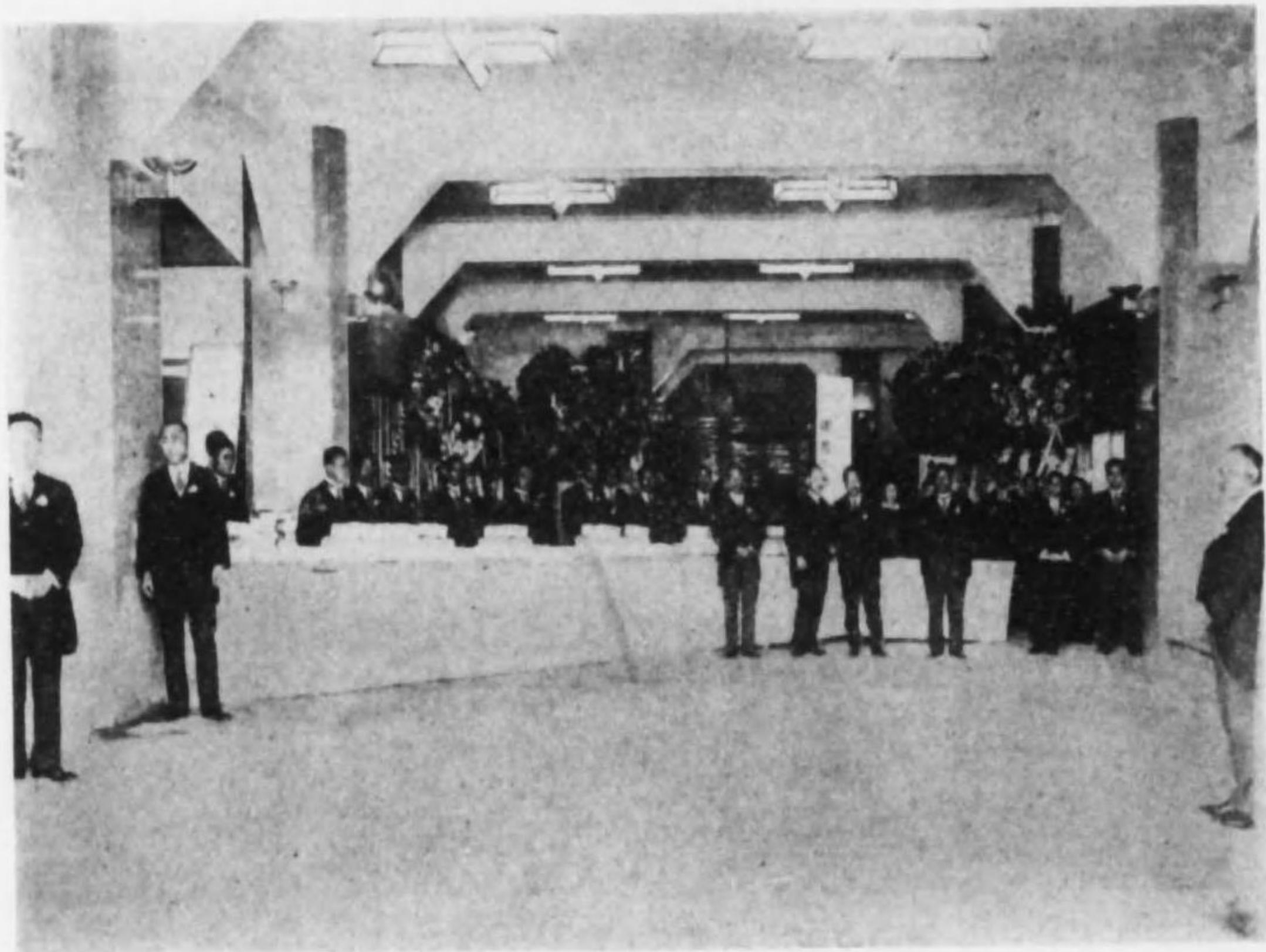
砂利取扱數量累年表

年 度	取 扱 數 量	年 度	取 扱 數 量
大正一五	二、三三〇立	昭和二	九、二五〇
同	外ニ縣託送	六六、四〇	六六、二〇
	九、二五〇	九〇〇〇〇	六二〇
	〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇
同	同	昭和九	二二、二一〇
同	一〇	一一	二五、〇八三
			四七、二〇〇

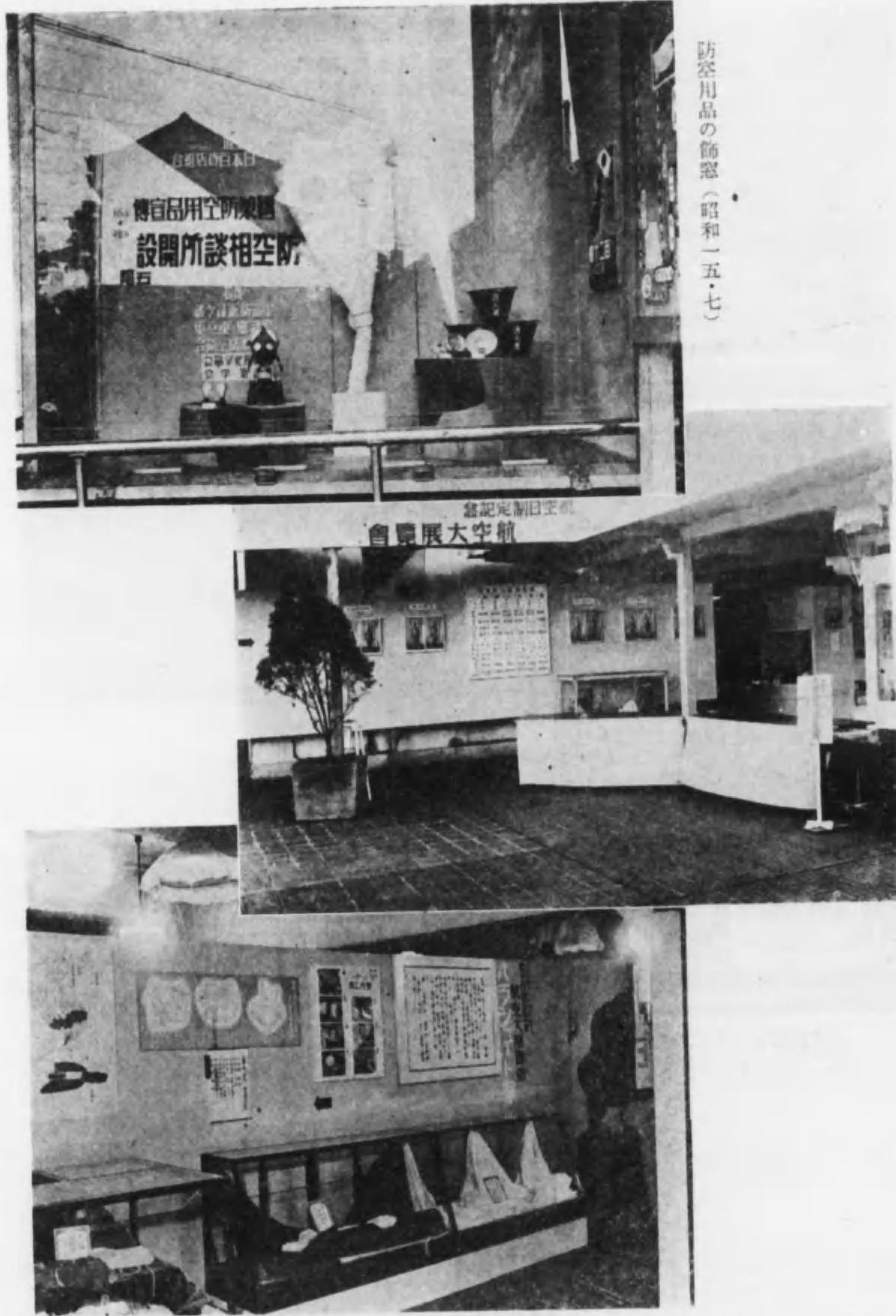
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一六、九〇	二六、九〇	一六、三〇	二四、六一												
三九、九〇	九、九〇	六〇一	一六、一	一六、一	二、一	三一	一六、一	一五、一	一四、一	一三、一	一二、一	一、一	一、一	一、一	一、一
六六、一六六	一六、一六六	二、一六六	一、一六六												
七六、五二〇	五八、七八〇	六四、六四八	六四、六四八	六四、六四八	六四、六四八	六三、四六〇	六三、四六〇	六三、四六〇	六三、四六〇	六三、四六〇	六三、四六〇	九三、四七〇	九三、四七〇	九三、四七〇	九三、四七〇



開店當時のポスター



開業當日有志役重及社員



防空用品の飾窓（昭和一五・七）

パラシユート展（昭和一五・九）其一

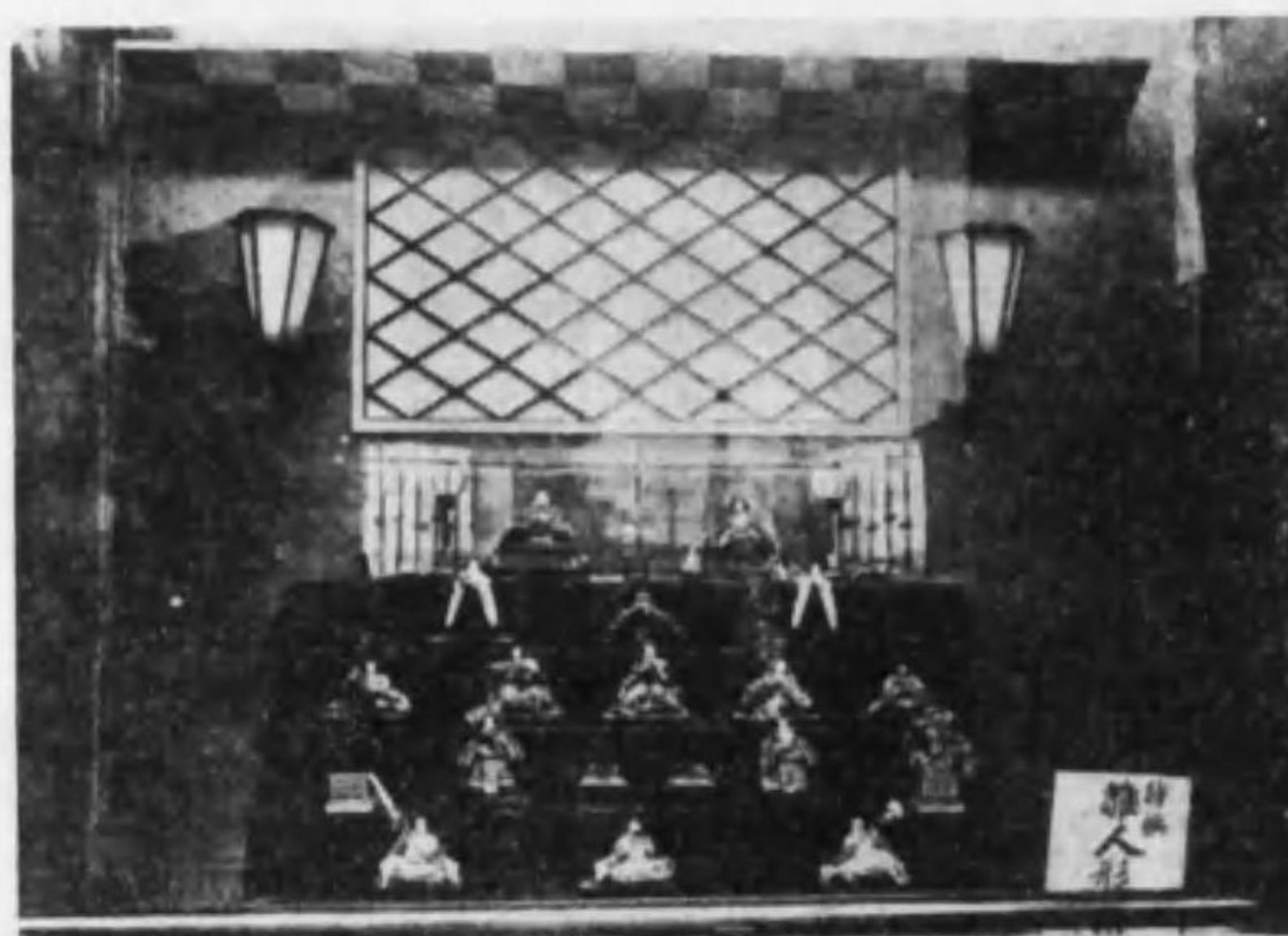
二其（九・五一和昭）展トーヨンラバ



飾装店開面正店貨百海熱（昭和三年五月月）



飾装の店開店貨百塚平（昭和六年四月月）



三月雛人形の飾窓



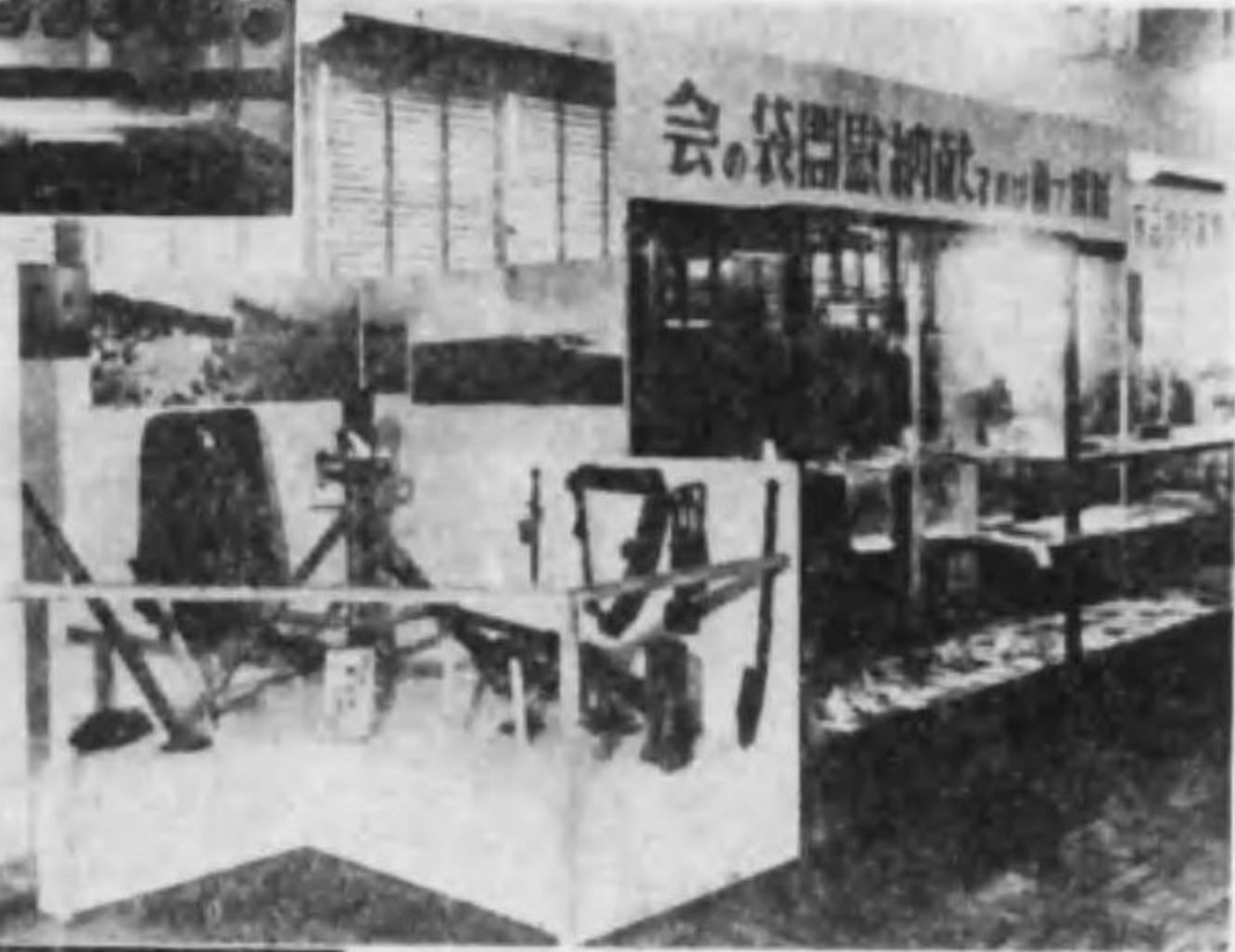
五階賣場（運動具）



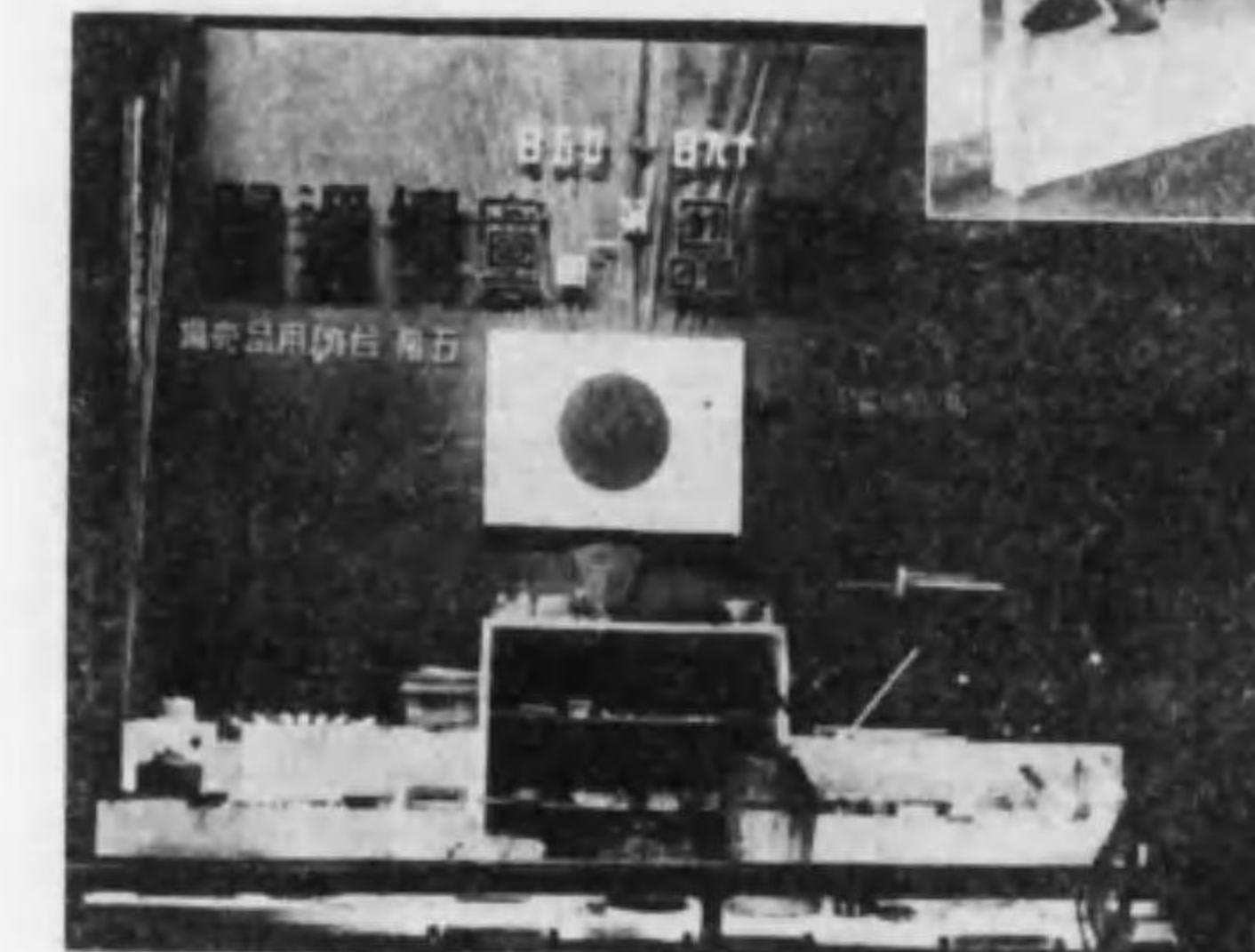
場賣品食階地



窓飾の債國變事那支



品利戰の列陳てに場賣階五
(〇一・四一和昭)



窓飾品用代策國
(一一・三一和昭)



(七・六一和昭) -ドソイウーヨシ大

第五章 百貨店業

第一節 開業

一、開業準備

百貨店設置の氣運

我が社にあつては、沿線の土地を「住みよき土地」たらしむべく、夙に附帶事業として住宅、土地分譲、遊園地經營等をなし、既に相當の成績を擧げて居たが、更に沿線居住者の利便を圖る爲に、日用生活品の販賣、食堂の經營等を開始し、澁谷驛には昭和二年十二月食堂を（註一）同年四月に食料品マークット（註二）を開業し、又目黒驛に於ても、昭和四年九月食堂（註三）を、同六年二月食料品マークット（註四）を開業して「良品廉賣」をモットーに好成績を收めた。然るに、關東大震災直後に於ける帝都西南部の發展は特に著しく、澁谷を起點とする東横、玉川、帝都各郊外電鐵及び乗合自動車の沿線の發展は目覺しいものがあつた。當時澁谷驛の乗降人員は、一日三十萬を算し、新宿を凌ぐ盛況であつた。當時新宿には既に三つの百貨店（伊勢丹、三越、ほていや）があり、何れも相當な成績を擧げて居つたに反し、澁谷には之に該當すべきもの一つもなく、前記の如き小規模の賣店、食堂のみでは、到底顧客に對し充分なるサービスを與



(ルブーテ族家) ルリグ 横東

況盛の堂食大横東

ふることが出来ないので、こゝに百貨店設置の急務を感じて來たのである。

「註」

一、澁谷東横食堂（第一東横食堂）

昭和二年十二月二十五日東横電鐵澁谷驛二階に於て開業、面積五十坪、從業員二十餘名であつたが、同五年擴張を行ひ面積九十坪、從業員四十名内外とした。

二、澁谷マークット

昭和六年四月五日同前一階に開業、瓶罐詰、惣菜其他食料品を取扱つた。

三、目黒東横食堂（第二東横食堂）

昭和四年九月二十一日、目蒲電鐵目黒驛に開業、面積五十坪。

四、目黒マークット

昭和六年二月三日、目黒驛に開業、食料品を取扱つた。

五、當時の食堂及びマークット收入

食堂は澁谷及び目黒を合して、一年二十萬圓、マークットは、一年八萬圓位に上つた。

百貨店設置の研究

既設のマーケット及び食堂經營に自信を得た我が社は、愈々百貨店經營を決意し、昭和七年五月より調査に着手した。そこで新入社員を二班に分け（第一班、市橋、佐藤、大竹、第二班、相

川勝夫外二名）十ヶ月の豫定を以て大阪の阪急百貨店に派遣し、具體的研究を爲さしむることゝした。其節特に指示された研究項目は（一）、建築方法、順序、様式に關する研究、（二）、建築費及び設備費の具體的研究、（三）、商品選擇の研究特に（澁谷に於けるターミナル百貨店に適應すべく）、（四）、商品の賣行見込及び利益率、廻轉率の研究、（五）、其他事務組織、仕入販賣方法、宣傳、サービス等營業一般に關する研究、（六）、店員の採用及び訓練法の研究、（七）、收支豫算の研究、（八）、開店時期の研究、（九）、製造及び加工業の研究等であつた。

百貨店部の設置と準備員の任命

百貨店設置に關する一應の調査が済むと共に昭和八年四月一日、百貨店部を新設し（第二節參照）百貨店設置準備委員を任命した。

即ち、

昭和八年四月一日社報號外第九號

百貨店部長（篠原三千郎）

副部長（松浦由太郎、山本知太郎）

總務部 松浦副部長

庶務及び人事關係事項 福田治胤
管理及び經理關係事項 高橋禎二郎

調度及び營繕關係事項

相川勝夫

營業部 山本副部長

第一賣場（地階）

宇田川一郎

第二賣場（二階）

清水定夫

第三賣場（三階）

佐藤誠

第四賣場（四階）

大竹史郎

第五賣場（五階）

太田一郎

第六賣場（六階）

古仁所智

營業第二課

河村錯一

食堂課

岡本眞吾

要するに事務關係は松浦副部長が、營業關係は山本副部長が其指揮に當る事になつて居た。

以上の委員は昭和八年五月二十日から三ヶ月間、重ねて阪急百貨店に出張し、各分擔事項に就き詳細なる調査を進める事とした。

先づ組織並に人事に就ては、昭和八年四月職制を定めて總務、營業の二部制を探る事とし、その後調査の進捗するに伴ひ、兩部に幹事を設けて調査事項を取扱のこととした。

營業部に於ては、賣場配置案を變更して、同年十二月に階別擔當別を商品系統別に改め、翌九

年四月、新入社の準備員を從來の準備員の補助員として其配屬を決定し、事務系統に就ては各百貨店は勿論、諸外國の例をも参考として電鐵會社直營の特徴を探り、同年六月職制を改正して開業の諸準備を整へた。（第二節参照）また一方に於ては、準備進行の爲め毎週數回打合せを行ひ、昭和九年、五島專務取締役の指令に基いて毎週月水金曜日に會議を開き、準備員の報告を聽取すると共に、準備に對する重役の指令を受け鋭意開店を急いだ。殊に興業費、經費並に賣上豫算に對しては、再三検討修正を行ひ萬全を期した。然し建築工事が豫定より遅れた爲め、開店には相當の難色があつたが、兎に角間に合はす事が出來た。

店員に關しては成る可く素人を採用する方針の下に、食堂料理人、吳服、家具、宣傳等の各係員及び洋服係員の一部並に保安、營繕係員等の特種の者を除いては全部未經驗者を以てする事とし、昭和九年二月に大學卒業者三名を採用し、四月には新規大學專門學校卒業者二百五十名中より、試験の上主任候補として二十名を採り、尚ほ一般店員として男女中等學校新規卒業者を、三回に亘り總數九百名程採用した。是等の店員は昭和九年八月下旬から十月月初旬迄、上野松坂屋、高島屋、白木屋等に於て實習の指導を受くる事とし、商品及びその仕入先の撰定に就いては最も嚴密な調査機關を設置して、昭和九年七月迄三回に亘り検討の結果、約三五〇店を内定するに至つた。尚ほ仕入商品の搬入は十月二十三日より向ふ一週間、文字通りの晝夜兼行でなし、三十日の開店披露招待日迄には豫定通り完了する事が出來た。次いで賣場の配置案も再三検討の上、同

九年二月に大體決定を見るに至つた。

二、開業

昭和九年十一月一日の開業に先立ち、十月三十日及び三十一日の兩日を開業披露の招待日と定め、第一日は主として新聞社關係、政界財界の名士關係、官廳名譽職及び仕入先等を、第二日は一般顧客を招待する事とした。

十一月一日は久方振りの絶好の日和で、顧客數も四萬八千人餘に及び、度々客止さへせざるを得ない状態となり、本社より多數の應援者を求むる程の盛況であった。

尙ほ當日配布の挨拶狀を載せておく事とする。

御挨拶

本日は御多忙中にも拘らず、皆様の御來觀を辱うし有難き仕合せに存じ上げます。折角御光來下さいましたにも拘らず、萬事不備、不行届で御座いまして誠に恐縮に堪へません。

皆様御存じの如く東京市の現在人口は既に五百五十萬に達し、然かも今後の膨脹率は之を最近の一年約十二萬人の増加に微しますれば、正に驚くべきものがあると信じます。特に我國都市膨脹の趨勢は、歐米諸國とは其趣を異にし、彼の立體的であるのに比して、私は平面的でありまして、人口の増加に正比例して新市域は益々膨脹擴大せんとして居

ります。現に我東京市は一昨年大東京市制を施行して以來、未だ二年ならずして新市域の人口は舊市域のそれを凌駕せんとして居る狀態であります。殊に東京市の西南郊に位する東横、目蒲、玉川、帝都等諸電鐵の沿線は交通機關の發達に伴ふて、人口の増加は實に著しきものがあります。斯くの如く東京市の郊外は目醒ましき發展を辿りつゝありますが、その地域が廣くなるに従ひ、ショッピングセンターを遠ざかるがために、郊外居住者各位の御不便は一通りでないと御推察申上げます。澁谷驛の乗降人員は東京市の調査によれば一日約二十萬人を算するとの事であります。新宿驛の乗降人員一日三十四萬人に比すれば遙かに及びませんが將來の發展性は寧ろ澁谷にあると信ずるのであります。新宿が商業地として三つのデパートを有するに反し、澁谷に一つの百貨店もないと云ふ事は寧ろ不思議と云はねばなりません。

東横百貨店は、此の意味に於て澁谷を中心とする、西南郊方面に居住せらるゝ方々の御便宜を圖る趣旨の下に、計畫せられたものであります。此の經營は東京横濱電鐵株式會社の直營で、建設費は三百餘萬圓であります。建物は鐵骨鐵筋コンクリート地下一階地上七階延坪三千六百餘坪でありまして、此れに附屬建物を合すれば總延坪數は四千五百坪となります。

此の東横百貨店は、只今申上げた様に一つのサービスを目的として生れたものであり

ますから、良品廉賣、誠實第一を店の標語とし、別紙の如き信條の下に經營するつもりであります。何卒皆様の百貨店として格別の御引立を願ひ上げ奉る次第で御座います。終りに臨み皆様の御健康と御清福とを祈り、本日の御光來を重ねて厚く御禮申上げます。

す。

昭和九年十月吉日

敬白

東京横濱電鐵株式會社

専務取締役 五島慶太

來賓各位殿

當店は電鐵會社が、沿線居住者に對する奉仕を目的として設立されたものである爲め、從つてその信條も左記の如く他店とは全く趣を異にした點がある。

東横百貨店信條

第一、商 品

どこの店よりも良い品をどこの店よりも安く賣る。
何故それが出来るか

- 一、東横電車の副業であるから
- 一、興業費が少いから

一、信用ある會社が經營する爲に金利が安いから

一、廣告費が少くてすむから

一、現金買を原則として居るから

一、現金賣を主として居るから

一、配達の費用が省けるから

要するに経費が餘計かならないからである。

他人に最大の奉仕を爲す者は最大の利得者である。即ち親切は最大の資本である。
夫れ故に

一、店の繁榮を希ふ前に顧客の利便を圖る

一、店の利益より先づ信用を保つ

一、商品を賣るより親切を賣る

一、賣手の心とならず買手の心となる

第二、奉仕

日本一の模範店員となることを確く信じ、努力する
夫れが爲には

- 一、清く正しく
一、丈夫で明かに
一、忠實勤勉で

- 一、懇切丁寧に
一、敏速正確に
等の諸條が要望される。

要するに、當店はターミナルデパートとして、幾多有利な條件に恵まれて居た。即ち主として沿線居住者を顧客としての經營なるが爲め、特にその吸收策に對し苦心を要する事なく、廣告費、配達費の輕減が、潤澤な資金に依る現金取引と相俟つて他店に見られぬ強味があつた。

三、營業設備及び建設費

營業設備は店舗及びそれに附隨する諸設備であるが、建築に關しては第六編第二章第三節に詳記してある故省略する事とする。

茲に建設當初の興業費と擴張後の昭和十六年二月現在のを比較記載して置く。

百貨店興業費内訳表

科 目	金額	科 目	金額
用 地 費	三七八、一〇三	備 考	三一〇
工 場 用 地 費	一六、三八〇		
建 築 設 備 費	九二〇		
本 館 建 築 費	七九〇、〇〇四		
第一別館建築費	一三六		
本館設備費	七二九、二九一		
第一別館設備費	九五		
器具什器	六〇、七一二		
本館用地費	五三、八三六		
第一別館用地費	一五五		
建 店 品 物	五〇、八〇三		
本館建築費	三、〇三二		
第一別館建築費	六四〇		
建 店 品 物	八、六四七		
本館用地費	八三〇		
第一別館用地費	一九〇		
本館建築費	九四一、五三〇		
第一別館建築費	一、八三四、三九〇		
建 店 品 物	七、五三九、五四〇		
本館建築費	一、八三四、三九〇		
第一別館建築費	八五、九一八、八四〇		
土 地	四八四、八二八	内	一〇〇
本館用地費	三四〇、五二六	内	一〇〇
第一別館用地費	八一、三七三	内	七一〇
第二別館用地費	五五、三八八	内	八〇〇
店員寄宿舎	一、八三四、三九〇	内	一九〇
本館建築費	九四一、五三〇	内	一九〇
第一別館建築費	八五、九一八、八四〇	内	一九〇

科 目	金額	科 目	金額
總 事 務 費	五〇、六八九	八九〇	
諸 事 務 費	四七、九五六	二七〇	
本館設計手數料	二九、〇〇〇	〇〇〇	
本館電氣設備	一、五〇〇	〇〇〇	
本館設計手數料	一五、四二八	四〇〇	
建設工事監督費	一、六九一	二五〇	
同上電氣設備	三九、九三一	四六六	
工事監督費	四二、七四三	九〇八	
借入金利子分擔額	一四一四、二三三	七六五	
開業費分擔額	一四一四、二三三	七六五	
計	一四一四、二三三	七六五	
店員寄宿舎	一四、五〇一	五〇〇	
増築部分建築費	七三〇、三七〇	二一〇	
本館設備費	四〇〇、〇一三	六九〇	
第一別館設備費	三三四、三三二	三八〇	
別館配送所	二三、二一五	〇一〇	
増築部分設備費	一、一三八	二〇〇	
器具什器	四一、三三八	一〇〇	
合	一四一四、二三三	七六五	

(昭和一六、二、二八、現在)

科 目	金額	科 目	金額
設 備 考		設 備 考	
店員寄宿舎	一四、五〇一	五〇〇	
增築部分建築費	七三〇、三七〇	二一〇	
本館設備費	四〇〇、〇一三	六九〇	
第一別館設備費	三三四、三三二	三八〇	
別館配送所	二三、二一五	〇一〇	
増築部分設備費	一、一三八	二〇〇	
器具什器	四一、三三八	一〇〇	
合	一四一四、二三三	七六五	

別館配送所	一四、〇一〇	四七〇
倉庫	四八、〇五九	一八〇
合計	二五一、一九二	八八〇

第三〇九、六三二	七五〇
----------	-----

第二節 業務組織並福利施設

一、業務組織

業務組織

當店の業務組織の特徴は、前記の如く仕入と販賣の兼務制である。之は他店には類例がない。要するに「各賣場は各獨立せる小賣業」なりと云ふ趣旨の下に、斯く擔當者の責任を明確にしたものである。開業以來業績は豫想外に良好を示し、從來の規模並に設備が擴大せらるゝやうになつた爲め、業務組織も屢々改正せられ、昭和十年九月十五日の改正以來次の如き経緯を辿つた。

一、百貨店部長の異動は左の通りである。

昭和九年四月一日 常務取締役篠原三千郎氏百貨店部長兼任
昭和十年四月一日 専務取締役五島慶太氏百貨店部長兼任

昭和十三年十一月十一日 營業部長山本知太郎氏百貨店部長に就任現在に至る。

二、昭和九年十月八日 業務組織を制定す。

東横百貨店は外部に對しての呼稱とし、百貨店部は社内組織上の呼稱とす。

業務構成

總務部（四課）庶務、管理、經理、營繕

營業部（九部）食料品、第一、第二、第三、第四、第五雜貨、吳服、食堂、宣傳奉仕
三、昭和十年九月十五日 總務部を庶務部と改稱、管理課を營業部に移管して營業部内の各部制を課制に變革した。

四、昭和十一年十一月十五日 職制を全面的に改正し、部課主任制を廢して部長、次長、課長、係長制とした。

業務構成

營業部（十一課）

第一課、第二課、第三課、第四課、第五課、第六課、食堂課、外賣課、宣傳課、管理課、

食品工場課

庶務部（三課）

庶務課、經理課、營繕課

五、昭和十二年九月三十日 營業部第一課より濫谷驛賣店並目黒驛賣店を、同部食堂課より目黒食堂並東横グリルを分離して、東横電鐵本社並に目蒲乗合株式會社に移管した。

六、昭和十二年十二月三十一日 營業部より食品工場課を分離して東横興業株式會社に移した。

七、昭和十三年十月十四日 庶務部庶務課より人事係を分離して人事課とす。
 八、昭和十六年一月二十日 営業部第一課及食料品關係の三係を、第二課より分離して東横興業に移管した。

九、昭和十六年九月現在

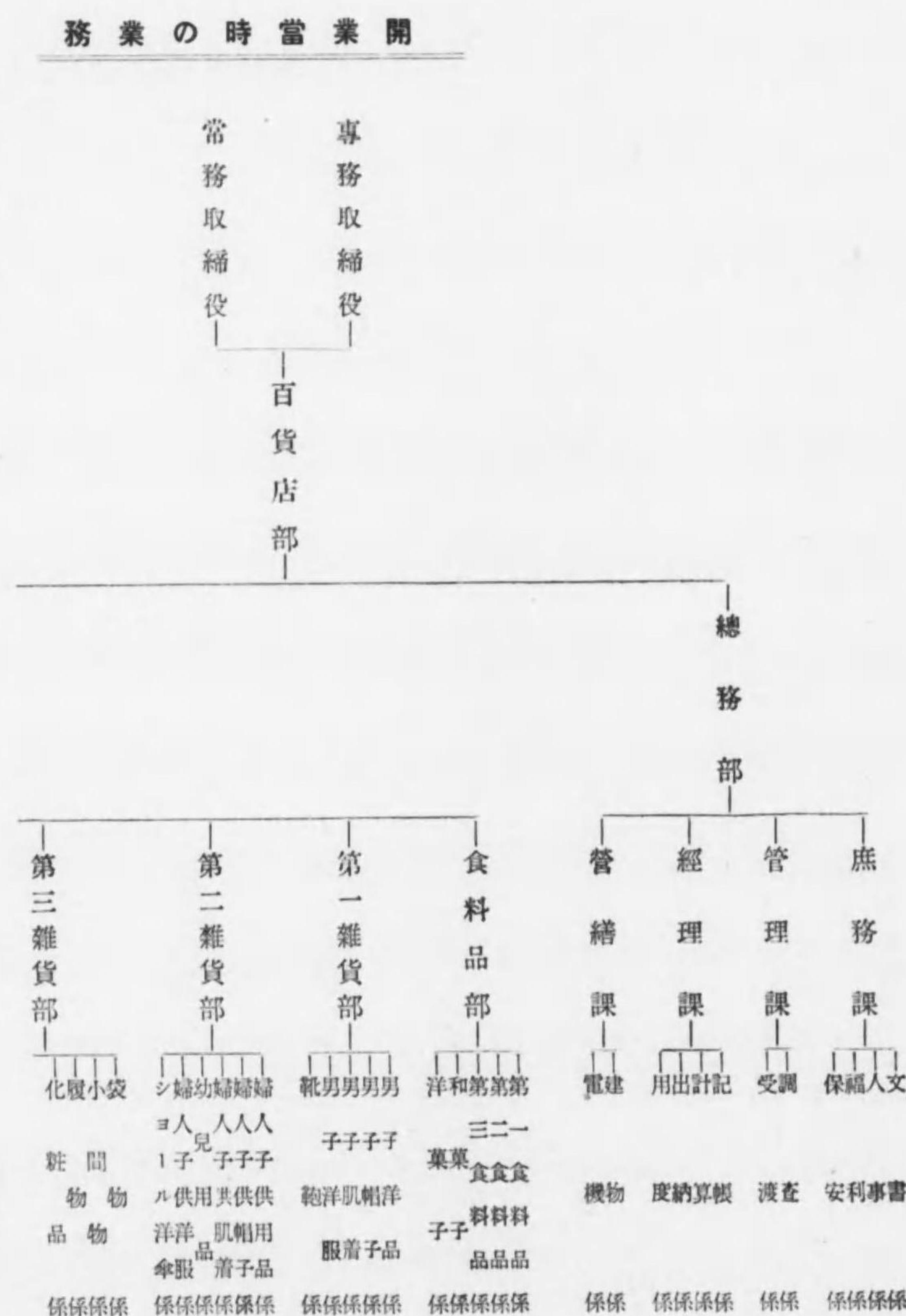
業務構成

營業部（九課）

第二課（九係） 第三課（七係） 第四課（五係） 第五課（七係） 第六課（四係） 食堂課
 （三係） 外賣課（四係） 宣傳課（二係） 管理課（五係）

庶務部（四課）

庶務課（四係） 人事課（三係） 經理課（四係） 營繕課（三係）

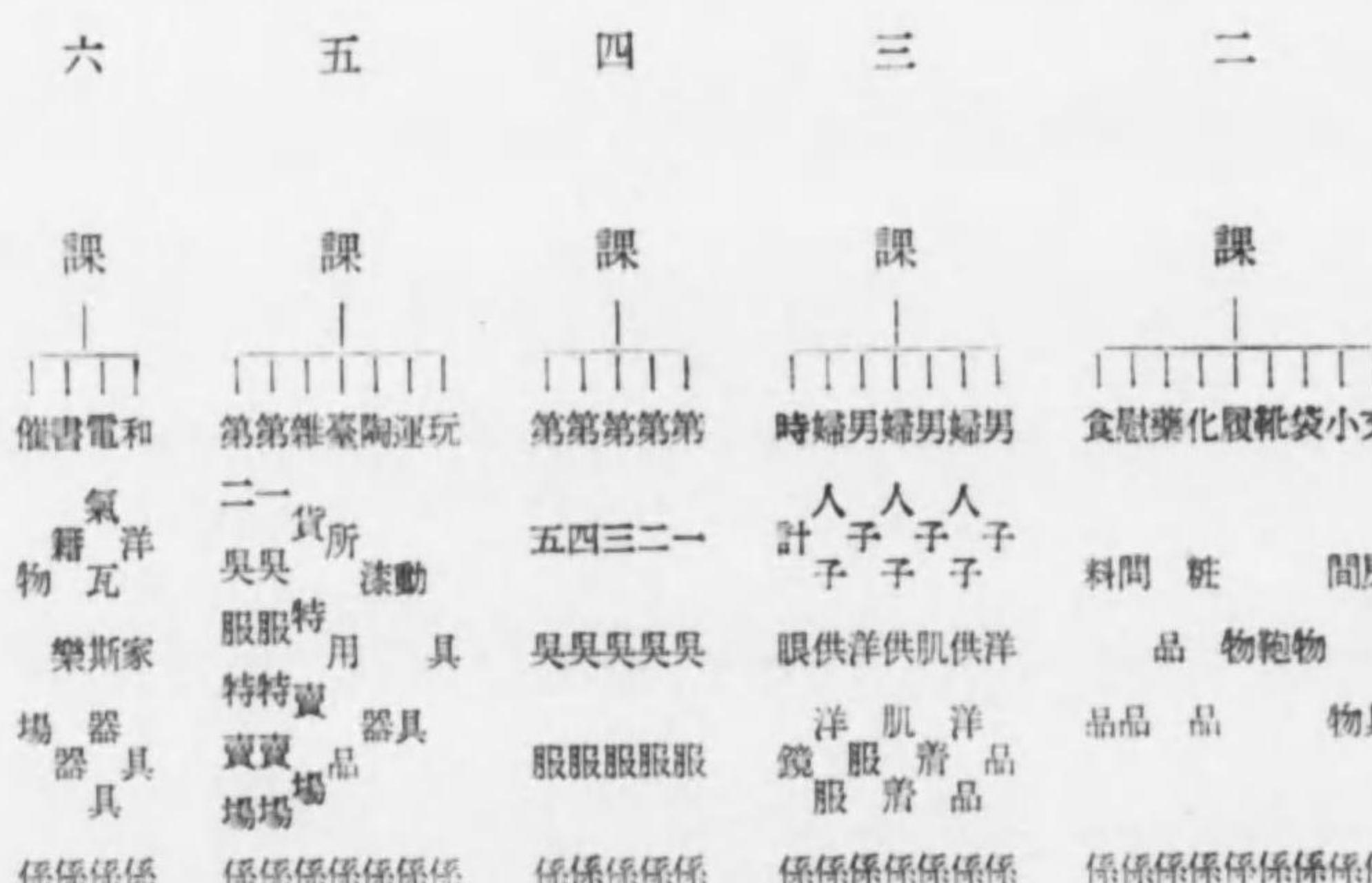


現 在 業 務 組 織

第五章 百貨店業

營業

部

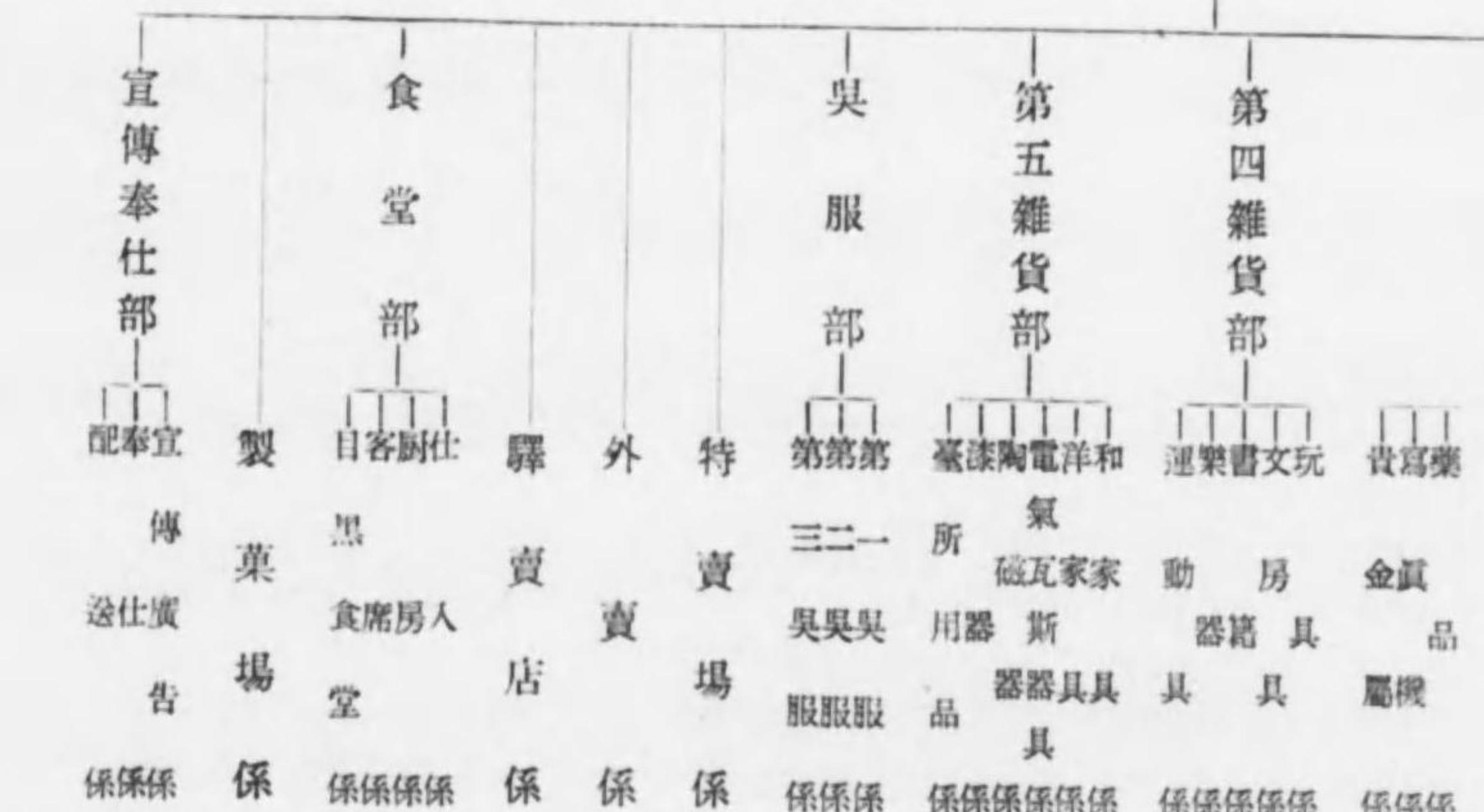


六七七

(昭和十九年八月八日) 組織表

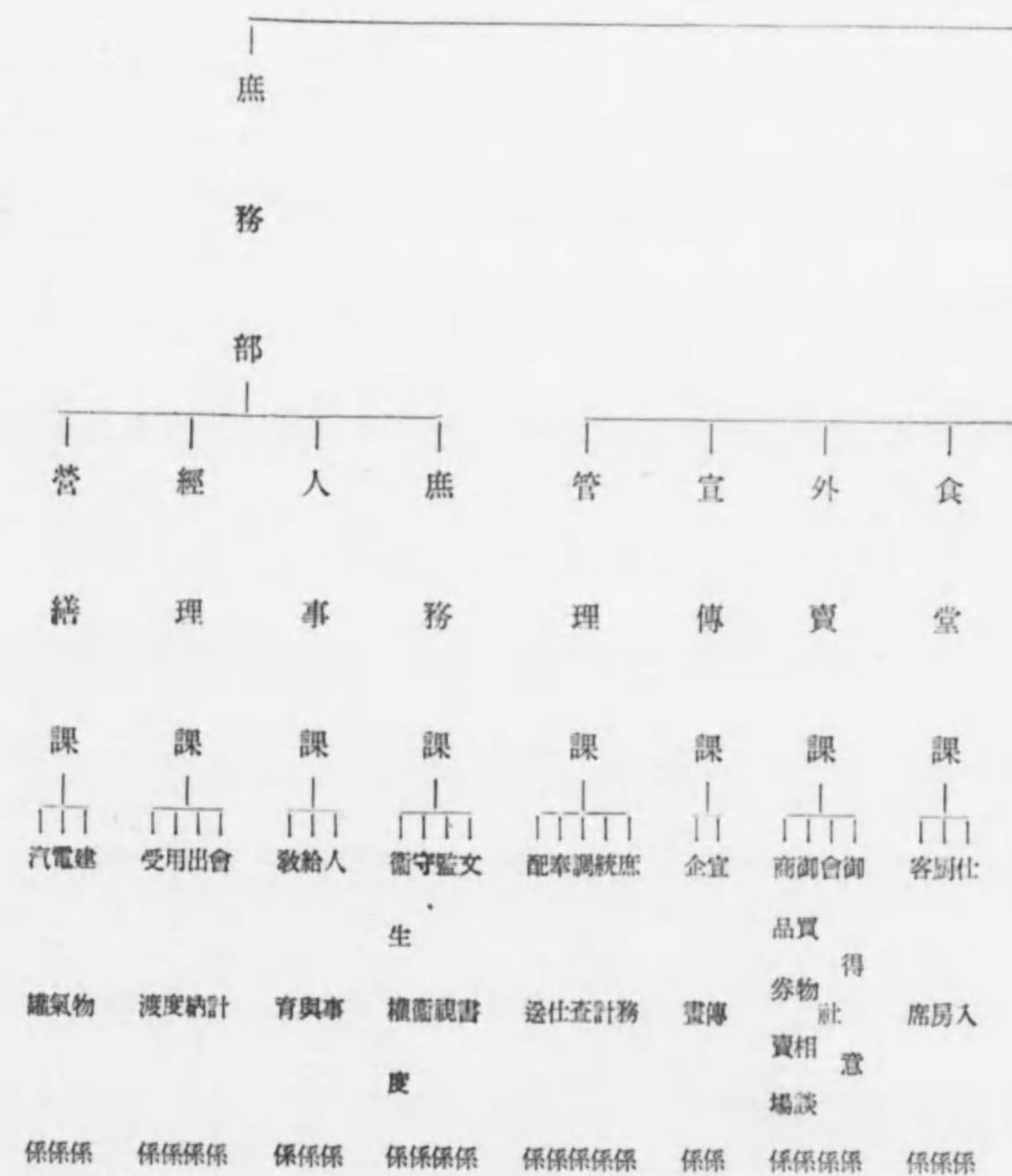
第五章 百貨店業

營業部



六七六

(日十二月一年六十和昭) 表



諸規則

百貨店業は鐵道業と業態を異にするので、諸規則も自ら本社々則に據るより寧ろ同業各店に準じ、特別規定により運用してゐるものが多い。

従業員

營業成績の躍進と共に従業員の數も漸次増加したが今、開業以來の各期末定員増加の経緯を示せば左の通りである。

		年	月
		昭和	
		一〇、一九、	
		一一、一二六二	
		六二	
		男	
		五三八	
		五〇三	
		四六六	
		三四九	
		三四七	
		人	
		七一九	
		六九一	
		六四三	
		五六三	
		五六六	
		人	
		七一九	
		一、二五七	
		一、二五九	
		九八九	
		九一三	
		人	
		一、二五七	
		昭和	
		一五、一四、	
		一三、一六	
		一二、一六	
		二二	
		六二	
		男	
		五〇〇	
		四九一	
		四六八	
		四五三	
		四五三	
		人	
		六五四	
		六七四	
		六四九	
		五六八	
		五六六	
		七二四	
		人	
		一、一五四	
		一、一六五	
		一、一七	
		一、一〇四	
		一、一〇三九	
		一、二六三	
		人	
		一、一六五	
		計	

昭和十三年六月の減少は、東横興業創立につき分離した爲めである。

店員教育

定期採用者に就いては、約一週間「教習室」で店規、店則、傳票の書方、包裝の仕方等を教育

し、各職場に配属させるが爾後は先輩店員、女店員世話係員、責任者及び係長等の直接指導により業務を見習はす事にしてゐる。尙ほ毎年冬期（二・三月）夏期（八・九月）二回に亘り、過去六ヶ月間の入店者を纏めて十日間再教育を施し、實地に経験して來た自己の擔當事務に對する再認識を得させ、教習後は試験を行ひ成績優秀なる者は表彰し、以つて店務の向上を圖る事にしてゐる。

朝 禮

「一日の計は晨にあり」の諺の如く、一日の業務を完全に愉快に遂行し得らるゝやう、毎朝嚴肅なる朝禮の式を行ふ事にしてゐる。朝禮は普通朝禮と全店朝禮とに分け、普通朝禮は左記のやうな次第によつて毎朝開店十五分前、部長の司令の下に行つてゐる。

- 一、宮城遙拜
- 二、部長訓示
- 三、店歌齊唱

四、階毎に課、係長より日報等により重要事項、注意事項等を店員に通達する。

全店朝禮は開業以來毎月二回、即ち一日と十六日に行つて來た。當日は特に本社より社長、専務が出席され訓話をせらるゝ事になつて居たが、興亞奉公日の朝禮が行はれるやうになつてからは、本社と合同で行ひ一日を當店全員の實行日とした。

二、福利及び其他の施設

福利及び其他の施設内容に就いては大體前記第五編の教育及び福祉に準じてゐる故省略する。

第三節 営業

一、營業一般

(一) 营業概観

開店當時は百貨店對小賣商問題が特に喧しい時代であつた爲め、書籍部開設に當つて附近同業者の反対を受け、半年程遅れた以外はさしたる支障もなく開業することが出來た。

其後急激なる沿線の發展に伴ひ、開業後僅々二年餘にして早くも賣場の狹隘を感じるに至り、本館の擴張及び玉電ビルの新設計畫が急務となつた。

本館の擴張は、昭和十二年六月、初めて基礎工事に着手したのであるが、偶々百貨店法の制定及び支那事變の勃發に依り中止のやむなきに至つた。（玉電ビルの百貨店計畫は昭和十一年、當社が支配権を握るに及び急速之が建設に着手したが、完成を見るに至らず現在に及んで居る）

當店は前述の如き特殊事情の下にある百貨店として、最初日本百貨店商業組合に加盟しなかつたのであるが、監督官廳の懲通により、昭和十年十二月、組合に加入することとなつた。次いで同十二年十月百貨店法の制定を見るに及び、同法に基いて定休日、閉店時刻、其他種々營業上の

統制を受けることとなつた。

昭和十二年七月支那事變が勃發するや、臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法、暴利取締令等公布せられ、更に物品稅が定められ、次いで昭和十三年四月には、國家總動員法の制定となり、國を擧げて戰時態勢に移行せるのみならず、爾來支那事變の長期化は、更に戰時經濟統制の一層強化を大ならしめ、物資並に物價の統制となつた。而も價格の抑制策は、單に製品の販賣價格のみに限られ、其の原材料に及ばなかつたので、種々忌々しき混亂を來したが、反面軍需景氣の餘波をうけて購買力は旺盛となり、從つて賣上高は飛躍的な向上を續けるに至つた。

昭和十四年九月一日、第二次歐洲大戰勃發するや、諸物價は急騰の氣配を示して來たので、遂に九・一八價格停止令の公布となり、次いで暴利取締令の改正布告を見るに至つた。

又戰時必要物資に就いては、使用的制限を徹底化され、茲に商品並に原材料の取扱に頗る困却を感じるに至つた。加之支那事變三周年の昭和十五年七月七日には、奢侈品等の製造販賣制限規則即ち七・七禁止令が公布せらるゝに至つて、百貨店の蒙る打撃は相當大なるものがあつた。

更に政府に於ては緊迫した刻下の國際情勢に鑑み、東亞共榮圈確立の下に、高度國防國家の建設が急務となつたので、昭和十五年秋頃から、經濟新體制運動の發足となり、公益優先の實行が叫ばるゝに至つた。

百貨店としては從來實施し來れる適正なる配給機構を強化する信念の下に、直ちにこれに呼應

して配給新體制研究會を組織し、配給報國の實を擧ぐるに努むると共に、戰時に適應せる生活様式を取り入れ、國民生活の指導刷新に當ることとなつた。

(二) 营業の種類

當店の營業種目は、他の百貨店と同様吳服、洋服、雜貨及び食料品等各種の販賣をなす外、食堂業を營み、理髮、寫真撮影、ブレイガイド、遊戲場等をも併せ營んで居る。又地理的見地から他店の如き吳服物偏重主義を棄てゝ、洋品、雜貨、食料品等の日用品に重點を置き、且つ附近一帶に學校多き等の特殊事情を考慮に入れ、文房具等の賣場には特に意を注ぐ事とした。食堂は普通食堂の外、和食御好み等も經營し、六階の理髮室は寫真室と共に、嶄新的設備と優秀な技術により、低廉な料金を以て顧客へのサービスに努め、又屋上の電氣豆自動車、木馬等の遊戲施設は特に兒童の人氣を集めて居たが都合により中止した。

店内賣場配置

七 階	六 階	五 階	四 階	三 階	二 階	一 階
大 食 堂 (喫茶)	和 洋 食 支 食	和 洋 家 具	子 供 乘 物	京 吳 服	紳 士 洋 服	驛 賣 店
室 內 裝 飾 品	風 呂	繪 繪	本 物 具	紳 士 紳 士 肌 着	紳 士 帽 子	東 横 サ ー ビ ス ス テ ー シ ヨ ン ス
電 氣 器 具	運 動	道 具	具 本 物	足 袋 履	文 房 具	
帶 ・ 帶 地	道 具	具 本 物	藥 品 化 粧 品	煙 草 喫 煙 具		
ハンカチーフ						

御好み食堂	著音器	陶磁器	半襟・小物	東京タクシードリバ
食堂みやげ	ラジオ	和洋食器	袱紗・風呂敷	
公衆電話	書籍	生花・花道具	漆子器	
屋上	和洋樂器	硝子器	器	
小鳥	雜貨	煙草セット	器	
自動木馬	金臺所用品	臺所用品	物	
自動車	吳服特賣場	物	既製品	既製品
東横稻荷	タオル	夜具蒲團	國旗	國旗
理髮室	高速線のりば	タオル	既製品	既製品
公衆電話	高速線のりば	高軍慰問品	地	地
	高速線のりば	洋傘	切	切
	高速線のりば	ショール洋傘	手袋	手袋
	高速線のりば	時計・眼鏡	薬用	薬用
	高速線のりば	寫眞機及材料	商問品	商問品
公衆電話	高速線のりば	検眼室	御買物相談所	御買物相談所
	高速線のりば	ブレイガイド	外賣關係	外賣關係
	高速線のりば	公衆電話	省高速線のりば	省高速線のりば
	高速線のりば		東京タクシードリバ	東京タクシードリバ

昭和十六年二月、未完成ながら玉電ビルの一部が、傍系會社たる東横興業株式會社に依つて開業するゝに當り、食料品賣場の大部分を此處に移した。尙六階の理髮室及び寫眞室は一階の擴張部分に移轉し、同じく同社の經營に委した。

(三) 定休日と營業時間

日用品に關しては、當店はその性質上、年中無休を以て顧客に奉仕することゝしたのであるが、棚卸等の必要上から、昭和十年五月、地下室食料品賣場及び食堂を除く外、始めて第一、第二、第三月曜日の定休日を設くることゝした。

然るに昭和十二月、日本百貨店商業組合に加盟するや、其營業統制規程に依つて定休日は「八日」に改めらるゝと共に、食料品賣場も定休日を設くることゝなつた。獨り食堂のみは、驛附設食堂と云ふ特殊事情によつて無休であつたが、之亦昭和十二年百貨店法の制定に依り、定休日を實施することになつた。更に支那事變の進展に伴ひ、消費規正の立前から、百貨店に對する種々の販賣抑制策が採られるやうになり、監督官廳の慇懃に依つて、六大都市百貨店は更に週休制を實施することゝなり、當店も亦昭和十四年十月、月曜週休の制度を定めた。

營業時間に就いては夜間營業を主眼とし、季節に應じて伸縮する事にした。その變遷は大體次の様になつてゐる。

昭和九年十一月より
賣場 午前九時より午後九時迄 食堂 午前十一時より午後九時迄
(但し食堂は十一月十一日迄は十時終業)

昭和十年四月二十日より
賣場 午前九時より午後九時迄 食堂 午前十一時より午後九時迄

昭和十一年一月より

(四月より十月迄)

賣場 午前九時より午後九時迄 食堂 午前十一時より午後九時迄

(十一月より三月迄)

賣場 午前九時より午後七時迄 食堂 午前十一時より午後九時迄

(四月より十月迄)

賣場 午前九時より午後七時迄 食堂 午前十一時より午後九時迄

(十一月より三月迄)

賣場 午前九時より午後六時迄 食堂 午前十一時より午後九時迄

此の間地下室の食料品賣場を、午前八時半より午後八時迄營業し、中元、歳末の季節賣出し又は開店記念賣出し等に當つては、顧客の爲め特に夜間營業をも實施したが、支那事變後は種々と事情が變つて來た。即ち昭和十四年の中元期には、從來の九時閉店を八時に切上げる事となり、開店記念賣出しにも、營業時間の繰り延が無くなり、歳末賣出しも月半頃以後の半月に短縮され、引いて昭和十五年の中元には、全く中止せしめられるに至つた。而も物資と從業員の不足は、營業時間の短縮を一層強要せらるゝに至り、昭和十六年四月以後は、自發的に六時閉店を斷行する

こととなつた。

二、取扱商品及び仕入

商品仕入上の組織或は機構に就いては、各店共最も苦心する處であるが、當店は前記の如く素人のみを以て開業したので、當初は商品の賣行傾向も分明しなかつた爲め、仕入販賣共、各賣場係長が一手でなす方法を探つて來た。

一般商品は凡て現金仕入とし、疵物或は賣行不良の返品を極力未然に防ぐ方法をとり、納入者の負擔輕減に心懸けて來たので、他店よりも廉價に仕入れ得られた。仕入先は一流店以外には断じて取引を行はず、且つ明朗を缺かぬやう努めて來たので、問屋筋も克く當店の主義方針を會得して、各自積極的後援を惜まず、爲めに物資不足の折にも不拘、闊達な仕入をなす事が出來た。

尙ほ仕入先の間には、商品別の當店後援會が組織されており、呉服のみどり會、洋服の東服會、婦聯會、家具の東試會、文房具の東美會、小間物の東美會、化粧品の東親會、食料品の東横親會、東二會、東茶會、食堂の東和會等があつたが、昭和十四年一月遂に大同團結して一括し、名も東光會と呼ぶに至つた。

東光會は六百餘名に及ぶ當店仕入先中、特に有名な店二百數十店を會員とし、當社々長以下幹部は名譽職となり、益々緊密の度を加へた。

三、配達區域

別に沿線居住者の便宜を計ることゝした。之等各區の詳細を表示すれば左の如くである。

(一)

顧客の買上品を店費を以て配達することは、百貨店の大サービスの一つで、他の小賣店の追従を許さぬ強味である。而して百貨店がその配達を直營でやるか、運送店に委託するかは各店一様ではないが、當店は省社線各驛手小荷物配達の請負人であつた目蒲合同運送店をして、近距離の配達に當らしめ、遠距離のものは、大和運輸株式會社に委ねて居たが、昭和十三年十一月、當社の傍系會社たる東横運送株式會社が、目蒲合同運送の業務を繼承するに及び、近距離のものも之に委することになつた。更に昭和十六年八月、陸運統制令に依り、百貨店の販賣品は之を運送業者に委することが出来なくなつたので、全部自營で取扱ふ事になつた。

販賣品の配達には、自宅届と依頼届との二つがあるが、當店で扱ふ依頼届は、平常は總取扱數の三〇%に過ぎざる程で、こゝにもその特異性が窺ひ得られる。又配達區域別から届品を見ると、數に於ては世田谷を第一として澁谷、目黒之に次ぎ、三區の合計數は總扱數の七〇%を占めてゐるのを見ても、沿線居住者と當店との關係の如何に深きかを窺知されるのである。左に當店の配送區域の實狀を記述することとする。

無料配達區域は、百貨店法に基く日本百貨店組合營業統制規定により、東京市道路元標を中心として四十糠以内の地と定められたが、當店は顧客層の厚薄、距離の遠近に従つて之を一區より四區に分ち、更に當社沿線の町村を以て東横沿線の特區となし、之を準二區として特

(二) 特別有料區域

従来無料配達區域であつたのが、百貨店營業統制規程の實施によつて、特殊の割引料金を申受け配達する區域である。

(湘南地方) 橋須賀市 鎌倉

都下並に近縣の主要地を包含する無料配達區域、若しくは特別有料區域以外の所謂地方にて、此の區域に配達される場合は、荷造料と送料とを申受けて發送することになつてゐる。

第四節 業

一、業務一般

開店以來當店の業績は驚異的な躍進を見せたが、それは主として次のやうな恵まれた條件に由因するものである。

時局の好影響

昭和十一年下期より軍部需要の膨脹と輸出産業の進展とにより、物價昂騰に伴ふ在庫品の値上がりとなり、十二年上期の業績は顯著なるものがあつた。同年七月支那事變の勃發するに及び、一

時は業績の上に暗影を投ずるかに見えたが、軍需豫算の遂行、購買力の激増等により賣上は次第に増加して行つたこと。

地理的好條件

當店は東横線、玉川線を始めとし、市電、帝都線、高速線及びバスの起終點に在り、且つ省線澁谷驛に附接してをり地理的に惠まれてゐる上に、他に競争者なき好環境に在ること。

優秀なる人的素質と組織

當店は幹部も店員も百貨店經營に關しては全くの無經驗者であつたので、その擔當せる職務に對しては唯熱意と純情とを以て真摯に努めつゝあること。

沿線顧客との共存共榮

當店は電鐵會社經營の特色を有する百貨店として、常に沿線居住者の利便を第一義とし、その繁榮が引いては當店の繁榮にもなるといふ觀念の下に萬全を期し、例へば店員採用の場合の如き、特に優先的になし所謂共存共榮の實を示してゐること。

良品廉賣

當店にて取扱ふ商品は他店とは多少趣を異にし、日用品に重きを置き極力良品を廉賣するに努めたこと。

二、業績

昭和十一年度

開業の翌年即ち昭和十一年度には既に當店の基礎形成期を劃し得たので、更に内部機構の充實に意を用ひ、特に商品配置の變更並に定休日の制定等注目すべき事項を實施した。

即ち昭和九年開業早々の歳末賣出は豫想外の好成績であつたが、收支漸く償ふ程度に過ぎなかつた爲め、なほ一層、販賣増進の目的を以て、翌年二月二十一日全店に亘り賣場配置の大改革を斷行し、大體現在見る如き配置が出來上つたのであるが次いで三月には之に伴ふ職制の大變更を行ひ、店内の空氣を全く一新した。

自昭和十一年上期至同十二年上期

良品廉賣、誠實第一をモットーとする當店の真價は、開店一年後にして漸く沿線顧客の間に認識せらるゝに至り、且つ青山師範、法政大學、慶應大學豫科の移轉開校、東横映畫劇場及び東横グリルの開業等に依る特別注文相踵ぎ、賣上高の著増を示すに至つた。加ふるに世界的物價高的見越は、十一年下期よりして十二年上期に至り俄然表面化し、物價高を織込んでの賣上高は躍進的增加を示し、顧客一人に對し買上單價も前年より約一一%の上昇を記錄するに至つた。

自昭和十二年下期至同十三年下期

支那事變勃發するや、その心理的影響並に經濟統制或は百貨店法の公布に依り、賣上高は全部門に亘り伸び悩みの状態を示し、その對前年増加率は十二年下期の二六%より十三年上期の二〇

%、同下期の一三%へと漸落を呈した。

百貨店法の実施と當店への影響

豫て問題になつてゐた百貨店法は、昭和十二年十月一日より実施せられ、次いで日本百貨店組合營業統制規程が制定施行せらるゝに及び、その影響は免れ得ぬこととなつた。

その主なるものを擧げると、

(一) 店舗の擴張を制限されたること。

當店は店舗の狭い割に入店客が多く、坪當り計算では他店に比し二割餘も多く、當時既に賣場の狹隘を感じるに至り、之が擴張工事に着手せんとした矢先、該法の実施にあつたため、當店を利用して居た百萬の顧客に對して多少の不便を與ふる結果となつた。

(二) 食堂に休日が強制され、賣場は閉店時刻が繰上げられたこと。

前記の如き百貨店食堂として、從來年中無休を標榜してゐた食堂は、百貨店法の実施に依り、他の賣場同様休業日を設定することとなつた爲め、從來夜間營業をしてゐた賣場も、翌年一月より時間の統制を受けて、夏期は七時、冬期は六時閉店となつた。從つて賣上收入に影響を及ぼし、前記の如き對前年賣上増加率の變更となつたのである。

(三) 一齊休日

昭和十四年一月より實施せられた同一都市百貨店の一齊休日により、賣上に於て多少の影響を

蒙ることとなつた。

自昭和十四年上期至同十五年上期

此の期にあつては、經濟統制法が相續いて実施され、又一方膨大なる國家財政支出により、物價は昂騰の一途を辿り、かくて勃發せる歐洲大戰の影響をうけ、戰時經濟運行上放置しがたき形勢となつたため所謂九・一八停止令の公布となつたが、この物價騰勢を背景とした當店の業績は非常な躍進振りを見せた。即ち賣上高は前年に比し十四年上期二五%、同下期三五%、十五年上期四〇%の增加を示した。然し之を商品別に見ると、客數に於て却つて減少したものが多かつた。又一般物價の昂騰により、在庫品の値上りによる利益も相當大きかつたが、九・一八價格停止令に續く公定價格の制定実施のため、利巾の縮少せる商品も可なり少なくはなかつたので、之が賣益率も漸落歩調を示すに至つた。左にこゝ數年間の業績を一表に示す事とする。

尙支那事變と百貨店に就き一文を草すべきであるが本章の隨所に織込んである故省略する事とした。

百貨店營業成績概觀

(純益金には雑収入を含む)

期別	賣店			賣店			賣店			商品			營業費對賣上割合			純益金對賣上割合		
	賣店	食堂	合計	賣店	食堂	合計	賣店	食堂	合計									
一〇年上	四八三〇	一九一〇	五七四〇	二六九六	三五〇六	四一〇二	二二七七	一六五七	三一四〇	二一〇三	二一〇二	三一〇三	二一〇三	二一〇二	三一〇三	一四六七	二九三	二七九三
一年下	三〇二一	一九一〇	四九三一	二五〇一	二二五九	四一〇一	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一〇六一	二九四六	一六六一
二年上	二六九六	三五〇六	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一
二年下	三五〇九	三六五九	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一
三年上	三五〇六	三六五九	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一
三年下	三五〇九	三六五九	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一
四年上	三五〇九	三六五九	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一
四年下	三五〇九	三六五九	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一
五年上	三五〇九	三六五九	六一九二	三五〇九	三六五九	六一九二	二二六二	一四〇六	三五八八	二一七五	二一七五	三一七五	二一七五	二一七五	三一七五	一六〇一	二九四六	一六六一

東京横濱電鐵株式會社年表

社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱	社名略稱
田園都市株式會社	目黒蒲田電鐵株式會社	武藏電氣鐵道株式會社	舊東京橫濱電鐵株式會社	池上電氣鐵道株式會社	玉川電氣鐵道株式會社	蒲舊東橫兩社合併後	新玉池	東武	目田	東	横川上	横藏蒲園	玉川	武藏	同四〇、四、一	同三九、一〇、九	明治三九、一〇、九
田園都市株式會社	目黒蒲田電鐵株式會社	武藏電氣鐵道株式會社	舊東京橫濱電鐵株式會社	池上電氣鐵道株式會社	玉川電氣鐵道株式會社	蒲舊東橫兩社合併後	新玉池	東武	目田	東	横川上	横藏蒲園	玉川	武藏	同三九、一〇、九	同三九、一〇、九	明治三九、一〇、九
田園都市株式會社	目黒蒲田電鐵株式會社	武藏電氣鐵道株式會社	舊東京橫濱電鐵株式會社	池上電氣鐵道株式會社	玉川電氣鐵道株式會社	蒲舊東橫兩社合併後	新玉池	東武	目田	東	横川上	横藏蒲園	玉川	武藏	同三九、一〇、九	同三九、一〇、九	明治三九、一〇、九
田園都市株式會社	目黒蒲田電鐵株式會社	武藏電氣鐵道株式會社	舊東京橫濱電鐵株式會社	池上電氣鐵道株式會社	玉川電氣鐵道株式會社	蒲舊東橫兩社合併後	新玉池	東武	目田	東	横川上	横藏蒲園	玉川	武藏	同三九、一〇、九	同三九、一〇、九	明治三九、一〇、九

年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日	年號年月日
明治三五、二、八	同三六、四、一六	同三六、一二、一二	同三七、一〇、二五	同三八、六、二五	同三八、八、一五	同三九、一〇、九	同三九、一一、一〇	同三九、一〇、九	同三九、一一、一〇	同三九、一二、一二	同三六、一二、一二	同三六、四、一六	同三六、四、一六	同三六、四、一六	同三六、四、一六	同三六、四、一六	明治三五、二、八
玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
記	記	附せらる。會社創立。資本金四拾萬圓。	渡邊熊之進氏代表取締役に就任。電氣鐵道事業經營の許可を得。	火力發電用汽輪機設置の許可を得。子爵青山幸宜氏取締役に就任。	代表取締役渡邊熊之進氏引退。	青山幸宜氏代る。永松達吾氏代表取締役に就任。	資本金を六拾萬圓に増加。	電氣鐵道會社の發起認可出願。發起人岡田治衛武、山根舜太郎、阿部太一郎、磯口鉢次郎、村田佐輔の五氏。	營業開始。(道玄坂上—三軒茶屋間)。	三軒茶屋—玉川間開通。							

東京横濱電鐵株式會社年表

—

東京横濱電鐵株式會社年表

3

大正一二、一一、一	同 一三、一、一	同 一三、三、一	同 一三、三、一	同 一四、五、一	同 一四、四、四	同 一四、一、二八	大正一四、一、二八
田園 目浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	池上 同
丸子多摩川—蒲田間開通。 大岡山の土地九萬壹千坪を東京高等工業 學校へ移譲。	砧線開通。 資本金を五百萬圓に増加。 相談役和田豊治氏死去。	株式會社多摩川園創立。	武藏 前役員辭任に依り取締役に市原求、服部 玄三、緒明圭造、竹田政智、矢野恒太、 五島慶太、篠原三千郎、瀧澤秀雄の諸氏、 監査役に伊藤欣一、小林一三の兩氏就任。 定款改正。資本金を五百萬圓に増加。東 京横濱電鑑株式會社と改稱。	武藏 前役員辭任に依り取締役に市原求、服部 玄三、緒明圭造、竹田政智、矢野恒太、 五島慶太、篠原三千郎、瀧澤秀雄の諸氏、 監査役に伊藤欣一、小林一三の兩氏就任。 定款改正。資本金を五百萬圓に増加。東 京横濱電鑑株式會社と改稱。	武藏 前役員辭任に依り取締役に市原求、服部 玄三、緒明圭造、竹田政智、矢野恒太、 五島慶太、篠原三千郎、瀧澤秀雄の諸氏、 監査役に伊藤欣一、小林一三の兩氏就任。 定款改正。資本金を五百萬圓に増加。東 京横濱電鑑株式會社と改稱。	武藏 前役員辭任に依り取締役に市原求、服部 玄三、緒明圭造、竹田政智、矢野恒太、 五島慶太、篠原三千郎、瀧澤秀雄の諸氏、 監査役に伊藤欣一、小林一三の兩氏就任。 定款改正。資本金を五百萬圓に増加。東 京横濱電鑑株式會社と改稱。	世田谷線殘部（世田谷—下高井戸間）開 通。 資本金を壹千貳百五拾萬圓に増加。 電燈電熱供給事業經營決定。 玉川ブル開場。
玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	玉川 日浦	池上 同
渡邊利二郎氏監査役に就任。 調布—横濱間工事區域を四區に分ち多摩 川橋架設工事に着手。	東横 目浦	東横 目浦	東横 目浦	東横 目浦	東横 目浦	東横 目浦	資本金を參百七拾萬圓に増加。 電車線路の終點を五反田に變更の件許可 さる。
同 一四、一、一八	同 一三、一二、二三	同 一三、一〇、二五	同 一三、一〇、二五	同 一三、一〇、二五	同 一三、一〇、二五	同 一三、一〇、二五	同 一五、六、一四
同 一四、一、一八	同 一四、一、一〇	同 一三、一二、二三	同 一三、一二、二三	同 一五、六、一四	同 一五、六、一四	同 一五、六、一四	同 一五、六、一四
玉川	東横	目浦	東横	目浦	東横	目浦	池上 同
世田谷線（三軒茶屋—世田谷間）開通。							

東京横濱電鐵株式會社年表

六

東京横濱電鐵株式會社年表

八

昭和十六、一一、一	/	京濱、湘南兩電鐵會社合併。五島慶太氏 取締役社長に就任。
同 一六、一二、八	/	米英に對し宣戰の大詔煥發せらる。
同 一六、一二、二六	新東横	小林清雄、立花榮吉、鈴木幸七、三宮四郎、尾川武夫の五氏取締役に就任。
同 一七、一、一三	同	配電統制令に基き、關東配電株式會社へ 電氣供給事業設備出資決定。
同 一七、二、一	同	市、社の協定書に基き山手線以東の自動 車事業及附隨せる人員の引繼を完了。
同 一七、二、七	同	京濱電氣鐵道株式會社、小田原急行電鐵 株式會社の合併契約成立。

編纂後記

當社沿革史編纂の下命を受けてから足掛け五年になる。着手當初の方針としては、舊東横電鐵を主體とすべく、その前身であつた武藏電鐵から起稿すると共に、武藏國及び沿線町村の歴史地理の沿革をも掲載する豫定で殆んど一箇年はそれに没頭し、未定稿として社誌清和へも連載したが、後に至り、ある事情の爲め、目蒲電鐵が舊東横電鐵を併合し商號を東京横濱電鐵株式會社と改稱したので、在來の編纂形態の内容を換へねばならなくなり、原稿數もずつと増加したので、已むなく歴史地理の記事は全部省くことゝした。

○

編纂期間は四箇年の豫定であつたが、その間、皇紀二千六百年祝典を目標に各方面から記念沿革史の出版が續々と行はれ、我が社としても何とか間に合はせたいと焦慮したものゝ遂に果し得ず終つた。

稿を續けてゐる間支那事變が益々擴大され、剩へ第二次歐洲戰亂が勃發し、世界情勢は混沌としてその歸趨を知るべくもなくなつてきたに不拘、我が社の發展は實に目覺しいものであつた。

新會社の創立又は他會社の買收、併合、傍系會社の内容充實に伴ふ事業の積極化或は役員の移動等が絶えず行はれ、原稿の追加、書き直しを矢継ぎ早にせねばならなくなつて來た。さうした關係から、社長、専務からは再三の督勵があつたものゝ遲延し遂に今日に至つたが、各部課からの懇切な援助と指導とを賜はつたのでどうにか脱稿し得た。

○

今本文其の他全部の校正を了し、茲に編纂者としての餘白を汚すにあたり、謹而、皇國の隆盛と我が社の彌榮とを祈願し、併せて重役諸公並に同僚諸氏の不斷の御鞭撻と深甚なる御厚情に對し満腔の謝意を表するものである。

尙ほ本誌に關する一切の責は編纂者の負ふべきものたることを附記して置く。

昭和十八年一月十五日

編 著 識

昭和十八年三月二十日印刷

〔非賣品〕

東京急行電鐵株式會社

編纂者

杉

本

寛

一

東京都京橋區靈岸島二丁目二番地

印刷者

伊

坂

一

夫

東京都京橋區靈岸島二丁目二番地

印刷所

合資

伊

坂

印 刷 所

發行所

東

京

急

行

電

鐵

株式會社

發行所

東

京

急

行

電

鐵

株式會社

不許復製

686.9
To 46

終